資料3

表紙

仙台市地域防災計画 【原子力災害対策編】 新旧対照表

新 備考 仙台市地域防災計画 仙台市地域防災計画 【原子力災害対策編】 【原子力災害対策編】 (中間案) 暫 定 計 画

IΒ	新	備考
目次	目次	
第1章 総則	第1章 総則	
第 1 節 計画の目的及び位置づけ	第 1 節 計画の目的及び位置づけ 1. 計画の目的 2. 計画の性格	節内の構成変更により, 項 を追加
第 2 節 計画の基本方針 1. 計画の対象者について. 2. 計画の優先事項について. 3. 対応体制について. 4. 想定事象について.	第 2 節 計画の基本方針 1. 計画の対象者について 2. 計画の優先事項について 3. 対応体制について 4. 想定事象について	
第 3 節 計画の管理 第 4 節 計画の構成 第 5 節 仙台市の概況と災害想定 1. 仙台市の概況と災害想定 2. 災害想定	第 3 節 計画の管理 第 4 節 計画の構成 第 5 節 仙台市の概況と災害想定 1. 仙台市の概況。 2. 災害想定	
第 6 節 各主体の役割と業務大綱	第 6 節 各主体の役割と業務大綱 第 7 節 原子力防災体制等の整備	新たに節を追加
第7節 市の活動体制 1. 災害対策活動体制 2. 職員の配備・動員計画	第8節 市の活動体制 1. 災害対策活動体制 2. 職員の配備・動員計画 3. 各局区事務分掌	節内の構成変更により,項 を追加
第2章 9つの施策パッケージ	第2章 9つの施策パッケージ	
第 1 節 情報収集と連絡体制	第 1 節 情報収集と連絡体制 1. 平時の備え 2. 事故発生後の対応 2. 事故発生後の対応	
第 2 節 市からの情報発信 1. 平時の備え	第 2 節 市からの情報発信	
第 3 節 環境モニタリング 1. 平時の備え	第 3 節 環境モニタリング 1. 平時の備え 2. 事故発生後の対応	

IΒ	新	備考
第 4 節 退避・避難・避難受入れ 1. 平時の備え 2. 事故発生後の対応 第 5 節 被ばく対策 1. 平時の備え 2. 事故発生後の対応 第 6 節 飲食物の安全確保	第 4 節 退避・避難・避難受入れ 1. 平時の備え. 2. 事故発生後の対応. 第 5 節 被ばく対策. 1. 平時の備え. 2. 事故発生後の対応. 第 6 節 飲食物の安全確保.	
 平時の備え	 平時の備え 事故発生後の対応 ア時の備え 事故発生後の対応 第 8 節 資材調達・備蓄・ロジスティクス 	
 資機材の配備. 資機材・人材輸送体制. 第 9 節 知識普及・啓発. 防災訓練 市民等に対する知識普及・啓発. 防護・除染等対策要員の育成. 情報伝達・防災対策の実践的訓練. 	 資機材の配備. 資機材・人材輸送体制. 第 9 節 知識普及・啓発. 防災訓練 市民等に対する知識普及・啓発. 原子力災害対策要員の育成. 情報伝達・防災対策の実践的訓練. 	
用語集	事故発生後の原子力災害対策のフロー	図を追加

IΒ	新	備考
第1章 総 則	第1章 総 則	

計画の目的及び位置づけ 第1節

IΒ

本計画は、東京電力福島第一原子力発電所(以降、福島第一原発)での事故の経験から、原子力施 設に事故が発生した場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害が発生 した際の放射性物質の影響に対する市民等の安全・安心を確保することを目的とする。

原子力防災に関する法令、指針類の体系を以下に示す。本計画は、市独自で検討可能な事項につい て先行して策定する計画であり、国や県の防災計画等の見直しが完了し、市の地域防災計画(原子力 災害対策編)が策定されるまでの暫定計画である。

本計画は,原子力災害対策の基本的方針及び施策の方向性を示したものであり,具体の施策内容や 体制については計画策定後速やかに検討するものとする。

本計画に定めのない事項については、地域防災計画(共通編、地震・津波災害対策編、風水害等 災害対策編)による。

災害対策基本法

- 都道府県、市町村等の公共機関の体制確立と責任所在の明確化
- 防災計画の作成
- 災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的 な防災行政の整備及び推進

原子力災害対策特別措置法 (原災法)

- 初期動作の迅速化
- 国, 地方公共団体の連携強化
- 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応態勢の強化 (緊急事態応急対策等拠点施設 (OFC) と防災専門官の設置を規定)
- 原子力防災における原子力事業者の責務・役割の明確化

防災基本計画

災害対策基本法に基づき, 中央防災会議が作成す る防災に関する具体的な運用を定めた基本的な計 画。第11編が原子力災害対策編で、原子力災害の 発生及び拡大の防止, 復旧を図るために必要な対 策を記述

原子力災害対策指針(法定)

- 原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項を規定 ● 原子力災害対策の基本的考え方,原子力災害対策重 点区域, 住民等への情報提供, 緊急時モニタリング,
- 緊急被ばく医療体制等

国の防災業務計画

原子力防災に関し,担当省 庁が取るべき対応体制・措置 等の基本を定めたもの

地域防災計画

原子力災害に関して道府県, 関係市町村等の関係機関がとる べき措置を定めるもの ※策定対象市町村は、原子力災

害対策指針により概ねの範囲が 定められ、 県が設定する

原子力事業者防災業務計画

個別の原子力事業所の状況に応じ て,原子力防災に必要業務を計画した もの

図 1.1-1 原子力防災に関する法令・指針類の体系図

計画の目的及び位置づけ 第1節

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、原子力施設に事故が発生したことによる原子 力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、仙台市、宮城 県, 指定地方行政機関, 指定公共機関, 指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め, 総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の迅速な遂行によって市民等の生命,身体及び財産を原 子力災害から保護することを目的とする。

本市は、東北電力女川原子力発電所(以下、「女川原発」という。)から 30km 圏外に位置しており、 原災法に基づく地域防災計画・原子力災害対策編の策定対象には該当しないものの、東京電力福島第 一原子力発電所(以下,「福島第一原発」という。)での事故の経験から,原子力施設に事故が発生し た場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害の発生に伴う放射性物質 の影響から市民等の安全・安心を確保するために本計画を策定する。

災害対策基本法

- 都道府県、市町村等の公共機関の体制確立と責任所在の明確化
- 助災計画の作成
- 災害予防,災害応急対策,災害復旧等の災害対策の基本を定めることにより,総合的かつ計画的 な防災行政の整備及び推進

原子力災害対策特別措置法(原災法)

- 割期動作の迅速化
- 国、地方公共団体の連携強化
- 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応態勢の強化
- (緊急事態応急対策等拠点施設 (OFC) と防災専門官の設置を規定) ● 原子力防災における原子力事業者の責務・役割の明確化

防災基本計画

災害対策基本法に基づき, 中央防災会議が作成す る防災に関する具体的な運用を定めた基本的な計 画。第11編が原子力災害対策編で、原子力災害の 発生及び拡大の防止, 復旧を図るために必要な対 策を記述

原子力災害対策指針(法定)

● 原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項を規定 ● 原子力災害対策の基本的考え方,原子力災害対策重 点区域, 住民等への情報提供, 緊急時モニタリング 緊急被ばく医療体制等

国の防災業務計画

原子力防災に関し、担当省 庁が取るべき対応体制・措置 等の基本を定めたもの

地域防災計画

原子力災害に関して道府県, 関係市町村等の関係機関がとる べき措置を定めるもの ※策定対象市町村は,原子力災

害対策指針により概ねの範囲が 定められ, 県が設定する

原子力事業者防災業務計画

個別の原子力事業所の状況に応じ て,原子力防災に必要業務を計画した もの

図 1.1-1 原子力防災に関する法令・指針類の体系図

節内の構成変更により. 項 を追加

法令を踏まえて目的を加筆 修正

法令上の位置づけを加筆

ΙΒ	新	備考
	2. 計画の性格	
	(1) 仙台市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	計画の性格を加筆
	本計画は、本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画・原子力	
	災害対策編及び宮城県の地域防災計画・原子力災害対策編(以下「県の計画」という。)に基づいて 作成したものであって,指定行政機関,指定地方行政機関,指定公共機関及び指定地方公共機関が作	
	成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。	
	実施段階の具体の内容や体制については <u>今後</u> 速やかに検討するものとする。	
	(2) 仙台市における他の災害対策との関係	
	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応については、地域防災計画(風水害等災害対策編 第2	核燃料物質等の運搬中の事
	部災害種別対策)に拠るほか,本計画に定めのない事項については、地域防災計画(共通編、地震・	故に対する対応について加
	津波災害対策編、風水害等災害対策編)に拠るものとする。	筆

第2節 計画の基本方針

1. 計画の対象者について

【方針1】

仙台市民はもとより、通勤、通学、業務、買物、旅行・観光など様々な目的で来仙している来訪 者、他市町からの避難者の安全・安心を確保する

市内には市民のほか、多くの訪問者が集まっている。また、災害発生時には多くの避難者が集まることが予想される。これらの市内にいる可能性のある全ての方を対象に計画を立てる。

2. 計画の優先事項について

【方針 2】

大気中の放射性物質や空間放射線量率の上昇への対策,飲料水,食料品の安全性の確保のための対策など,市民等の健康に直結する対策を優先的に整備する

福島第一原発の事故の経験から、本市においても放出された放射性物質を含む大気(プルーム)の 通過時と、その通過後に残留する放射性物質によって、市民等の健康等に影響が及ぶおそれがあるこ とから、市民等の健康に直結する対策を最優先に整備する。

【方針3】

大規模な災害時にも必要な情報収集・伝達を確実に実施するため、県、原子力事業者、報道機関等との災害に強い多重化された連絡体制を構築し、市民等の多様な対象者に対して迅速・確実な情報伝達を実現する

福島第一原発の事故では、災害の状況が分からないこと、対策の決定が住民等に適切に伝わらなかったことが課題として指摘されている。そこで、対策の判断に必要な情報収集を行うための災害に強い手段と経路を確保するとともに、市民等が必要とする情報を提供する必要がある。本計画では適切な対策を速やかに実施するため、情報の収集と伝達に関する対策を行う。

第 2 節 計画の基本方針

新

1. 計画の対象者について

【方針 1】

仙台市民はもとより,通勤,通学,業務,買物,旅行・観光など様々な目的で来仙している来訪者,他市町からの避難者の安全・安心を確保する

市内には市民のほか、多くの来訪者が集まっている。また、災害発生時には多くの避難者が集まることが予想される。これらの市内にいる可能性のある全ての方を対象に計画を立てる。

2. 計画の優先事項について

【方針 2】

大気中の放射性物質や空間放射線量率の上昇への対策,飲料水,食料品の安全性の確保のための対策など,市民等の健康に直結する対策を優先的に整備する

福島第一原発の事故の経験から、本市においても放出された放射性物質を含む大気(プルーム)の通過時と、その通過後に残留する放射性物質によって、市民等の健康等に影響が及ぶおそれがあることから、乳幼児や児童、生徒、妊産婦等が放射線への感受性が高いことなどを考慮し、市民等の健康に直結する対策を最優先に整備する。

方針の説明文を加筆

【方針3】

大規模な災害時にも必要な情報収集・伝達を確実に実施するため、県、原子力事業者、報道機関等との災害に強い多重化された連絡体制を構築し、市民等の多様な対象者に対して迅速・確実な情報伝達を実現する

福島第一原発の事故では、災害の状況が分からないこと、対策の決定が住民等に適切に伝わらなかったことが課題として指摘されている。そこで、対策の判断に必要な情報収集を行うための災害に強い手段と経路を確保するとともに、市民等が必要とする情報を提供する必要がある。本計画では適切な対策を速やかに実施するため、情報の収集と伝達に関する対策を行う。

3. 対応体制について

【方針 4】

対応の判断基準となる空間放射線量率等の基準値、規制値等は国等の定めるものによる

基準値等については、福島第一原発の事故の教訓を踏まえて国等において検討が行われているところであるが、本計画では現段階で明らかにされている基準値等を用いるものとする。

【方針5】

原子力災害対策は、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの原子力施設の緊急事態 区分に応じて必要な体制を構築するとともに各種対策を講じる

国では、新たに3段階での対応体制をとるための判断基準(緊急時活動レベル)を検討中である。 本計画では、原子力災害特別措置法に定める特定事象、原子力緊急事態との関係も考慮しながら、県 や他市町、関係機関等との連携も含めて、災害の規模や重大さのレベルに応じた段階的な対応を実施 するものとする。

【方針 6】

緊急時に迅速、適切に対処できるように、平時に必要な準備・対策を講じる

福島第一原発の事故では当時の計画範囲である 10km を越える地域では準備不足による混乱が発生した。放射性物質による影響は、原子力施設からの距離によって異なり、本市の場合には至急の避難を要する可能性は低く、プルームが通過する数時間に迅速、適切に市民等が対処できるようにすることが重要である。本計画では、緊急時に迅速、適切に対処できるように、事前に対策を講じる。

4. 想定事象について

【方針7】

本市に最も近い東北電力女川原子力発電所の事故を想定するが、その他の原子力施設の事故により影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるように対策を講じる

福島第一原発の事故での放射性物質による影響は、発電所から 250km 以上にまでに及んだことが 指摘されている。本計画では、本市に最も近い東北電力女川原子力発電所(以降、女川原発)での事 故に加え、他の原子力施設の事故による影響へも対応できるよう考慮する。

【方針8】

想定する事故は、原子力施設の単体事故、自然災害等との複合事故とする

福島第一原発の事故では、複合災害の対策が不十分であったため、被害が大きくなったと指摘されている。そのため、自然災害との複合事故、航空機の墜落やテロ・武力攻撃等により発生した事故等、通常の想定を超えるこれらの事象に対しても国の検討結果を踏まえ、想定するものとする。

3. 対応体制について

【方針 4】

対応の判断基準となる空間放射線量率等の基準値、規制値等は国等の定めるものによる

基準値等については、福島第一原発の事故の教訓を踏まえて国等において検討が行われているところであるが、本計画では現段階で明らかにされている基準値等を用いるものとする。

【方針 5】

原子力災害対策は、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの原子力施設の緊急事態 区分に応じて必要な体制を構築するとともに各種対策を講じる

国では、新たに3段階での対応体制をとるための判断基準(緊急時活動レベル)を検討中である。本計画では、原災法に定める特定事象、原子力緊急事態との関係も考慮しながら、県や他市町、関係機関等との連携も含めて、災害の規模や重大さのレベルに応じた段階的な対応を実施するものとする。

【方針 6】

緊急時に迅速、適切に対処できるように、平時に必要な準備・対策を講じる

福島第一原発の事故では当時の計画範囲である 10km を越える地域では準備不足による混乱が発生した。放射性物質による影響は、原子力施設からの距離によって異なり、本市の場合には至急の避難を要する可能性は低く、プルームが通過する数時間に迅速、適切に市民等が対処できるようにすることが重要である。本計画では、緊急時に迅速、適切に対処できるように、事前に対策を講じる。

4. 想定事象について

【方針7】

本市に最も近い東北電力女川原子力発電所の事故を想定するが、その他の原子力施設の事故により影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるように対策を講じる

福島第一原発の事故での放射性物質による影響は、発電所から 250km 以上にまでに及んだことが 指摘されている。本計画では、本市に最も近い女川原発での事故に加え、他の原子力施設の事故によ る影響へも対応できるよう考慮する。

【方針8】

想定する事故は、原子力施設の単体事故、自然災害等との複合事故とする

福島第一原発の事故では、複合災害の対策が不十分であったため、被害が大きくなったと指摘されている。そのため、自然災害との複合事故、航空機の墜落やテロ・武力攻撃等により発生した事故等、通常の想定を超えるこれらの事象に対しても国の検討結果を踏まえ、想定するものとする。

ΙΒ	新	備考
第 3 節 計画の管理	第 3 節 計画の管理	
市は,災害対策基本法第42条の規定に基づき,毎年本計画に検討を加え,国,県等の指針や計画の見直し,防災対策に関して行われている調査・研究の知見,教育・訓練等の結果を踏まえて, 適宜必要な見直しを行う。	市は,災害対策基本法第 42 条の規定に基づき,毎年本計画に検討を加え, <u>国の防災基本計画や</u> <u>県の計画の見直し,</u> 防災対策に関して行われている調査・研究の知見,教育・訓練等の結果を踏 まえて,適宜必要な見直しを行う。	文言修正
	また、本計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制	原子力災害対策指針との関
	委員会が定める「原子力災害対策指針(以下「国の指針」という。)」を遵守するものとする。	係を加筆

第4節 計画の構成

本計画の構成及び内容は、次の通り。

第1章,総則は、普段から各主体が共有すべき考え方や実施すべき事項についての共通理解を 図り、災害に備えておくためのものである。

第2章,9つの施策パッケージは、平時の備えから事故発生後において各主体の取り組む事項 について、迅速な災害対応につなげられるよう、その内容や手順などの大枠を定めたものである。 各施策パッケージの概要を表1.4-1に示す。

表 1.4-1 原子力災害対策の構成

9つの分野の施策パッケージ	概要
(1)情報収集と連絡体制	●環境モニタリング結果などの情報収集,関係機関から
	の情報収集など,市として集めるべき情報収集の内容
	●市の連絡体制や職員の動員体制
(2)市からの情報発信	●市から, 市民等や報道機関等関係機関への情報伝達
	体制, 伝達する情報項目等
(3)環境モニタリング	●平常時と緊急時における環境モニタリングの体制と運
	用
(4)退避・避難・避難受入れ	●市民等の退避・避難と,他自治体からの避難者の受
	入体制
(5)被ばく対策	●スクリーニングやその結果に基づく被ばく対策, 被ばく
	医療等
(6)飲食物の安全確保	●飲食物の安全確保
(7)除染	●除染の方法や実施体制
(8)資材調達・備蓄・ロジスティックス	●防護対策に直接関わる資機材や、後方支援に係る活
	動
(9)知識普及・啓発, 防災訓練	●市民等への知識普及,対応職員等の育成や訓練

第4節 計画の構成

本計画の構成及び内容は、次の通り。

第1章,総則は、普段から各主体が共有すべき考え方や実施すべき事項についての共通理解を 図り、災害に備えておくためのものである。

第2章,9つの施策パッケージは、平時の備えから事故発生後において各主体の取り組む事項 について、迅速な災害対応につなげられるよう、その内容や手順などの大枠を定めたものである。 各施策パッケージの概要を図1.4-1に示す。

第2章 9つの施策パッケージ

第1節 情報収集と連絡体制

- ●環境モニタリング結果などの情報収集,関係機関からの情報収集など,市として集めるべき情報収集の内容
- ●市の連絡体制や職員の動員体制

第2節 市からの情報発信

●市から,市民等や報道機関等関係機関への情報伝達体制,伝達する情報項目等

第3節 環境モニタリング

●平常時と緊急時における環境モニタリングの体制と運用

第4節 退避・避難・避難受入れ

●市民等の退避・避難と,他自治体から の避難者の受入体制

第5節 被ばく対策

●安定ョウ素剤配布, スクリーニングやその結果に基づく被ばく対策, 被ばく医療等

第6節 飲食物の安全確保

●飲食物の出荷制限, 摂取制限

第7節 除染

●除染の方法や実施体制

第8節 資材調達・備蓄・ ロジスティクス

●防護対策に直接関わる資機材や,後 方支援に係る活動

第9節 知識普及 啓発. 防災訓練

●市民等への知識普及,対応職員等の 育成や訓練

図 1.4-1 原子力災害対策の構成

表を図化

一部文言修正

第 5 節 仙台市の概況と災害想定

1. 仙台市の概況

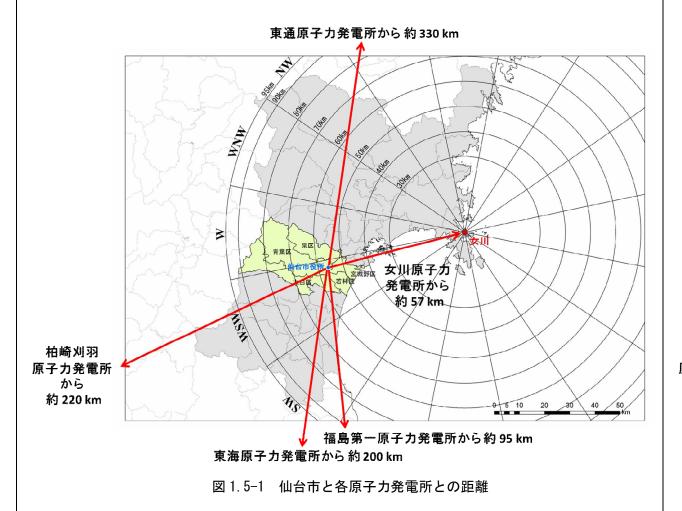
(1) 地理的位置

本市は,東北地方中部太平洋岸,県の中部に位置し,東西 50.58km,南北 31.20km,面積は 785.85 k m²であり,北東に七ヶ浜町と多賀城市,北に利府町,富谷町,大和町および色麻町,南に川崎町,村田町,名取市,そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市,東根市及び山形市といった 12 の市や町と隣接している。

(2) 各原子力発電所との距離

本市から最も近い原子力発電所は、女川原発であり、宮城野区及び若林区の一部が 50km 圏内に位置する。また、市役所は女川原発から約 57km に位置する。

その他の原子力発電所と市役所の距離は、福島第一原発まで約95km、東海原子力発電所まで約200km、柏崎刈羽原子力発電所まで約220km、東通原子力発電所まで約330kmとなっている。



第 5 節 仙台市の概況と災害想定

1. 仙台市の概況

(1) 地理的位置

本市は,東北地方中部太平洋岸,県の中部に位置し,東西 50.58km,南北 31.20km,面積は 785.85 k m²であり,北東に七ヶ浜町と多賀城市,北に利府町,富谷町,大和町および色麻町,南に川崎町,村田町,名取市,そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市,東根市及び山形市といった 12 の市や町と隣接している。

(2) 各原子力発電所との距離

本市から最も近い原子力発電所は、女川原発であり、宮城野区及び若林区の一部が 50km 圏内に位置する。また、市役所は女川原発から約 57km に位置する。

その他の原子力発電所と市役所の距離は、福島第一原発まで約95km、東海原子力発電所まで約200km、柏崎刈羽原子力発電所まで約220km、東通原子力発電所まで約330kmとなっている。

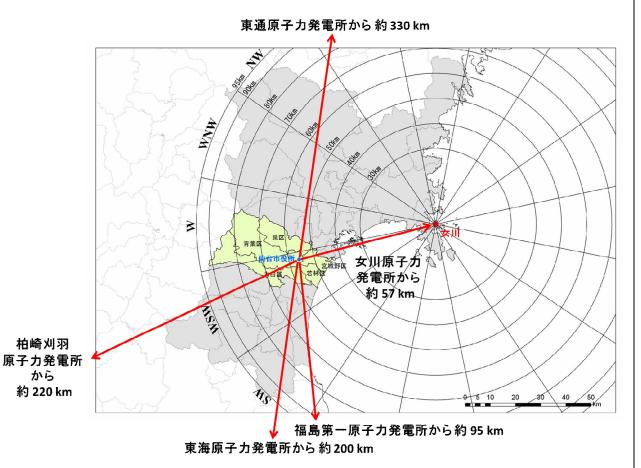


図 1.5-1 仙台市と各原子力発電所との距離

旧	新	備考
IH	↑ /I	IM 7

(3) 東北電力女川原子力発電所の概要

(3) 女川原子力発電所の概要

表 1.5-1 女川原子力発電所施設の概要

区	分	1 号 機	2 号 機	3 号 機
位置			宮城県牡鹿郡女川町,石巻市	
		(北緯 38° 24',東経 141° 30')		
	面積		173万㎡(海面埋立地含む)	
電 気	出 力	52.4 万 kW	82.5 7	
原子炉	形式	沸騰水型	(濃縮ウラン,軽水減速,軽水浴	
	熱出力	1,593 MW	2,436	MW
	種 別		低濃縮二酸化ウラン	
燃料	装荷量	燃料棒×368 体,	燃料棒×	
		全ウラン重量約 63 t	全ウラン重	重量約 96 t
			圧力抑制形	
		ト゛ライウェル:フラスコ形	ドライウェル:上下	
		球部直径:19.2 m	円筒部直径	
京子炉	形式	円筒部直径: 9.8 m	全高:	-
格納容器	(寸法)	全高:33.1 m ノ	サプレッションチェン	_
		サプレッションチェンバ:円環形	円環部中心線	
		円環部中心線直径:31.4 m	人 円環部断面i	単往:9.4 m 丿
気 水		円環部断面直径: 8.1 m		
分離器		たて形軸流遠心式		
- 14th HIL	圧力	6.93 MPa		
主蒸気	蒸気流量	約 2.91×10³ t/h	約 4.74×10³ t/h	
	温度	286℃		
h. 18) ·	形式	くし形 3 気筒 4 流排気	くし形 4 流排気後	夏水式 (再熱式)
タービン	容量	52.4万 kW(1,500 rpm)	82.5 万 kW(1,500 rpm)
	4- VII		横軸円筒回転界磁	
発電機	形式	3 相同期発電機		
	容量	585 MVA(22kV)	920 MVA(17kV)	920 MVA(20kV)
電調審承認	8年月日	昭和 45 年 5 月 29 日	昭和 62 年 3 月 19 日	平成6年3月17日
原子炉	設置	昭和 45年 12月 10日	平成元年 2 月 28 日	平成8年4月12日
許可年	月日	哈和 40 + 12 月 10 日	<u> </u>	一一一
着工年	月日	昭和 54 年 12 月 25 日	平成元年8月3日	平成8年9月11日
初臨界年	 月日	昭和 58年 10月 18日	平成 6 年 11 月 2 日	平成 13 年 4 月 26 日
営業運転年月日		昭和 59年 6月 1日	平成7年7月28日	平成 14 年 1 月 30 日

表 1.5-1 東北電力女川原子力発電所施設の概要

区	分	1 号 機 2 号 機 3 号 機		3 号 機
位	置	,	宮城県牡鹿郡女川町,石巻市	
1 <u>U.</u> <u>IE.</u>		(北緯 38°24′,東経 141°30′)	
用地	面積	約 173 万㎡(海面埋立地含む)		
電 気	出力	52.4 万 kW	82.5	万 kW
原 子 炉	形式	沸騰水型	(濃縮ウラン,軽水減速,軽水液	令却)
,,, , ,,	熱出力	1,593 MW	2,430	3 MW
	種別		低濃縮二酸化ウラン	
燃料	装荷量	燃料棒×368 体,	燃料棒×	560 体,
		全ウラン重量約 63 t	全ウラン <u></u>	重量約 96 t
			压力抑制形 	
		ドライウェル:フラスコ形	ト゛ライウェル:上て	部半球円筒形
		球部直径: 19.2 m	円筒部直径	圣:22.8 m
原 子 炉	形式	円筒部直径:9.8 m	全高:	37.1 m
格納容器	(寸法)	全高: 33.1 m	サプ゜レッションチェ	ンバ:円環形
		サプレッションチェンバ:円環形	円環部中心線	直径:37.8 m
		円環部中心線直径:31.4 m	円環部断面	直径:9.4 m
		円環部断面直径:8.1 m		
気 水 形式		たて形軸流遠心式		
分離器				
\ 	圧 力	6.93 MPa		
主蒸気	蒸気流量	約 2.91×10³ t/h		× 10³ t/h
	温度		286℃	
タービン	形式	くし形3気筒4流排気	くし形 4 流排気復水式 (再熱式)	
	容量	52.4万 kW(1,500 rpm)	82.5 万 kW	(1,500 rpm)
7V F DD	形式		横軸円筒回転界磁	
発 電 機			3相同期発電機	
容量		585 MVA (22kV)	920 MVA(17kV)	920 MVA (20kV)
電調審承認		昭和 45 年 5 月 29 日	昭和 62 年 3 月 19 日	平成6年3月17日
原子炉許可年		昭和 45 年 12 月 10 日	平成元年 2 月 28 日	平成8年4月12日
着工年	月日	昭和 54 年 12 月 25 日	平成元年8月3日	平成8年9月11日
初臨界年	三月日	昭和 58 年 10 月 18 日	平成6年11月2日	平成 13 年 4 月 26 日
営業運転年月日		昭和 59年 6月 1日	平成7年7月28日	平成 14 年 1 月 30 日

出所:東北電力

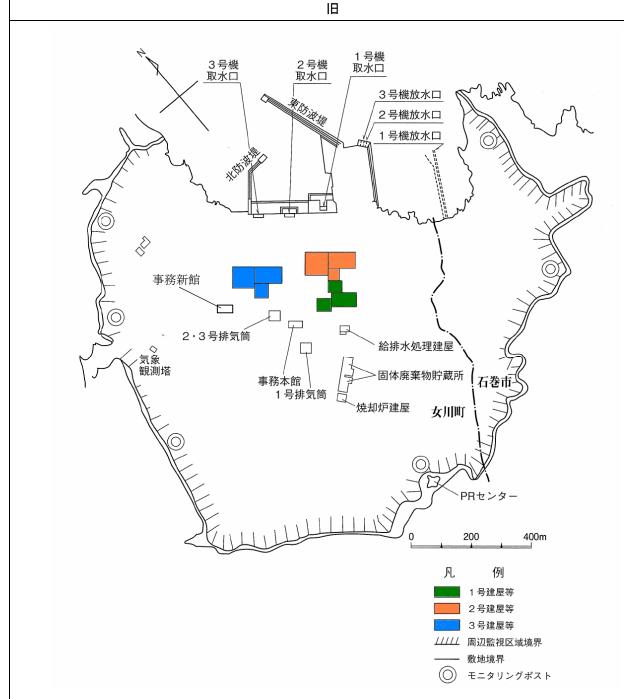


図 1.5-2 女川原子力発電所配置図

出所:東北電力

(4) 気象条件

本市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側(冬:乾燥、夏:湿潤)の特性を示している。厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。

1月の平均気温は、2.8°Cで、冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがある。一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は27.2°Cである。年平均気温は13.2°C、年間降水量は、1,444.0mmとなっている。(平成22年気象数値:

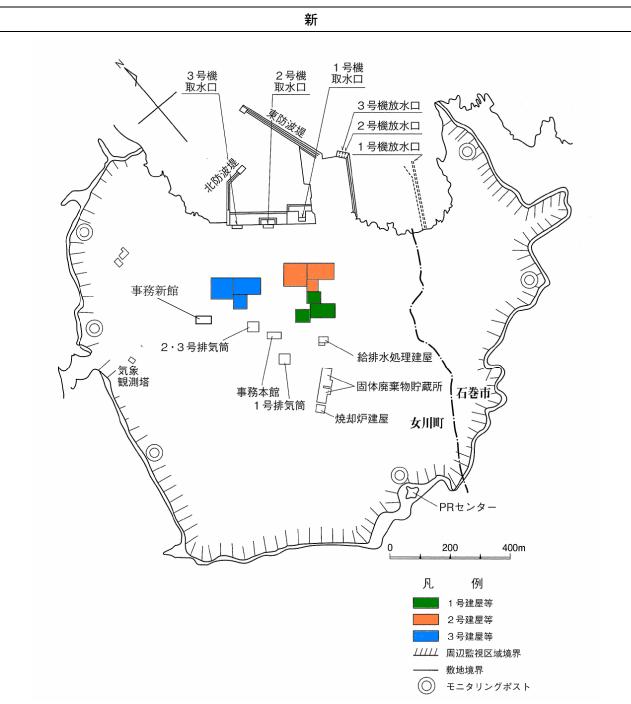


図 1.5-2 東北電力女川原子力発電所配置図

出所:東北電力

(4) 気象条件

本市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側(冬:乾燥、夏:湿潤)の特性を示している。厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。

1月の平均気温は, $\underline{1.6}$ ℃で,冬から春にかけては,南岸低気圧が東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがある。一方夏期は,酷暑になる日は少なく,8月の平均気温は $\underline{24.2}$ ℃である。年平均気温は $\underline{12.4}$ ℃,年間降水量は, $\underline{1,254.1}$ mm となっている。(各数値は平年値 出

データ更新

備考

平成23年版仙台市統計書)

原子力災害の発生時には、気象条件によって放射性物質等の影響範囲が大きく変化すること から、原子力施設近辺及び本市域内の気象条件について表 1.5-2 の項目を適切に把握すること が重要となる。

表 1.5-2 把握すべき気象条件

気象条件		影響
発電所周辺	風向	本市域へ向かうプルーム(放射性物質を含む大気)の量に影響(東~東北東の風向の場合に影響大)
	風速	プルームの到達時間に影響
降水量		発電所近傍で降水があれば近距離での沈着が増え、遠方に
		拡散するプルームの量が減少
	大気安定度	大気が安定していると拡散が少なく,風向きによっては本市域
		へ向かうプルームの濃度が高くなる可能性がある
本市域	降水量	プルームが上空にあるときに降水があると、地表面に沈着する
		放射性物質の量が大きく増加

女川原発付近における風向及び風速の年度別の測定結果(図1.5-3)からは、若干の傾向が見 られるものの、年毎の変動も大きいことが分かる。また、時間帯による変動幅も大きいことか ら、女川及び仙台周辺の過去の気象データを踏まえつつ、災害発生時の気象情報をすみやかに 入手し,対策等に向けた判断を行う必要がある

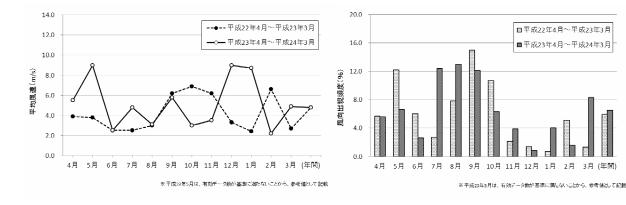


図 1.5-3 女川原子力発電所周辺における東北東の風向き(仙台市方向)の傾向

出所:東北電力

☑平成22年4月~平成23年3月

■平成23年4月~平成24年3月

(5) 人口動向

ア 本市の人口

平成24年12月1日現在の住民基本台帳人口では、本市の人口総数は1,063千人である。 そのうち、一般的に安定ョウ素剤の服用対象とされている40歳未満の者は人口の46.5%であ る。その他に、災害時要援護者となる可能性のある5歳未満の乳幼児は4.4%、65歳以上の高 齢者は19.4%となっている。また、外国人住民人口は、9,178人となっている。

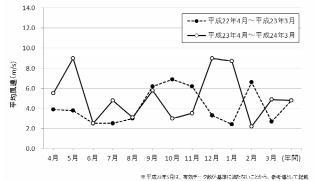
所:仙台管区気象台)

原子力災害の発生時には、気象条件によって放射性物質等の影響範囲が大きく変化すること から、原子力施設近辺及び本市域内の気象条件について表 1.5-2 の項目を適切に把握すること が重要となる。

表 1.5-2 把握すべき気象条件

	X • = 1012 / C XXXXXII			
気象	条件	影響		
発電所周辺	風向	本市域へ向かうプルーム(放射性物質を含む大気)の量に影		
		響(東〜東北東の風向の場合に影響大)		
	風速	プルームの到達時間に影響		
	降水量	発電所近傍で降水があれば近距離での沈着が増え,遠方に		
		拡散するプルームの量が減少		
	大気安定度	大気が安定していると拡散が少なく,風向きによっては本市域		
		へ向かうプルームの濃度が高くなる可能性がある		
本市域	降水量	プルームが上空にあるときに降水があると、地表面に沈着する		
		放射性物質の量が大きく増加		

女川原発付近における風向及び風速の年度別の測定結果(図1.5-3)からは、若干の傾向が見 られるものの、年毎の変動も大きいことが分かる。また、時間帯による変動幅も大きいことか ら、女川及び仙台周辺の過去の気象データを踏まえつつ、災害発生時の気象情報をすみやかに 入手し,対策等に向けた判断を行う必要がある



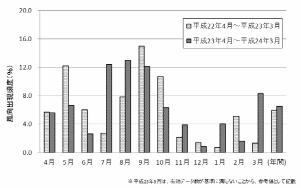


図 1.5-3 東北電力女川原子力発電所周辺における東北東の風向き(仙台市方向)の傾向

出所:東北電力

(5) 人口動向

ア 本市の人口

平成24年12月1日現在の住民基本台帳人口では、本市の人口総数は1.043千人である。 そのうち、災害時要援護者となる可能性のある5歳未満の乳幼児は4.4%、65歳以上の高齢者 は19.4%となっている。また、外国人住民人口は、9,178人となっている。

また、平成17年国勢調査では、本市における女川原発から50km圏内の人口は、宮城野区

数値を確認, 修正

数値の出展を加筆

ID 新

本市における女川原発から 50km 圏内の人口は、宮城野区で 63,595 人、若林区で 2,039 人となっている。

表 1.5-3 仙台市の人口

	項目	数•割合
人	□ (H24)	1,063 千人
	5 歳未満	4.4%
	5~19 歳	13.6%
	20~39 歳	28.4%
	40~64 歳	34.1%
	65 歳以上	19.4%
	外国人住民	9,178 人
女儿	川原発から50km圏内の人口(H17)	65,634 人
	宮城野区	63,595 人
	若林区	2,039 人

出所)人口総数,外国人住民人口は平成24年12月1日現在の住民基本台帳人口, 年齢別人口は平成24年9月末日現在の住民基本台帳人口。

女川原発からの 50km 圏内の人口は平成 17 年国勢調査

イ 市外からの来訪者数等

本市の昼夜間人口比率は107.3%であり、市外からの就業者が103,746人、市外からの通学者が24,136人と多くの来訪者がいる。さらに、年間で2千万人程度の観光客が本市に訪れており、三大まつりは合計で6百万人程度の人出数がある。

防災対策を行う上で、これらの来訪者を考慮する必要がある。

表 1.5-4 仙台市の昼夜間人口比率(平成 22 年度)

	項目	数•割合
昼夜間	間人口比率	107.3%
#	方外からの就業者	103,746 人
Ħ	5外からの通学者	24,136 人

注1) 就業も通学もしている人は就業者に含む。

出所) 平成 22 年国勢調査

表 1.5-5 仙台市への観光客と三大まつりの人出数 (平成 22 年度)

	項目	数	
観光客		19,790 千人	
	光のページェント	2,750 千人	
	七夕まつり	2,357 千人	
	青葉まつり	930 千人	

出所) 仙台市経済局観光交流課資料

で 63.595 人、若林区で 2.039 人となっている。

表 1.5-3 仙台市の人口

	項目	数•割合
人	□ (H24)	<u>1,043</u> 千人
	5 歳未満	4.4%
	5~19 歳	13.6%
	20~39 歳	28.4%
	40~64 歳	34.1%
	65 歳以上	19.4%
	外国人住民	9,178 人
女儿	原発から50km圏内の人口(H17)	65,634 人
	宮城野区	63,595 人
	若林区	2,039 人

出所)人口総数,外国人住民人口は平成24年12月1日現在の住民基本台帳人口, 年齢別人口は平成24年9月末日現在の住民基本台帳人口。

女川原発からの 50km 圏内の人口は平成 17 年国勢調査

イ 市外からの来訪者数等

本市の昼夜間人口比率は 107.3%であり、市外からの就業者が 103,746 人、市外からの通学者 が 24,136 人と多くの来訪者がいる。さらに、年間で 2 千万人程度の観光客が本市 を訪れており、 三大まつり (仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、SENDAI光のページェント) は合計で 6 文言修正 百万人程度の人出数がある。

防災対策を行う上で、これらの来訪者を考慮する必要がある。

表 1.5-4 仙台市の昼夜間人口比率 (平成 22 年度)

項目	数•割合	
昼夜間人口比率	107.3%	
市外からの就業者	103,746 人	
市外からの通学者	24,136 人	

注1) 就業も通学もしている人は就業者に含む。

出所) 平成 22 年国勢調査

表 1.5-5 仙台市への観光客と三大まつりの人出数(平成 22 年度)

^	1.0		7 47 7 H 35 1 1 15 LL
	項目		数
ĺ	観光客		19,790 千人
		SENDAI 光のページェント	2,750 千人
		<u>仙台</u> 七夕まつり	2,357 千人
		仙台・青葉まつり	930 千人

出所) 仙台市経済局観光交流課資料

文言修正

備考

数値を確認, 修正

2. 災害想定

(1) 原子力災害の概要

ア原子力発電所の事故の概要

放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている(①)。燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある(②)。福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉格納容器が破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される(③)。

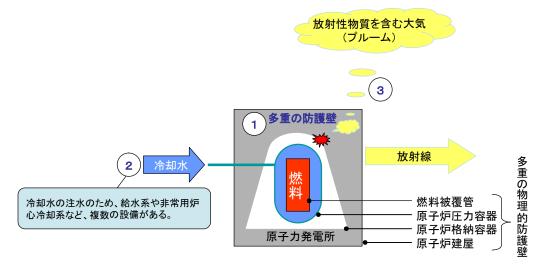


図 1.5-4 原子力発電所の事故の概要

放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。放射性物質は原子炉格納容器などが破壊されて放出される場合が多く、いつ、どのぐらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質は表 1.5-6 のものがある。

表 1.5-6 本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質

主な放射性物質	特徴
気体状のクリプトン,キ	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、
セノン等の希ガス	プルームが通過すれば影響は残らない。
年水川のコナギ	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は半減期が 8
揮発性のヨウ素	日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間

2. 災害想定

(1) 原子力災害の概要

ア 原子力発電所の事故の概要

放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている(①)。燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある(②)。福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉格納容器が破壊された。このように、多重の防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される(③)。

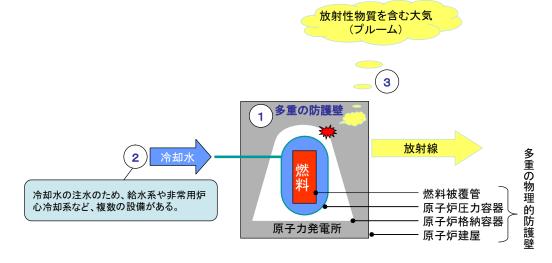


図 1.5-4 原子力発電所の事故の概要

放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。放射性物質は原子炉格納容器などが破壊されて放出される場合が多く、いつ、どのぐらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質は表 1.5-6 のものがある。

表 1.5-6 本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質

主な放射性物質	特徴
気体状のクリプトン,キ	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、
セノン等の希ガス	プルームが通過すれば影響は残らない。
伊弥州のコウ丰	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は半減期が 8
揮発性のヨウ素	日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間

 旧
 新
 備考

 放射線量率の上昇に影響する。
 放射線量率の上昇に影響する。

イ 被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には,以下の3つがある。

- ① 原子力施設からの直接の放射線
- ② 放出された放射性物質を含む大気 (プルーム)
- ③ 地面や水、食物等に沈着した放射性物質

また、被ばくの形態は表 1.5-7 のように分類される。

表 1.5-7 被ばくの形態

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外
	部から受けること
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むこと
	で放射線の影響を受けること

本市域では、原子力発電所からの距離があることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。被ばくの種類を図 1.5-5 に示す。

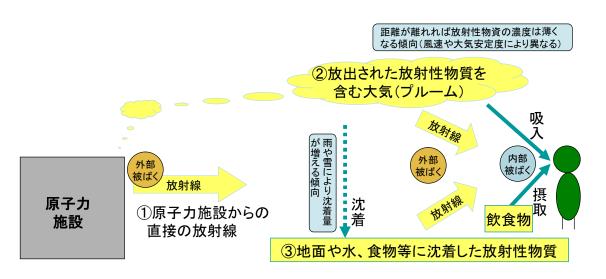


図 1.5-5 事故時の被ばくの種類

イ 被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の3つがある。

- ① 原子力施設からの直接の放射線
- ② 放出された放射性物質を含む大気 (プルーム)
- ③ 地面や水、食物等に沈着した放射性物質

また、被ばくの形態は表 1.5-7 のように分類される。

表 1.5-7 被ばくの形態

というけっぱく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外
外部被ばく	部から受けること
H-505hb)\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むこと
内部被ばく	で放射線の影響を受けること

本市域では、原子力発電所からの距離があることから、主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。被ばくの種類を図 1.5-5 に示す。

プルーム及び地面等に沈着した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性 の高い場所への移動、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠 ざかることが有効である。その際、本市域の風向き等を考慮し、風下軸からある幅を持った範 囲の住民等に対して措置を講じることとなる。

また、飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、周辺住民等が汚染された飲食物を 摂取するまでには通常時間的余裕があるため、その間に飲食物中の放射性物質の濃度を定量し、 摂取制限等の対策を講じることとなる。

図 1.5-5 事故時の被ばくの種類

原子力災害対策の考え方及 び方向性について加筆 旧

(2) 本市で想定される被ばくの影響

本市において想定される被ばくの影響を、被ばくの種類ごとに表 1.5-8 に整理する。

表 1.5-8 仙台市において想定される被ばくの影響

被ばくの種類	仙台市への影響	備考
原子力施設から の直接の放射線	原子力施設の周辺の限られた範囲への影響であり、本市への影響はない	
プルームからの 外部被ばく	原子力施設からの距離が遠く,屋内退避 や避難などの防護対策が必要とされるほ どの影響が生じる可能性は低い	原子力災害対策指針では,過去 の評価結果として,避難及び屋内 退避を必要とする範囲は原子力 施設から概ね 10km 以内としてい る
プルームの吸入による内部被ばく	放射性ヨウ素は体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、市内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある	福島第一原発の事故では50kmまで影響があった可能性が指摘されている
沈着した放射性 物質からの外部 被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために 空間放射線量率が上昇し,年間の被ばく 線量が計画的避難や除染が必要な値に なる可能性がある	福島第一原発の事故では計画的 避難が50km程度までの範囲で行 われたほか,更に広い地域で除 染が行われている
沈着した放射性 物質による内部 被ばく	水や食料品から基準を越える放射性物質 が検出された場合に、その品目について 摂取制限や出荷制限が行われる可能性 がある	福島第一原発の事故の事例では 250km を越える範囲で出荷制限 が行われている

(3) 本市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、第一義的には、女川原発を想定することとするが、福島第一原発の事故では汚染範囲が広域に及んだことから、福島、東海、柏崎刈羽等の他の原子力施設の事故の影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるようにする。

災害の状況とそれへの対応については、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、屋内退避や安定ョウ素剤の予防服用が必要となる可能性があり、市民等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが必要となる。また、事故の規模や気象条件によっては計画的な避難や除染が必要となる可能性がある。

また,避難等の防護対策実施時の混乱(渋滞,事故等)や風評被害などの社会的混乱(放射性物質の影響が少ない場合でも)が生じることが想定される。

地震や津波等様々な災害や事故との複合事故の可能性も想定する。

なお、これらの想定を超える災害事象が発生する可能性は現時点で極めて低いものの、福島 第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合 には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

(2) 本市で想定される被ばくの影響

本市において<u>原子力施設の過酷事故等により</u>想定される被ばくの影響を、被ばくの種類ごとに表 1.5-8 に整理する。

表 1.5-8 仙台市において想定される被ばくの影響

被ばくの種類	仙台市への影響	備考
原子力施設から の直接の放射線	原子力施設の周辺の限られた範囲への 影響であり、本市への影響はない**	
プルームからの 外部被ばく	原子力施設からの距離が遠く,屋内退避 や避難などの防護対策が必要とされるほ どの影響が生じる可能性は低い	原子力災害対策指針では、 <u>避難</u> や屋内退避等の緊急時防護措置 を事前に準備すべき地域の範囲 (UPZ)について、「原子力施設から概ね 30km」を目安として示して いる。
プルームの吸入 による内部被ば く	放射性ヨウ素は体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、市内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある	福島第一原発の事故では50kmまで影響があった可能性が指摘されている
沈着した放射性 物質からの外部 被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために 空間放射線量率が上昇し,年間の被ばく 線量が計画的避難や除染が必要な値に なる可能性がある	福島第一原発の事故では計画的 避難が50km程度までの範囲で行 われたほか,更に広い地域で除 染が行われている
沈着した放射性 物質による内部 被ばく	水や食料品から基準を越える放射性物質 が検出された場合に、その品目について 摂取制限や出荷制限が行われる可能性 がある	福島第一原発の事故の事例では 250km を越える範囲で出荷制限 が行われている

※原子力発電所の格納容器には遮へい性(放射線を遮る性質)があるため,直接の放射線の影響は,放射性物質が放出した場合に比べて小さく,原子力災害対策指針指針でも,原子炉施設の災害の想定として直接の放射線について記載されていない。また,放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少するため,距離の離れた仙台市に影響が及ぶ可能性は極めて低い。

(3) 本市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、第一義的には、女川原発を想定することとするが、福島第一原発の事故では汚染範囲が広域に及んだことから、福島、東海、柏崎刈羽等の他の原子力施設の事故の影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるようにする。

災害の状況とそれへの対応については、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、事故の規模や気象条件によって屋内退避や安定ョウ素剤の予防服用が必要となる場合、市民等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが必要となる。さらには、計画的な避難や除染が必要となる場合もありうる。

また、避難等の防護対策実施時の混乱(渋滞、交通事故等)や風評被害などの社会的混乱(放射性物質の影響が少ない場合でも)が生じることも想定される。

さらに、地震や津波等様々な災害や事故との複合事故、航空機の墜落やテロ・武力攻撃等に より発生した事故等、通常の想定を超えるこれらの事象に対しても国の検討結果を踏まえ、想 定する。

文言加筆

原子力災害対策指針の改正 を踏まえて修正

文言修正 文章構成変更

計画の基本方針8を踏ま え、加筆

IΒ	新	備考
	なお,これらの想定を超える災害事象が発生する可能性は現時点で極めて低いものの,福島	
	第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合	
	には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。	
	(4) <u>緊急事態における判断基準</u>	
	緊急事態の初期対応段階では、迅速な意志決定ができるよう、緊急事態の区分等を以下の判	緊急事態の判断基準として
	断基準に基づき決定する。	EAL及びOILについて解説
		を新たに記載
	ア <mark>緊急時活動レベル(EAL : Emergency Action Level)</mark>	
	国の指針では、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として、警戒事態、施設敷地緊急事	
	態,全面緊急事態の3つの区分が示されている。EALは、初期対応段階における避難等の予防	
	的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の比較、放射性性原質の関ビスな機能の比較、似め東角の発生等の原子力控制の比較等に基づき	
	の状態,放射性物質の閉じ込め機能の状態,外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき, 緊急事態区分を判断する基準として設定されるものである(第7節 市の活動体制 参照)。	
	EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、詳細な検討が今後行われ	
	<u>ることとなっている。</u>	
	イ 運用上の介入レベル(OIL : Operational Intervention Level)	
	OIL は、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を 実施する際の判断基準で、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境におい	
	て計測可能な値で設定される。本計画では第2章の各節において使用するOILを掲載している。	
		1

第 6 節 各主体の役割と業務大綱

IΒ

本市が原子力災害対策を推進するにあたり、連携・協働する主体としては、県及び原子力事業者、 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、警察、公共的団体、防災上重要な 施設(病院、百貨店、ホテル、工場等)の管理者、市民・地域団体等、企業や大学等がある。

市民や行政,関係機関の役割及び業務大綱については、当面は仙台市地域防災計画(共通編)を準用するが、原子力災害の特殊性に鑑み、今後関係機関と調整し、定めることとする。

第6節 各主体の役割と業務大綱

各災害対策は、市民等や行政、関係機関等がそれぞれの役割や責務を果たすことでお互いに補い合い、連携・協働して効果的に推進することができる。各主体はそれぞれが重要な役割を担っている。自らの役割を自覚するとともに他の主体の役割も理解し、災害時だけでなく平時においてもしっかり備えておくことが必要である。

仙台市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する地方公共団体 として行政区域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政 機関、指定(地方)公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また,原災法第5条又は関係法令の規定に基づき,原子力災害予防対策,緊急事態応急対策及 び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により,原子力災害についての 災害対策基本法第5条第1項の責務を遂行する。

原子力事業者は、原子力災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有する。したがって、原子力事業者は、原災法又は関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

<u>仙台市及び関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、仙台市地域防災計画【共通編】を</u> <u>基本に次のとおりとする。</u>

1. 仙台市及び宮城県

- 1 災害対策本部及び災害警戒本部に関する事務に関すること
- 2 通信体制の整備・強化及び通信連絡設備の整備に関すること
- 3 防災対策資料の整備に関すること
- 4 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること
- 5 住民等に対する情報連絡設備の整備、広報及び指示伝達に関すること
- 6 環境モニタリングの体制整備及び実施に関すること
- 7 住民等の退避、避難等に関すること
- 8 被ばく対策に関すること

台

- 9 飲食物等の摂取制限等に関すること
- 10 放射性汚染物の除去及び除染作業に関すること
- 11 原子力防災の資機材の調達、配備、備蓄に関すること
- 12 資機材及び人員の緊急輸送に関すること
- 13 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること
- 14 防災業務に従事する職員等の教育に関すること
- 15 原子力防災訓練の実施に関すること
- 16 各種制限措置の解除に関すること
- 17 損害賠償の請求等に関すること

仙台市地域防災計画【共通編】及び宮城県地域防災計画 画〔原子力災害対策編〕を 踏まえ、新たに作成

IΒ	新	備考
	1 通信体制の整備・強化に関すること 2 防災対策資料の整備に関すること 3 防護資機材の整備に関すること 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること 5 緊急時医療設備等の整備に関すること 6 防災業務関係者に対する教育に関すること 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること 8 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること 10 警戒本部の設置・運営に関すること 11 宮城県災害対策本部の設置・運営への協力に関すること 12 原子力災害合同対策協議会の運営へ協力に関すること 13 自衛隊の派遣要請に関すること 14 住民等に対する広報及び指示に関すること 15 緊急時モニタリングに関すること 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること 18 緊急時医療措置に関すること 18 緊急時医療措置に関すること 19 放射性汚染物の除去及び除染に関すること 20 各種制限措置の解除に関すること 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示,指導及び助言に関すること	
	2. 指定地方行政機関	
	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること 2 地方公共団体の災害対策事業,災害復旧事業等に関する融資に関すること 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること 4 公共土木施設,農林水産施設等の災害査定の立会いに関すること と 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること	
	1 災害状況の情報収集と通報に関すること 東 北 厚 生 局 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること	
	1 農作物,家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること 東 北 農 政 局 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること	
	仙 台 森 林 管 理 署 1 林産物の汚染及び除染措置の指導に関すること	
	東 北 地 方 1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 環 境 事 務 所 2 関係職員の派遣に関すること	

IB	新	備考
	東 北 運 輸 局 1 交通施設等の被害,公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急輸送,代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること	
	東北地方整備局 (仙 台 河 川 1 一般国道指定区間の交通確保に関すること(応急含む) 国 道 事 務 所)	
	1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること 3 海上災害に関する防災活動,指導,啓発及び訓練に関すること 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保に関すること	
	1 気象, 地象, 水象の観測及びその成果の収集, 発表 2 気象, 地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び特別警報・警報・注意報, 並びに台風, 竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達 3 災害の発生が予想されるときや, 災害発生時における市に対する気象状況の推移やその予想の解説等	
	1 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 2 災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 3 非常通信に関すること	
	仙 台 労 働 基 準 監 督 署 1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること	
	3. 自衛隊	
	自 衛 隊 1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること 3 災害時における緊急医療活動に関すること	
	4. 指定公共機関	
	東日本旅客鉄道 (株) 仙 台 支 社 1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること	
	日本貨物鉄道 (株) 東北支社 1 災害時における救援物資輸送確保に関すること	

IΒ	新	備考
	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること 6 災害非常時通信の調査及び気象警報等の伝達(東日本電信電話株式会社) に関すること 7 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保に関すること	
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)(株)エヌ・ティ・デコモ(東北支社) K D D I (株)(東北総支社)1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること	
	1 医療救護に関すること 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の血液製剤の供給に関すること 4 義援金の受付及び配分に関すること 5 その他災害救護に必要な業務に関すること	
	日本放送協会 (仙台放送局) 1 災害情報等の放送に関すること	
	東日本高速道路㈱ (仙台管理事務所) 1 高速道路等の交通確保に関すること	
	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること	
	5. 指定地方公共機関	
	東 北 放 送 ㈱ ㈱ 仙 台 放 送 ㈱ 宮城テレビ放送 1 災害情報等の放送に関すること ㈱ 東 日 本 放 送 ㈱ エフエム仙台	
	公 益 社 団 法 人 宮 城 県 1 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること トラック協会	

IΒ	新	備考
	6. 警察	
	1 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること 2 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること 3 立入り等の制限措置及び解除に関すること	
	7. 公共的団体	
	仙台農業協同組合 宮城県漁業協同組合 (仙 台 支 所)1 農産物等の汚染調査等に対する協力に関すること 2 汚染農産物等の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づ く応急対策に関すること 3 災害時における必要物資等のあっ旋に関すること	
	1 商工業者の事業継続,復旧等の支援に関すること(緊急相談窓口の設置,被害状況等の把握,融資あっせん,損害賠償請求等) 2 風評被害の払拭に関すること 3 災害時における物価安定及び流通円滑化の協力	
	仙 台 市 医 師 会 仙 台 市 薬 剤 師 会	
	社会福祉協議会1 援護体制の確立と協力に関すること社会福祉施設等2 収容者等の安全保護対策に関すること	
	その他の団体 1 それぞれの業務に応じた協力体制の確立に関すること	
	8. 原子力事業者	
	東 北 電 カ (株)1 原子力施設の防災管理に関すること 2 本市及び関係機関への通報連絡,情報提供に関すること 3 従業員等に対する教育・訓練に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 通信連絡設備の整備に関すること 6 環境モニタリングに関すること 7 本市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること	

IΒ	新	備考
	第 7 節 原子力防災体制等の整備	M. A. + H. W. A. + + 1. 51. W
		仙台市防災会議原子力防災
	市は、仙台市防災会議に原子力防災部会を設置し、仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】を 検討するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関し	
	で同部会の学識経験者など専門家から助言を得るものとする。	を得ることについて新たに
		記載

旧

第7節 市の活動体制

1. 災害対策活動体制

市は、原子力災害のレベルに応じた災害対策活動を効果的に行うため、以下の活動体制を整備する。なお、活動体制の具体的な内容については、国の指針を踏まえながら、具体的な活動を勘案し、検討を進めるものとする。

表 1.7-1 原子力施設の緊急事態区分と組織体制

原子力施設の 緊急事態区分	組織体制	災害事象
レベル1) 警戒事態	情報連絡体制の強化	□ 東北電力女川原子力発電所で発生したトラブルで安全レベルが低下した場合や,原災法第10条第1項の規定による特定事象に至るおそれのある事象が発生した場合(本市は県や東北電力等から連絡を受けることを想定) □ 東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し,本市にも影響が及ぶおそれのある場合
レベル2) 施設敷地緊急事態	災害警戒本部体制	□ 東北電力女川原子力発電所で原災法第10条第 1 項の規定により通報を義務付けられている特定 事象が発生した場合(本市は県や東北電力等から連絡を受けることを想定) □ 各種モニタリングの結果などにより、本市が独自 に災害警戒本部を設置する必要があると判断し た場合
レベル3) 全面緊急事態	災害対策本部体制	□ 東北電力女川原子力発電所の状況や空間放射線量の情報等が,原災法第 15 条の事象に該当したと国が判断し,内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 □ 各種モニタリングの結果などにより,放射性物質の影響が本市に及ぶと判断した場合など,本市が独自に災害対策本部を設置する必要があると判断した場合

第 8 節 市の活動体制

1. 災害対策活動体制

本節では、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、平常業務の一部停止 も考慮しながら応急対策を行うための防災組織体制について定める。

(1) 防災組織体制

原子力施設において事故が発生したときは、次の体制をもって対処する。

表 1.8-1 原子力施設の緊急事態区分と組織体制

原子力施設の緊急事態区分 (発令基準)	発令者	組織体制	職員の配備区分
【警戒事態】 ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	危機管理監	情報連絡体制の強化	
【施設敷地緊急事態】 ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備
【全面緊急事態】 ●東北電力女川原子力発電所で全面緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合	市長	災害対策本部体制	原子力災害対策に必要な配備

(2) 情報連絡体制の強化

警戒事態が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係 課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生 活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。

なお,危機管理監不在時は,消防局長が指名する消防局次長及び総務企画局総務部長(災害 警戒本部体制も同様とする。)が代行する。

節の新設に伴い, 節番号の 変更

仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】等を 踏まえ、修正、加筆

ΙΒ	新	備考
	対象部局	
	原子力災害対策 総務企画局(*),復興事業局,市民局,健康福祉局,子供未来局,環境局,経済局,建設局,消防局,教育局,水道局,交通局,各区	
	* 危機管理監は,災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。	
	* 総務企画局は,危機管理室,庶務課及び広報課のみとする。	
	(3) <u>災害警戒本部体制</u>	
	災害警戒本部体制(以下「警戒本部」という。)は、施設敷地緊急事態が発生したとき「仙台	
	市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し,災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。(仙	
	台市防災計画 資料編 資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)	
	ア <u>設置場所</u>	
	警戒本部は、原則として、青葉区役所内に設置する。	
	イ <u>警戒対象部局</u>	
	原子力災害対策 総務企画局(*),復興事業局,市民局,健康福祉局,子供未来局,	
	環境局、経済局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区 * 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。	
	* 危機管理監は、炎害の仏徒に応じ対象部局を追加又は減少することができる。 * 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。	
	ウ <u>警戒本部の組織</u>	
	警戒本部長 : 危機管理監	
	警戒副本部長:消防局長が指名する消防局次長,総務企画局総務部長 警戒部長:消防局長が指名する消防局参事,消防局防災企画課長,	
	消防局減災推進課長,総務企画局危機管理室長,	
	総務企画局庶務課長	
	区警戒本部長 : 区民部長 区警戒副本部長 : 区民生活課長	
	と言べ的ないとして工作はな 警戒対象部局関係課長 総務課長 さればんりが、	
	まちづくり推進課長	
	図 1.8-1 警戒本部の組織 	
	工 <u>警戒本部の業務</u>	
	① 災害初期における情報の収集、伝達及び処理	
	② 警戒本部運営に必要な職員の配備	
	③ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報	
		_

ΙΒ	新	備考
	④ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項	
	オ 情報連絡員の派遣	
	警戒本部長は、必要に応じ警戒対象部局等に情報連絡員の派遣を要請する。	
	カ <u>警戒本部の庶務</u>	
	警戒本部の庶務は、消防局防災企画課、消防局減災推進課、消防局指令課、総務企画局危機	
	<u>管理室,及び総務企画局庶務課が行う。</u>	
). (((中土) th 土 th _ o th / =	
	キ <u>災害対策本部への移行</u>	
	警戒本部長は、災害が本市の区域に重大な影響を与えると認められる場合、又は災害が拡大	
	するおそれがあると認められる場合は、その状況を市長に報告する。この報告を受けた市長は、 すみやかに災害対策本部を設置する。	
	<u>/ / / W (=) C / () / () </u>	
	ク 現地災害警戒本部の設置	
	警戒本部長は、必要に応じて現地災害警戒本部を設置することができる。 警戒本部長は、必要に応じて現地災害警戒本部を設置することができる。	
	ケ <mark>区災害警戒本部</mark>	
	<u>区災害警戒本部(以下「区警戒本部」という。)は、警戒本部長より指示があった場合に設</u>	
	置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、	
	設置することができる。	
	① 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。 ② 区警戒本部は、区の区民部長を区警戒本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづ	
	<u>② 区景成本的は、区の区民前長を区景成本前長、区民生商株長、総務株長及びよりつ</u> くり推進課長を区警戒副本部長とする。	
	③ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。	
	④ 区長は、区警戒本部を設置又は廃止した場合、直ちに危機管理監に報告する。	
	コ <u>区現地災害警戒本部の設置</u>	
	区警戒本部長は、必要があると判断したとき、区現地災害警戒本部を設置することができる。	
	(4) <u>災害対策本部体制</u>	
	市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、総	
	合的な災害対策を実施する。	

旧 備考 ①東北電力女川原子力発電所において全面緊急事態が発生したとき ②各種モニタリングの結果などにより,放射性物質の影響が本市に及ぶと判断した場合な ど,本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合 ③その他市長が必要と認めるとき (仙台市防災計画 資料編 資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (仙台市防災計画 資料編 資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照) ア 災害対策本部の設置場所 原則として、青葉区役所内に設置する。 なお、災害の状況により機能が維持できない事態に陥った場合は、速やかに市役所周辺の施 設を選定し代替施設として利用する。 イ 報告等 災害対策本部を設置又は廃止したときは、次の機関に対し、速やかに報告等を行う。 ① 関係機関に対する通知 ② 報道機関等を通じた市民への周知 ウ <u>災害対策本部の組織</u> 総務企画部 各班 復興事業部 各班 財 政 部 各班 市民部 各班 部 健康福祉部 各班 市 長 子供未来部 各班 長 本 部 環境部 各班 (副市長) 経 済 部 各班 主管本部員 都市整備部 各班 (危機管理監) 建 設 部 各班 部 (各局長, 各区長等) 計 各班 会 部 各班 防 部 消 各班 教 育 部 議 会 部 各班 災害対策本部事務局 各班 水 道 部 交 通 部 各班 ガ ス 部 各班 市立病院 各班 区災害対策本部 区本部長 (区長) 各班 区副本部長 (副区長,総合支所長) 区本部員(各部長等) 区災害対策本部事務局 図 1.8-2 仙台市災害対策本部組織図

IB			新		備考
	エ 本部長及	及び職務権限の代行並びに幹	事等		
	① 市長を本部長、副市長を副本部長、各局長、区長、事業管理者及び危機管理監を本				
	部員とする。なお、本部長不在時は副本部長が職務を代理し、その順序は、市長職				
				定める順序の例による。本部長,	
				順位とし,以下,災害対策本部	
		組織図に定める順により代金② 本部員の属する局主管		1長竿を於重しする	
		③ 本部員及び幹事の代行			
		表 1.8-2 本	部長, 本部員等の構成		
	本部長		市長		
	副本部長		副市長		
		主管本部員:危機管理監) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
		総務企画局長 復興事業局長	都市整備局長 建設局長	ガス事業管理者 病院事業管理者	
	本部員	財政局長 市民局長	議会事務局長 会計管理者	青葉区長 宮城野区長	
		健康福祉局長	当 消防局長	若林区長	
		子供未来局長 環境局長	教育長 水道事業管理者	太白区長 泉区長	
		経済局長	交通事業管理者	水区区	
		総務企画局庶務課長		ガス局総務課長	
			建設局総務課長	市立病院総務課長 青葉区区民生活課長	
		復興事業局震災復興室長 財政局財政課長	議会事務局庶務課長 会計室会計課長	宮城野区区民生活課長 若林区区民生活課長	
			消防局総務課長	太白区区民生活課長	
	幹事	市民局区政課長 健康福祉局総務課長	教育局総務課長	泉区区民生活課長	
			水道局総務課長		
		子供未来局総務課長	交通局総務課長		
		環境局総務課長			
		経済局経済企画課長			
	<u>↓ ↓</u>	⋋ ≘⊭			
	才 本部員会		and the man and a second	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
				シ,災害対策本部における最高 <u>意</u>	
		関として,災害対策に関する は部長は必要に応じ。国、宮		<u>義する。</u> 等の職員や学識経験者等に出席を	
		言を得ることができるものと			
		① 本部員会議は、本部長を		その会議を主宰する。	

新	備考
② 開催場所は,原則として,青葉区役所4階会議室とする。	
③ 主管本部員は、特定の災害対策について協議する必要がある場合は、本部長の命を	
受け、関係本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。	
④ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並び	
に災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。	
a. <u>災害救助法の適用申請に関すること</u>	
b. 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関すること	
c. 現地災害対策本部の設置及び運用に関すること	
d. <u>避難の勧告,指示に関すること</u>	
e. <u>被災市民等に対する支援策に関すること</u>	
f. <u>応急対策に要する予算及び資金に関すること</u>	
g. <u>職員の応援に関すること</u>	
i. <u>その他災害応急対策の重要事項に関すること</u>	
力 <u>災害対策本部事務局</u>	
① 構成	
災害対策本部事務局の構成は、次のとおりとする。	
表 1.8-3 災害対策本部事務局の構成	
事務局長が指名する消防局次長	
事務局次長総務企画局総務部長消防局長が指名する消防局参事	
総括担当課長 総務企画局危機管理室長 総務企画局庶務課長	
広報担当課長総務企画局広報課長	
消防局防災企画課員 消防局減災推進課員	
事務局員 消防局指令課員 ※※※ 今 票 星 席 ※ 課 景	
総務企画局危機官理至貝 総務企画局庶務課員	
AND TO HOLD TAKEN	
② 連絡調整会議	
事務局長は,関係部,区災害対策本部又は防災関係機関等と調整が必要である場合,	
幹事又は防災関係機関の代表者等を招集して連絡調整会議を開くことができる。	
③ 局・区等の情報連絡員の派遣	
要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。	
	(3) 主管本部員は、特定の災害対策について協議する必要がある場合は、本部長の命を受け、関係本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。 (4) 本部員会議の所空事務は、災害状況に係る認識の総一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。 (5) 災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。 (6) 負債を全他関係機関に対する又き挑遣要請及びに急活動の調整に関すること (7) 見他災害対策本部の設置及び運用に関すること (8) しまる対策に要する予算及び資金に関すること (8) しまる対策に要する予算及び資金に関すること (9) しまる対策に要する予算及び資金に関すること (1) この他災害応急対策の重要事項に関すること (2) 自身、政府関係機関に対する要望及び陳清に関すること (3) は、この他災害応急対策の重要事項に関すること (4) というに関すること (5) との他災害応急対策の重要事項に関すること (6) を表対策本部事務局の構成 (7) 関係人間の長が指令する消防局決長 (8) 事務局長 (8) 連邦策本部事務局の構成 (8) 連邦策本部の構造と関係を関係機関等と関整が必要である場合、企事の情報を開始に関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関

IΒ	新	備考
	事務局長は、本部長の命を受け、自衛隊等の防災関係機関に対し、必要がある場合、	
	連絡調整員の派遣を求めることができる。	
	<u>⑤ 所掌事務</u>	
	災害対策本部事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。	
	a. <u>災害対策本部の運営に関すること</u>	
	b. <u>災害情報センターの設置及び運営に関すること</u>	
	c. <u>災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること</u>	
	d. <u>災害応急対策活動の総合調整に関すること</u>	
	e. <u>各部, 区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること</u>	
	f. 災害派遣及び災害応援の要請に関すること	
	g. 市民への災害広報に関すること	
	h. 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること : プレスルール (記者登書家) の記覚及び選供に関すること	
	i. <u>プレスルーム(記者発表室)の設営及び運営に関すること</u> j. 防災無線の運用に関すること	
	k. その他災害対策の実施に必要な事項	
	キ <u>部</u>	
	① 組織	
	部に、部長、副部長及び班長を置き、局長相当職にある者を部長、次長及び部長相	
	当職にある者を副部長、課長相当職にある者の中から部長が指名した者を班長とし、	
	「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。	
	(仙台市防災計画 資料編 資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照)	
	② 部長の措置	
	a. 支援職員の派遣要請	
	部長は、部が実施する応急対策活動等において、部の職員が不足し、人員の増強	
	が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。	
	b. <u>情報連絡室の設置</u>	
	部長は、災害対策本部の設置と同時に部に情報連絡室を設置し、部における指揮	
	本制及び情報連絡体制を確保する。	
	11 112/2 C 112 112/2 A 111 112 C PRESTO / WO	
	ク <mark>区災害対策本部</mark>	
	① 設置場所	
	設置場所は、原則として、区役所内とする。	
	② 自主設置	
	区長が必要であると判断した場合,災害対策本部が設置されていない場合でも区災	20

ΙΒ	新	備考
	害対策本部(以下「区本部」という。)を自主的に設置することができる。	
	区本部長は、区本部を設置又は廃止したときは、直ちに危機管理監に報告する。	
	③ 組織	
	区長を区本部長, 副区長及び総合支所長を区副本部長, 部長相当職にある者を区本	
	部員、課長相当職の内から区本部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部	
	運営要綱」に定める事務を分掌する。	
	表 1.8-4 区災害対策本部の構成	
	区本部長区長	
	区副本部長 副区長 総合支所長	
	区本部員 区民部長 保健福祉センター所長 建設部長 総合支所次長	
	④ 区本部員会議	
	────────────────────────────────────	
	<u>⑤ 協議事項</u>	
	a. 自衛隊その他防災関係機関との応急活動の調整に関すること	
	b. <u>避難の勧告及び指示に関すること</u>	
	c. <u>被災市民等に対する支援策に関すること</u>	
	d. <u>職員の応援に関すること</u>	
	e. <u>その他災害応急対策の重要事項に関すること</u>	
	<u>⑥ 区本部事務局</u>	
	<u>a. 構成</u>	
	区本部事務局の構成は、次のとおりとする。	
	表 1.8-5 区本部事務局の構成	
	事務局長 区民部長	
	事務局次長 区民生活課長	
	総括課長 総務課長、まちづくり推進課長	
	事務局員 区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員 指定動員職員	
	b. 所掌事務	
	<u> </u>	
	・区災害情報センターの設置及び運営に関すること	
	・災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること	
	・区各班の分担任務に係る応急対策活動等の総合調整に関すること	
	・災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること	

IΒ	新	備考
	・防災無線の運用に関すること	
	・その他区の災害応急対策の実施に必要な事項	
	① 区本部長の措置	
	<u>a. 支援職員の派遣要請</u>	
	区本部長は,区域の被害が甚大で応急対策活動において,区本部の職員が不足し,	
	人員の増強が必要であると認めた場合,本部長に支援職員の派遣を要請することが	
	<u>できる。</u>	
	<u>b. 応急措置の要請</u>	
	区本部長は,区域の防災対策について必要があると認める場合,局長又は出先機	
	関の長に対し、応急措置を講じるよう要請することができる。	
	<u>c</u> . 情報連絡員の派遣	
	区本部長は、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部事務局に情報連絡員を派	
	<u>遣する。</u>	
	ケ 現地災害対策本部	
	① 設置及び廃止	
	現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は,局部的な災害,又は特定の地域	
	における応急対策活動等を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置	
	し、災害応急対策等が完了したときに廃止する。	
	なお, 災害対策本部, 又は区本部が設置されていない場合でも設置することができ	
	<u> </u>	
	② 設置場 <u>所</u>	
	現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設又は被災地を管轄する区役所等	
	<u>に設置する。</u>	
	③ 現地本部長等の指名	
	a. <u>現地本部長の指名</u>	
	現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。	
	b. <u>現地本部員の指名</u>	
	現地本部員は、現地本部長が関係する部の部長相当職にある者のうちから指名す	
	<u>5.</u>	
	c. <u>現地本部要員の要請</u>	
	現地本部長は、必要に応じて関係する部及び区本部の職員の派遣を当該部長及び	
	区本部長に求めることができる。	

④ 庶務

現地本部に係る庶務は、現地本部長が所属する部又は区が行うものとする。

⑤ 所掌事務

- a. 被災現地における情報の収集, 伝達及び処理
- b. 被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整
- c. その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

2. 職員の配備・動員計画

市は、原子力災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、災害対策活動を効果的に実施するために必要な職員の配備・動員計画について定める。なお、職員の具体的な配備計画や動員計画については、国の緊急時モニタリング実施計画等対策活動に関する指針を踏まえながら、具体的な活動を勘案し、検討を進めるものとする。

各局区は、職員の配備体制基準及び職員動員計画(配備の伝達を含む)について、定期的に見直 しや確認を行い、所属職員に周知を行う。

また、大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、業務継続計画に基づいて、平常業務を必要最小限に止めて、災害対策活動にあたるとともに、災害対策活動の状況を踏まえながら、可能な限り速やかな平常業務の再開に努めるものとする。

表 1.7-2 職員の配備

組織体制	発令者	概要
情報連絡体制の強化	危機管理監	対象部局が、関係職員の連絡体制を強化するとともに、 状況により気象情報及び災害情報等の収集に努める。
災害警戒本部体制	警戒本部長 (危機管理監)	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の対策活動に必要な関係部局の職員をもってこれに充てる。
災害対策本部体制	本部長 (市長)	相当規模の災害に対する活動が実施できる体制とし,関係部局の増員体制をもってこれに充てる。

2. 職員の配備・動員計画

本節では、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動を実施するために必要な職員の配備・動員計画について定める。その際、複合災害や事態の長期化にも配慮することとする。

各局区は職員の配備体制基準,職員動員計画(配備の伝達を含む)及び安全管理体制について, 定期的に見直し,確認を行い所属職員に周知を行う。

(1) 配備計画

配備計画は、警戒配備及び非常配備から構成する。

ア 警戒配備

警戒配備は,災害警戒本部を設置し,災害の警戒や軽微な応急対策を行うため,職員を動員する配備である。

(仙台市防災計画 資料編 資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)

表 1.8-6 警戒配備基準

区分	配備基準	配備体制
	【警戒事態】	関係職員の連絡体制の
情報連絡体制の強化	●東北電力女川原子力発電所で警	確保,状況により災害情
	戒事態が発生した場合	報等の収集に努める体
	●東北電力女川原子力発電所以外	制
	の国内の原子力施設で発生したトラブ	
	ルで安全レベルが低下し,本市にも影	
発令者:危機管理監	響が及ぶおそれのある場合	
	【施設敷地緊急事態】	警戒対象部局が,災害
警戒配備	●東北電力女川原子力発電所で施	情報の収集,災害の警
(災害警戒本部体制)	設敷地緊急事態が発生した場合	戒等を組織的に実施す
	●各種モニタリングの結果などにより,	るため, 所要の職員を配
発令者:災害警戒本部長	本市が災害警戒本部を設置する必要	備してこれに当たる体制
	があると判断した場合	

仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】等を 踏まえ、修正、加筆

IΒ	新	備考
	① 警戒配備の指示	
	a. <u>配備の指示</u>	
	危機管理監は、警戒指示書をもって警戒対象部の長に対し、指示する。	
	b. <u>自主配備</u>	
	各局長及び区長は,災害に係る情報を入手し,災害の警戒及び応急対策等が必要	
	である場合は、自主的に警戒配備を指示する。	
	② 警戒配備の伝達	
	警戒配備は、消防局減災推進課長から警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長	
	<u>に伝達する。</u>	
	<u>a. 伝達方法</u>	
	・警戒対象部局に一斉 FAX 及び電話等で伝達する。	
	・勤務時間外の場合は、職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及	
	び各区区民生活課長に伝達する。	
	<u>b. 伝達系統図</u>	
	指示 伝達 警戒対象部局 の主管課長 (区は 区民生活課長) 局・区の関係課長等 課内連絡網による 職員への連絡	
	図 1.8-3 警戒配備の伝達系統図	
	③ 警戒配備の報告	
	警戒対象部局の長は、警戒配備の状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告す	
	<u>る。</u>	
	イ <u>非常配備</u>	
	非常配備は、災害対策本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行う	
	ため、全庁的に職員を動員する配備である。	

ΙΒ	新	
	表 1.8-7 非常配備基準	
	区分配備基準配備体制	
	【全面緊急事態】	
	9,本市が災害対策本部を設置する 職員を配備 発令者:災害対策本部長 必要があると判断した場合	
	① 発令及び解除	
	a. <u>発令</u>	
	本部長は、災害対策本部を設置した場合、非常配備発令基準に基づき防災指令書により、非常配備を発令する。	
	b. <u>自主配備</u>	
	各部長及び区本部長は、災害の状況により、職員の増強が必要であると判断した	
	ときは、本部長の配備指令にかかわらず、自主的に上位の配備体制をとることがで	
	<u>きる。</u>	
	c. <u>解除</u>	
	本部長は、予測された災害の発生危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後	
	において、災害応急対策等の措置が完了したときに非常配備を解除する。	
	② 非常配備の伝達 非常配備の指令は、災害対策本部事務局長から各部の庶務班長及び各区の総務班長	
	(区民生活課長)に伝達する。	
	<u>a. 伝達方法</u>	
	・各局・区に、一斉 FAX 及び電話等で伝達する。	
	・勤務時間外の伝達は、職員非常呼出システムにより各局主管課長及び各区区民	
	生活課長に伝達する。 ・通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等	
	を活用して伝達する。	
	b. 伝達系統図	
	#示 伝達 各部庶務班長及 び各区総務班長 (区民生活課長) - 本部多・区本部各班長	
	課内連絡網による 職員への連絡	
	<u>図 1. 8−4 非常配備の伝達系統図</u>	

ΙΒ	新	備考
	③ 配備状況の報告	
	各部長及び区本部長は、職員の配備状況をとりまとめ、定期的に危機管理監に報告	
	<u>する。</u>	
	(2) <u>動員計画</u>	
	ア <u>動員の原則</u>	
	職員は、勤務時間外においても、非常配備基準に達する災害の発生又は発生が予想される事	
	態若しくは災害対策本部及び区本部の設置を知ったとき (以下「非常配備基準に達したとき」	
	という。) は,「非常配備等に関する要領」(仙台市防災計画 資料編 資料 2-5 参照) に基づ	
	き、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又は	
	あらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。	
	イ <u>動員区分</u>	
	① <u>所属動員</u>	
	各部及び区本部の初動対応機能を確保するため、下記の職員は、非常配備基準に達	
	したときは、あらゆる手段を活用して自らの勤務場所に参集する。	
	<u>a. 課長相当職以上の職員</u>	
	<u>b. 部の庶務班及び区本部の総務班の職員</u>	
	<u>c. 部及び区本部において、災害活動上、欠くことのできない職員</u>	
	② 指定動員	
	下記の職員は、非常配備基準に達したときは、勤務場所以外の指定された場所に参	
	<u>集する。</u>	
	a. <u>災害対策本部・区本部事務局員</u>	
	b. <u>各部及び区本部の情報連絡員</u>	
	c. <u>震度 6 弱以上を観測する地震発生時における避難所担当職員</u>	
	d. <u>その他参集先を指定しておく必要がある職員</u>	
	<u>③ 直近動員</u>	
	交通の途絶,道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は,一時的に所在地	
	の直近の区役所、総合支所等に参集し、その後、上司の指示に従い防災活動を行う。	
	ウ <u>市長等の出勤</u>	
	市長,副市長は,災害発生後,最寄りの消防署所の緊急自動車で市災害対策本部に出動する。	
	なお、遠隔地の場合で自動車による送迎が困難な場合には、最寄りの臨時ヘリポートからヘリ	
	<u>コプターにより行う。</u>	

IB	新	
	エ <u>参集時の職員の留意事項</u>	
	① 服装	
	参集時の服装は,防災活動に支障のない安全な服装とする。	
	② 参集手段	
	参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。	
	※自動車の使用については、禁止するものではなく状況により判断するものとする。 ※参集時においては、交通事故等の防止に十分留意するものとする。	
	③ 参集途上の措置	
	a. 被害状況等の把握	
	職員は、参集途上に知り得た被害状況を参集後、参集場所の責任者に報告する。	
	- <u>棚貝は,参朱歩工に知り待た板音仏优を参来後,参来場所の貝性有に報音りる。</u> b. <u>緊急措置</u>	
	D. <u>緊急指し</u> 職員は,参集途上において,火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは,	
	最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに,人命救助等適切な措置を	
	講じてから参集するものとする。	
	(3) <u>平常業務の取り扱い</u>	
	大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、事業継続計画に	
	基づいて、平常業務は必要最小限に止めるものとする。 ただし、各部等又は各区本部の長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維	
	持に努めるとともに、可能な限り速やかな平常業務の再開に努めるものとする。	
	3. 各局区事務分掌	新たに記載
	関係局区等 事務 又は業務	
	各局区共通 1 情報の収集と連絡体制に関すること	
	2 市からの情報発信に関すること 3 所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること	
	4 知識普及・啓発,防災訓練に関すること 5 資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること	
	6 所管業務にかかる国等からの原子力災害対策に関する情報の収集及	
	び庁内の情報の共有化に関すること	

ΙΒ		新	備考
	関係局区等	事務又は業務	
		1 市本部等の設置,運営に関すること	
		2 原子力災害対策(9つの施策パッケージ)の総括,実施に係る総合調	
	理室・広報課・庶務課,	整に関すること	
	消防局防災企画課・洞	3 他の機関との連絡調整に関すること	
	災推進課)	4 市からの情報発信に関すること(報道機関との連絡調整,対策に係る	
		情報の発表及び発表に係る総合調整を含む)	
	総務企画局	1 国等への財政的支援要望の総括に関すること	
		2 対策要員の確保及び研修の総括に関すること	
	財政局	1 対策に係る予算措置の総括に関すること	
	市民局	1 対策の実施に関する区との調整に関すること(市本部及び他局の所管 に関わる事項を除く)	
		2 退避・避難・避難受入れに関すること	
		3 被ばく対策に関すること	
	健康福祉局	1 環境モニタリングに関すること	
		2 退避・避難・避難受入れに関すること	
		3 被ばく対策に関すること	
		4 飲食物の安全確保に関すること	
	子供未来局	1 環境モニタリングに関すること	
		2 退避・避難・避難受入れに関すること	
	-m (-t-)	3 除染に関すること	
	環境局	1 環境モニタリングに関すること	
	% ∀ > \$ □	2 除染に関すること	
	経済局	1 環境モニタリングに関すること	
	建設局	2 飲食物の安全確保に関すること 1 環境モニタリングに関すること	
	建 议问	1	
		1 区本部等の設置,運営に関すること	
		2 環境モニタリングに関すること	
		3 退避・避難・避難受入れに関すること	
		4 被ばく対策に関すること	
	消防局	1 退避・避難・避難受入れに関すること	
	教育局	1 環境モニタリングに関すること	
		2 退避・避難・避難受入れに関すること	
		3 除染に関すること	
	水道局	1 環境モニタリングに関すること	
		2 飲食物の安全確保に関すること	
	交通局	1 退避・避難・避難受入れに関すること	
	市立病院	1 被ばく対策に関すること	
	その他の局	1 所管事項に関する必要な措置に関すること 2 上記の局の支援に関すること	
	※ 本ページに記載さ	されている「事務又は業務」の内容については、暫定のものであり、具体の対策の検	
	討を踏まえ、協議す		
	可で迫みん、励哉の		

ΙΒ	新	備考
第2章 9つの施策パッケージ	第2章 9つの施策パッケージ	
新と早 9 Jの配象ハッソーン	先と早 9 Jの肥泉ハツソーン	

第 1 節 情報収集と連絡体制

1. 平時の備え

災害に強い多重化された情報収集体制を構築するため, 多主体からの事故関連情報等の収集が可能 となる体制を検討する。

(1) 情報収集体制の整備

ア 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は原子力災害に対し、万全を期すため、県、原子力事業者、専門家、その他関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努めるものとする。

その際, 夜間・休日等においても対応できるよう, 原子力事業者からの連絡を受信する窓口, 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先, 関係機関への連絡先等を定めるとともに, 必要な事項を原子力事業者及び関係機関等に周知し, 連携体制を確保する。

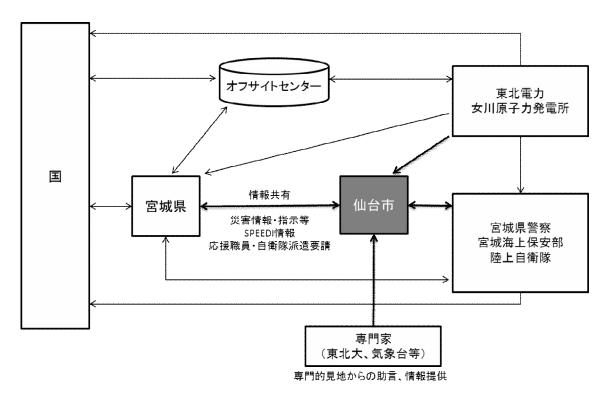


図 2.1-1 各関係機関との情報収集に関する連携

第 1 節 情報収集と連絡体制

1. 平時の備え

災害に強い多重化された情報収集体制を構築するため, 多主体からの事故関連情報等の収集が可能 となる体制を構築する。

(1) 情報収集体制の整備

ア 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は原子力災害に対し、万全を期すため、県、原子力事業者、専門家、その他関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努めるものとする。

その際, 夜間・休日等においても対応できるよう, 原子力事業者からの連絡を受信する窓口, 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先, 関係機関への連絡先等を定めるとともに, 必要な事項を原子力事業者及び関係機関等に周知し, 連携体制を確保する。

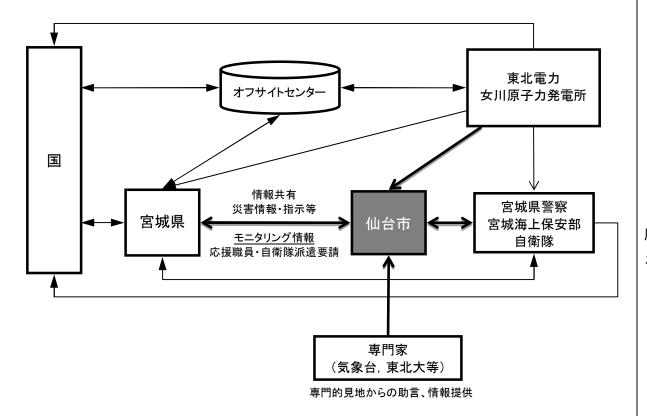


図 2.1-1 各関係機関との情報収集に関する連携

原子力災害対策指針を踏ま え,文言修正

	· -	
表 2 1-1	関係主体との情報収集体制の整備	検討の方向性

双 2. 1 1	术工作已07件税及条件的07至偏一次的07分尺
機関	検討の方向性
県	●事故発生後に事故状況やオフサイトセンター及び SPEEDI
	等の情報が集まる県から、事故状況や必要となる対策に関
	する情報を収集,共有する体制を検討
東北電力	●女川原発の事故状況に関して東北電力から通報を受ける体
	制を検討
仙台管区気象台	●女川原発周辺及び本市及び周辺地域の気象情報の提供に
	関して,気象台から情報提供を受ける体制を検討
東北大等放射能関連	●空間放射線量モニタリング結果の提供に関する協力体制を
施設	検討

イ 機動的な情報収集体制の整備

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県や関係機関と協力し、車両など多様な情報収集 手段を活用できる体制の整備を図る。

ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。

エ 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用 及び事故発生後の重要通信の確保に関する対策の推進に努める。

オ 移動通信系の活用体制の整備

市は、関係機関と連携し移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備に 努める。

(2) 活動に必要な情報の分析整理

ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。また、災害想定や市が取るべき対策等に関して助言を得るため、原子力工学、気象などの専門家との情報連絡体制を整備する。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

ウ 防災対策上必要とされる資料の整備

表 2.1-1 関係主体との情報収集体制の整備の方向性

新

機関	<u>整備</u> の方向性
宮城県	●事故発生後に事故状況やオフサイトセンター及びモニタリン
	グ情報が集まる県から、事故状況や必要となる対策に関する
	情報を収集,共有する体制を <u>構築する</u>
東北電力	●東北電力との間に締結した東北電力女川原子力発電所に
	おける事故等の通報連絡等に関する協定「を円滑に実施す
	るため,通報連絡体制の確保や,原子力施設の安全対策等
	に関する対応状況の把握等情報共有体制の強化に努める
仙台管区気象台	●東北電力女川原子力発電所周辺及び本市及び周辺地域の
	気象情報の提供に関する体制を構築する
東北大学	●空間放射線量モニタリング結果の提供や評価,原子力災害
	対策に関する知見の提供に関する体制を構築する

イ 機動的な情報収集体制の整備

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県や関係機関と協力し、車両など多様な情報収集 手段を活用できる体制の整備を図る。

ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。

エ 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用 及び事故発生後の重要通信の確保に関する対策の推進に努める。

オ 移動通信系の活用体制の整備

市は、関係機関と連携し移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備に 努める。

(2) 活動に必要な情報の分析整理

ア専門家の活用体制の確保

市は,災害想定や市が取るべき対策等に関して助言を得るため,原子力工学,放射線医学, 気象などの専門家との情報連絡体制を確保する。

│ 人材育成については第 9 節 │ に移動,集約

備考

通報連絡協定の締結に伴う

文言の修正

変更

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

新

市は、県の協力を得て事故発生後の的確な対策の実施に資するため、表 2.1-2 のような原子 力事業所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要とな る資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、仙台市災害情報センター等に適切に備え 付けるとともに、定期的に更新するなど、これらを確実に管理する。

表 2.1-2 整備を行うべき資料

分類	内容
原子力事業所に関す	•原子力事業者防災業務計画
る資料	・原子力事業所の施設の配置図
社会環境に関する資	・本市及び周辺地図
料	・人口, 世帯数(原子力事業所との距離別, 方位別, 災害時要援護者
	の概要,統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を
	含む)
	・一般道路, 高速道路, 林道, 農道, 鉄道, ヘリポート及び空港等交通
	手段に関する資料(道路の幅員,路面状況,交通状況,各種時刻
	表, 滑走路の長さ等の情報を含む)
	・避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及び予
	め定める避難計画(位置, 収容能力, 移動手段等の情報を含む)
	·特定施設(幼稚園, 学校, 診療所, 病院, 老人福祉施設, 身体障害
	者養護施設,刑務所等)に関する資料(原子力事業所との距離,方
	位等についての情報を含む)
	・緊急被ばく医療施設に関する資料(1次医療施設,2次医療施設そ
	れぞれに関する,位置,収容能力,対応能力,搬送ルート及び手段
	等)
放射性物質及び放射	• 気象資料
線の影響予測に関す	・空間放射線量推定計算に関する資料
る資料	・平常時モニタリング資料
	・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
B1-34 VA I/V I I 44) BB)	・農産物等の生産及び出荷状況
防護資機材等に関す	・防護資機材の備蓄・配備状況
る資料	・避難用車両の事故発生後の運用体制
取在本地水中中	・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
緊急事態発生時の連	・原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準,連絡様
絡体制に関する資料	式、連絡先、連絡手段など)
2位部1ヶ間一ナス次型	・状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
避難に関する資料	・避難方法説明資料(移動手段,集合場所,避難先,その他留意点を 記載した市民配布のもの)
	・避難所運用体制(避難所,連絡先,運用組織等を示す,広域避難を
	・・近無所連用体制(近無所、連給充、連用組織等を示り、広域近難を 前提とした市町間の調整済みのもの)
	門1座とした川門間ツフ調登街がツフセッフノ

ウ 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県の協力を得て事故発生後の的確な対策の実施に資するため、表 2.1-2 のような原子 力事業所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要とな る資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、仙台市災害情報センター等に適切に備え 付けるとともに、定期的に更新するなど、これらを確実に管理する。

表 2.1-2 整備を行うべき資料

分類	内容	
原子力事業所に関する	・原子力事業者防災業務計画	
資料	・原子力事業所の施設の配置図	
社会環境に関する資料	・本市及び周辺地図	
	・人口,世帯数(原子力事業所との距離別,方位別,災害時要援護者の概要,統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む)	
	・一般道路, 高速道路, 林道, 農道, 鉄道, ヘリポート及び空港等交 通手段に関する資料(道路の幅員, 路面状況, 交通状況, 各種時 刻表, 滑走路の長さ等の情報を含む)	
	・避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及び 予め定める避難計画(位置,収容能力,移動手段等の情報を含む)	
	・特定施設(幼稚園, 学校, 診療所, 病院, 老人福祉施設, 身体障害者養護施設, 刑務所等) に関する資料(原子力事業所との距離, 方位等についての情報を含む)	
	・緊急被ばく医療施設に関する資料(1次医療施設,2次医療施設それぞれに関する,位置,収容能力,対応能力,搬送ルート及び手段等)	
放射性物質及び放射線	•気象資料	
の影響予測に関する資	・空間放射線量推定計算に関する資料	
料	・平常時モニタリング資料	
	<u>・モニタリングポストの位置</u>	
	・緊急時モニタリング測定予定地	文言追加,修正
	・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料	
	・農産物等の生産及び出荷状況	
防護資機材等に関する	・防護資機材の備蓄・配備状況	
資料	・避難用車両の事故発生後の運用体制	
	・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況	
緊急事態発生時の連絡	・原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関す	緊急時の対応組織に関する
体制に関する資料	<u>る資料(人員,配置,指揮命令系統,関係者名リストを含む)</u>	
	・原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準,連絡様	資料を追加
	式, 連絡先, 連絡手段など)	
	・状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表	
避難に関する資料	・避難方法説明資料(移動手段,集合場所,避難先,その他留意点	
	を記載した市民配布のもの)	
	・避難所 <u>運営</u> 体制(避難所,連絡先, <u>運営</u> 組織等を示す,広域避難	
	を前提とした市町間の調整済みのもの)	

1東北電力女川原子力発電所における事故等の通報連絡等に関する協定(平成25年6月6日締結)

備考

(3) 災害に強い多重化された通信手段・経路の整備

市は、原子力災害対策を円滑に実施するため、防災行政用無線や有線通信網、災害時優先電話の活用、通信衛星の活用など多重化された多様な通信手段の整備を推進する。その際、通信の輻輳や停電等への対策に十分留意する。

2. 事故発生後の対応

(1) 事故発生情報等の通報連絡の実施

市は、女川原子力発電所で発生したトラブルで特定事象に至るおそれがある事象が発生した場合又は原災法第10条第1項及び第15条第1項各号の規定により通報を義務付けられている事象が発生した場合には、あらかじめ整備した体制に基づき、東北電力から通報を受ける。

市は、東北電力から通報を受けた場合、直ちに県と連絡をとり当面とるべき措置について協議する。

(2) 参集連絡の実施

市は、事故発生情報等の通報連絡を受けた場合、第1章第7節に示す所定の体制に応じた要員に対して参集連絡を行う。

(3) 災害に強い多重化された通信手段・経路の整備

市は、原子力災害対策を円滑に実施するため、防災行政用無線や有線通信網、災害時優先電話の活用など多重化された多様な通信手段の整備を推進する。その際、通信の輻輳や停電等への対策に十分留意する。

2. 事故発生後の対応

(1) 通報連絡の受信等

ア 東北電力から事故等の発生の通報を受けた場合

<u>市は、女川原発で事故等が発生した場合には、あらかじめ整備した体制に基づき、東北電力</u> **の初動について加筆** から通報を受ける。

<u>市は、東北電力から通報を受けた場合、直ちに県と連絡のうえ、当面とるべき措置について</u> 協議する。

イ 市のモニタリングポスト等で空間放射線量率に大きな変動が生じた場合

市は、東北電力から通報がない状態において、市が設置しているモニタリングポスト等の空間放射線量率に大きな変動が生じた場合には、直ちに県及び東北電力に女川原発の状況を確認する。

ウ その他の原子力施設で事故等が発生し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合

市は、女川原発以外の原子力施設において事故等が発生し、本市にも影響が及ぶおそれがある場合には、直ちに県と連絡をとり当面とるべき措置について協議する。

(2) 災害対策活動体制の発令

ア 情報連絡体制の強化の発令

市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又は国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、情報連絡体制の強化を発令する。

イ 災害警戒本部体制の発令

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、 又は各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合、災害警戒本部体制を発令し、参集連絡を行う。

ウ災害対策本部体制の発令

市は、東北電力から全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又 は各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した 場合、災害対策本部体制を発令し、参集連絡を行う。

通報連絡等による事故発生 の初動について加筆

通報連絡等の受信後の災害 対策活動体制の発令につい て加筆

(3) 情報収集の実施

市は、事故発生後の各段階において、多様な手段を用いて原子力施設の状況、モニタリング情報、放射能影響に関する情報、避難情報、市民等からの災害に関する情報等必要な情報を収集し、あらかじめ定めた計画やマニュアル等に基づいて各対策を実施する。

旧

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している防災 行政用無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

市は、退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

収集すべき主な情報項目を表 2.1-3 に示す。

表 2.1-3 収集すべき情報項目

情報項目	内容
原子力施設の状況	事故状況, 事故進展予測, 復旧見通し 等
モニタリング情報	事業者モニタリング、国モニタリング、県モニタリング、市モニタリン
	グの結果(環境, 農産物等, 飲食物, 水道水等) 等
放射線影響に関する情報	SPEEDI による放射能影響予測結果 等
避難関係情報	退避・避難の実施状況等
医療関係情報	安定ヨウ素剤の予防服用に関する情報、被ばく医療活動及びスクリ
	ーニング活動状況 等
除染に関する情報	除染計画や活動に関する情報 等
関係機関活動状況	国・県・関係市町等関係機関の対応状況 等
その他	報道状況, 交通規制状況, 他災害による被害状況(複合災害の場
	合),市民等から寄せられた情報等

(3) 情報収集の実施

市は、原子力施設において事故等が発生した場合、図 2.1-2 で示す緊急時情報収集連絡系統図により、市が実施している平常時モニタリングの結果、国、県、その他関係機関が実施している環境モニタリングの結果、気象情報、及び報道情報等を収集し、事態の推移の把握に努める。また、事故発生後の各段階において、多様な手段を用いて原子力施設の状況、モニタリング情報、放射能影響に関する情報、避難情報、市民等からの災害に関する情報等必要な情報を収集し、あらかじめ定めた計画やマニュアル等に基づいて各対策を実施する。

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している防災 行政用無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

収集すべき主な情報項目を表 2.1-3 に示す。

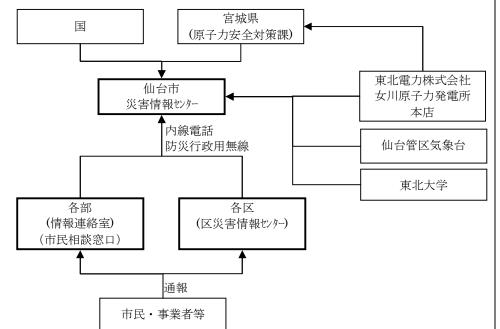


図 2.1-2 緊急時情報収集連絡系統図

表 2.1-3 収集すべき情報項目

情報項目	収集先	内容
原子力施設の状況	東北電力	事故状況, 事故進展予測, 復旧見通し 等
モニタリング情報	東北電力	事業者モニタリング、国モニタリング、県モニタリング、
	国, 宮城県	市モニタリングの結果(環境,農産物等,飲食物,水道
	<u>庁内関係局</u>	水等)等
放射能影響に関する情報	国, 宮城県	大気中拡散予測による放射能影響予測結果等
避難関係情報	宮城県	退避・避難の実施状況 等
医療関係情報	宮城県	安定ヨウ素剤の予防服用に関する情報、被ばく医療活
		動及びスクリーニング活動状況 等
除染に関する情報	宮城県	除染計画や活動に関する情報 等
関係機関活動状況	各関係機関	国・県・関係市町等関係機関の対応状況 等
その他	各種報道	報道状況, 交通規制状況, 他災害による被害状況 (複
	市民	合災害の場合),市民等から寄せられた情報 等

情報収集の開始時期, 情報 収集内容について加筆

緊急時の連絡系統図を追加

収集すべき情報項目の表に 収集先を追加

IΒ	新	備考
(4) 復旧段階の情報収集の実施	(4) 復旧段階の情報収集の実施	
市は、それ以上の災害の拡大又はそのおそれがないと判断した場合には、モニタリング情報や避難情報など、復旧対策の段階において必要となる情報については継続的に収集する。	市は、それ以上の災害の拡大又はそのおそれがないと判断した場合には、モニタリング情報や避難情報など、復旧対策の段階において必要となる情報については継続的に収集する。	

第 2 節 市からの情報発信

1. 平時の備え

(1) 市民等への情報伝達体制の整備

市は、情報収集体制により一元化された情報を、伝えるべき対象ごとに適切な方法により伝達する情報伝達体制を整備する。

表 2.2-1 初動時の通信方法

対象	通信方法	
市民, 事業者	ヘリコプター,消防車両及び広報車による巡回広報,TV・ラジオ等へ	
旅行者等来訪者	の放送要請, 杜の都防災 Web, 杜の都防災メール, その他多様な通	
	信手段, 街頭情報板活用, 観光施設・宿泊施設等での情報提供	
児童・生徒	学校, 幼稚園, 保育所, 児童館等への即時連絡体制	
要援護者, 妊産婦・	災害時要援護者避難支援プラン等に基づく支援(地域団体等協力,	
乳幼児のいる家庭	社会福祉施設への連絡体制など)	
外国人	災害多言語支援センター等による情報提供体制	

表 2.2-2 原子力施設事故の拡大の停止後の復旧段階の通信方法

対象	通信方法
市民, 事業者	TV・ラジオ等への放送要請,観光施設・宿泊施設等での情報提供
旅行者等来訪者	
避難者	
要援護者, 妊産婦・	災害時要援護者避難支援プラン等に基づく支援(地域団体等協力な
乳幼児のいる家庭	ど)
外国人	災害多言語支援センター等による情報提供体制

(2) 関係機関への情報伝達体制の整備

市は、平時において、国、県、原子力事業者、専門家、その他関係機関との確実な情報の収集・連絡体制の構築を行うとともに、これらの防災拠点間における情報通信を確実に行うための通信手段の整理を行う。

(3) 情報項目の整理

市は、役割に応じて市民等のニーズを十分把握し、市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情

第 2 節 市からの情報発信

1. 平時の備え

(1) 市民等への情報伝達体制の整備

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を 勘案し、事故発生後の市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、社会的混乱による影響をで きるかぎり低くするため、情報収集体制により一元化された情報を、伝えるべき対象ごとに適 切な方法により伝達する情報伝達体制を定める。その際、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、 外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ 滞りなく伝達されるよう、地域団体等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制の整備に努め るものとする。

表 2.2-1 初動時の通信方法

対象	通信方法
市民, 事業者	ヘリコプター,消防車両及び広報車による巡回広報,TV・ラジオ等へ
旅行者等来訪者	の放送要請,杜の都防災 Web,杜の都防災メール, <u>エリアメールの配</u>
	信, その他多様な通信手段, 屋外電光掲示板, 観光施設・宿泊施設
	等での情報提供
児童·生徒	学校, 幼稚園, 保育所, 児童館等への即時連絡体制
要援護者, 妊産婦・	災害時要援護者避難支援プラン等に基づく支援(地域団体等協力,
乳幼児のいる家庭	社会福祉施設への連絡体制など)
外国人	仙台市災害多言語支援センター等による多言語での情報提供

表 2.2-2 原子力施設事故の拡大の停止後の復旧段階の通信方法

対象	通信方法
市民, 事業者	TV・ラジオ等への放送要請, 観光施設・宿泊施設等での情報提供
旅行者等来訪者	
避難者	
要援護者, 妊産婦・	災害時要援護者避難支援プラン等に基づく支援(地域団体等協力な
乳幼児のいる家庭	ど)
外国人	仙台市災害多言語支援センター等による多言語での情報提供

(2) 関係機関への情報伝達体制の確保

市は、平時において、国、県、原子力事業者、専門家、その他関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を<u>確保する</u>とともに、これらの防災拠点間における情報通信を確実に行うための通信手段の整理を行う。

(3) 情報項目の整理

市は、役割に応じて市民等のニーズを十分把握し、市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情

通信方法の追加

文言修正

文言修正

文言修正

備考 報を災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。平時において、市民等のニーズに応 報を災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。平時において、市民等のニーズに応 じて提供すべき情報の項目を整理する。 じて提供すべき情報の項目を整理する。 ・原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDI による放 ・原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDI による放 射能影響予測等) 射能影響予測等) ・農産物等の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 ・農産物等の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 ・市が講じている施策に関する情報、市民等がとるべき措置や注意事項 ・市が講じている施策に関する情報、市民等がとるべき措置や注意事項 ・交通規制, 避難経路や避難場所 等 ・交通規制, 避難経路や避難場所 等 (4) 市民等からの問い合わせへの対応体制の整備 (4) 市民等からの問い合わせへの対応体制の整備 市は、県及び関係機関等と連携し、事故発生後の原子力災害対策や放射線による健康被害等 市は、県及び関係機関等と連携し、事故発生後の原子力災害対策や放射線による健康被害等

に関する市民等からの問い合わせに、速やかに対応する市民相談窓口を開設できるよう体制を 整備する。

平時においては、問い合わせ内容に応じた対応方法の確認、問い合わせ対応の想定問答集の 作成など必要な準備を行う。

(5) 風評被害対策の整備

市は、農産物等の売上減少や観光客減少への波及を防止するため、流通の監視や、モニタリ ング結果を迅速に公表する仕組みを整備する。

2. 事故発生後の対応

(1) 市民等への正確な情報伝達の実施

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を 勘案し、事故発生後の市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をでき るかぎり低くするため、市民等に対する正確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

市は、復旧段階においては、市民等に対して、モニタリング結果や避難情報、各機関の対策 実施状況等を正確かつ定期的に提供する。市民等のニーズに応じた情報を定期的に提供するこ とにより、地域の混乱や風評被害の発生等の防止に努める。

(2) 関係機関への情報伝達の実施

市は、市が収集した情報について、あらかじめ定めた情報連絡ルートを通じて、国、県、原 子力事業者,専門家,その他関係機関に適宜伝達する。

に関する市民等からの問い合わせに、速やかに対応する総合市民相談窓口を市役所に開設でき

平時においては、問い合わせ内容に応じた対応方法の確認、問い合わせ対応の想定問答集の 作成など必要な準備を行う。

(5) 風評被害対策の整備

るよう体制を定める。

市は、農産物等の売上減少や観光客減少への波及を防止するため、流通の監視や、モニタリ ング結果を迅速に公表する仕組みを構築する。

2. 事故発生後の対応

(1) 市民等への正確な情報伝達の実施

市は、女川原発等原子力施設の事故発生後、情報収集体制により一元化された情報を、図2.2-1 で示す緊急時情報伝達連絡系統図(市民等向け)により、市民等に対する正確な情報提供、広 報を迅速かつ的確に行う。その際、市民等の心の安定及び、災害時要援護者等、一時滞在者、 在宅での避難者、避難施設での避難者等に配慮した情報伝達を行うものとする。

復旧段階においては, 市民等に対して, モニタリング結果や避難情報, 各機関の対策実施状 況等を正確かつ定期的に提供する。市民等のニーズに応じた情報を定期的に提供することによ り、地域の混乱や風評被害の発生等の防止に努める。

市民等への情報伝達については、仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】第8節 災 害広報・広聴計画に準じて実施する。

(2) 関係機関への情報伝達の実施

市は、女川原発等原子力施設の事故発生後、情報収集体制により一元化された情報を、図2.2-2 連絡系統に関する加筆。修 で示す緊急時情報伝達連絡系統図(関係機関向け)により、国、県、原子力事業者、専門家、 その他関係機関に適宜伝達する。

一本化された窓口を設置す ることについて記載

文言修正

連絡系統に関する加筆、修

旧 備考 関係機関への情報伝達については、仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】第7節 災 害情報の収集伝達計画に準じて実施する。 情報の提供 仙台市 報道機関 災害情報センター 連絡系統図の追加 情報伝達・調整 情報伝達・調整 テレビ 各部 各区 インターネット等 ラジオ (区災害情報センター) (情報連絡室) 新聞等 (市民相談窓口) (関係各部) 広報車 広報車 その他 その他 市民, 事業所, 学校, 保育所, 児童館, 地域団体 等 図 2.2-1 緊急時情報伝達連絡系統図(市民等向け) 玉 連絡系統図の追加 指定地方行政機関 宮城県 映像伝送システム (原子力安全対策課) 自衛隊 専用回線 ┩県防災無線 防災相互通信用無線 指定公共機関 仙台市 消防局 等 消防情報センター 災害情報センター 指定地方公共機関 内線電話 防災行政用無線 公共的団体 図 2.2-2 緊急時情報伝達連絡系統図(関係機関向け) (3) 市民等からの問い合わせへの対応 (3) 市民等からの問い合わせへの対応

市は、原子力災害が発生した直後から、必要に応じ、県及び関係機関等と連携し、原子力災害対策や放射線による健康被害等に関する市民等からの問い合わせに速やかに対応する市民相談窓口を開設する。また、市民相談窓口に寄せられた災害に関する情報を第1章第7節に示す災害対策本部等に速やかに連絡し、正確な情報の共有化及び市民への提供に努める。

市は、<u>災害警戒本部体制を発令した場合</u>, 県及び関係機関等と連携し、原子力災害対策や放射線による健康被害等に関する市民等からの問い合わせに<u>電話及び窓口で</u>速やかに対応する 「<u>間合せ専用チーム」を組織し、総合</u>市民相談窓口を<u>市役所内に</u>開設する。

また、市民相談窓口に寄せられた災害に関する情報を<u>災害対策本部又は災害警戒本部に</u>速やかに連絡し、正確な情報の共有化及び市民への提供に努める。

対策の開始時期を加筆

対策の対応体制について加筆

ΙΒ		備考
	表 2.2-3 想定される問合せ内容と対応に必要な要員	
		必要な要員 市民等からの問合せ内容と
	放射線・放射能 □放射線や放射能,放射性物質の特性 市担当者	その要員に関する表を追加
	原子力防災 □原子力災害の特性 市担当者 □災害の状況	
	□灰青の状況 □□行政の取り組み	
	□市民等がとるべき行動	
	□避難所の所在地	
	□災害時要援護者への支援	
	健康相談 □放射線による健康への影響 市担当者	
	□市民等がとるべき対応・手続き 専門的な st □心のケア 師,保健師,	†応のできる医 季雄師
	診療放射線	
	生活・経済 □被災者・被災事業者等への支援 市担当者	× 100
(4) 風評被害への対応	(4) 風評被害への対応	
市は,市内産農産物等の買い控えや市場での取引拒否を防ぐため,市内産農産物等に含まれ	市は、事故が一定の収束を迎え、本市における事故の影響が明らかに	なった段階において、
る放射性物質の検査結果について市ホームページを通じて速やかに公表するとともに,新聞,	原子力災害による風評被害の未然防止又は影響を軽減するために,以下	の対策を実施する。 加筆
テレビ等のメディアを活用するなどして市内産農産物等の安全性について全国に情報発信を行	ア 市内産農産物等への対応	川丰
j.	市内産農産物等の買い控えや市場での取引拒否を防ぐため,図 2.2-1	緊急時情報伝達連絡系
市は、旅行者・観光客等来訪者の減少を防ぐため、環境モニタリング結果について市ホーム	統図(市民等向け)により、市内産農産物等に含まれる放射性物質の検	
ページを通じて速やかに公表するともに、新聞、テレビ等のメディアを活用するなどして全国	モニタリング参照)について市ホームページを通じて速やかに公表す	
及び海外向けに情報発信を行う。	レビ等のメディアを活用するなどして全国及び海外向けに情報発信を行	
市は、国及び県と連携し、生活必需品の流通の監視を行うとともに、速やかにその結果を公		,
表する。	イ 旅行者·観光客等来訪者への対応	
	旅行者・観光客等来訪者の減少を防ぐため,図 2.2-1 緊急時情報伝達	_
	<u>け)により、</u> 環境モニタリング結果 <u>(第3節 環境モニタリング 参照</u>	<u>{)</u> について市ホームペ
	ージを通じて速やかに公表するともに、新聞、テレビ等のメディアを活	用するなどして全国及
	び海外向けに情報発信を行う。	
	ウ 生活物資の流通への対応	
		5を押提するため、添通
		_
	の監視を行うとともに、図 2.2-1 緊急時情報伝達連絡系統図(市民等)	<u>切り) (C より、</u>) (本 \
	その結果を公表する。	

第 3 節 環境モニタリング

1. 平時の備え

市は、県と連携し、平常時の環境モニタリングを実施するとともに、災害発生時に速やかに対応できるよう、緊急時モニタリングの体制を整備する。

(1) 市の環境モニタリング体制の整備

ア 環境モニタリング体制の整備

市は、原子力災害対策指針や国及び県の定めるマニュアル等を踏まえながら、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング実施要領を策定する際、原子力災対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

市は、平常時及び緊急時モニタリングを実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めるとともに、必要なモニタリング要員の確保に努めるものとする。その際、要員や役割の検討の基礎となる測定箇所や内容、頻度は、国の緊急時モニタリングに関する指針を踏まえて検討するが、原子力災害発生後の緊急性の高まり度合いにより測定箇所や測定回数の増加を図るものとする。

イ モニタリング設備・機器の整備・維持

市は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質及び放射線による影響を把握する ため、空間放射線量率を自動で測定するモニタリングポストを整備する。

また、市有施設等でモニタリングを実施するための機器を維持・整備する。

(2) モニタリング結果の提供に関する協力体制の整備

ア 関係機関との連携

市は、本市周辺や原子力施設周辺等の放射性物質及び放射線の影響を把握するため、モニタリング結果を国、県及び原子力事業者、その他モニタリング関係機関から取得する。

(3) 平常時モニタリングの実施

市は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出による周辺環境への 影響の評価に資する観点から、県との連携のもと、平常時よりモニタリングを実施する。 平常時のモニタリングにおける実施項目を表 2.3-1 に示す。

第 3 節 環境モニタリング

1. 平時の備え

市は、<u>国及び</u>県と連携し、平常時の環境モニタリングを実施するとともに、災害発生時に速やかに 対応できるよう、緊急時モニタリングの体制を整備する。

原子力災害対策指針に記載 されている国の役割を踏ま え加筆

(1) 市の環境モニタリング体制等の整備

ア モニタリング実施要領の策定

市は、国の指針や国及び県の定めるマニュアル等を踏まえながら、<u>平常時及び緊急時のモニ</u>タリングの実施について定めたモニタリング実施要領を策定するものとする。

モニタリング実施要領においては、平常時及び緊急時における実施項目、測定箇所及び測定 頻度を定める。実施項目(品目等を含む)、測定箇所及び測定頻度は、原子力災害の事象の進展 に従い、緊急性に応じて定めるものとする。

なお、食品のモニタリングについては、モニタリング実施要領を策定する際、<u>国の</u>指針及び 関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

構成の変更

1. 平時の備え における

モニタリング実施要領の策 定について加筆

表 2.3-1 環境モニタリングの実施項目

項目	内容
空間放射線量	市有施設等における空間放射線量
モニタリング	・自動計測(モニタリングポスト)
	・随時計測
放射性物質	飲食物、水道水・飲用水、学校プール水、浄水発生土、下水
モニタリング	汚泥,焼却灰 等の放射性物質

平常時に限らず、モニタリング実施要領に定める実施項目の表に変更。あわせて文言修正

イ 環境モニタリング体制の整備

市は、国の緊急時モニタリングに関する指針を踏まえて、平常時及び緊急時モニタリングを 実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めるとともに、必要なモニタリング 要員を確保するなど、環境モニタリング体制を構築する。

(2) 平常時モニタリングの実施

緊急時において原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出による周辺環境への影響を 適切に評価するには、平常時から継続的にモニタリングを実施することにより、平常時のデー タを蓄積しつつ、モニタリング要員の育成・確保と、モニタリング資機材の維持・管理を実施 し、モニタリングの実施体制のレベルを維持しておくことが重要である。

市は、<u>モニタリング実施要領に基づき</u>、平常時より<u>モニタリングポスト等計測機器を用いて</u>環境モニタリングを実施し、公表する。

平常時モニタリングの考え 方を加筆

	П	新	備考
表 2.3-1	平常時モニタリングの実施項目	(3) 関係機関との連携	
項目 空間放射線量モニタリング	内容 市有施設における空間放射線量	古は、亚時上の太古国辺の原子力振塾国辺笠の故卧歴伽原及び故射線の影響を畑堤するため	第1節との関係を記載
	仙台産野菜・林産物,市場流通農水産物,学校・保育所給食食材,自家消費用野菜等,水 道水・飲用水,学校プール水,浄水発生土, 下水汚泥,焼却灰 等の放射性物質	第1節 情報収集と連絡体制により、 モニタリング関係機関から取得する。	

2. 事故発生後の対応

(1) 緊急時モニタリングの実施

ア 緊急時モニタリングの開始

市は、原子力事業者からの事故発生等の通報により環境モニタリング体制の強化が必要と認められた場合、又は市が計測する平常時のモニタリングによって予め定める基準値を超える空間放射線量率が検知された場合は、直ちに緊急時モニタリング実施要領に基づき、モニタリングポストの監視の強化等、緊急時モニタリングを開始するものとする。

イ 実施項目

緊急時モニタリングにおける実施項目を表 2.3-2に示す。

表 2.3-2 緊急時モニタリングの実施項目

項目	内容	
空間放射線量モニタリング	市有施設における空間放射線量	
放射性物質モニタリング	仙台産農産物等, 市場流通農産物等, 学校・	
	保育所給食食材,自家消費用野菜等,水道	
	水・飲用水、学校プール水、浄水発生土、下	
	水汚泥,焼却灰 等の放射性物質	

ウ 測定の箇所, 頻度

市は、測定箇所や頻度について、国の緊急時モニタリングに関する指針を踏まえて検討する。 測定頻度は、原子力災害の事象の進展に応じて、平常時、事故発生の直後、復旧段階のそれぞれにおいて、緊急性が高くなるに従って高くなるように設定する。

また,空間放射線量率の測定箇所や食品等の放射性物質の量を測定する品目についても,緊急性が高くなるに従って増やすものとする。

2. 事故発生後の対応

(1) 緊急時モニタリングの実施

ア 緊急時モニタリング準備体制の発令(施設敷地緊急事態の発生段階)

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、 又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは平常時モニタリング結果より判断した 場合、モニタリング実施要領に基づき、緊急時モニタリング準備体制を発令する(災害警戒本 部長)。

<u>緊急時モニタリング準備体制では、緊急時モニタリングの準備を行うとともに、モニタリン</u> グポストの監視を強化し、県等の関係機関のモニタリング結果の確認頻度を増やす。

空間放射線監視強化体制が発令された場合,又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除 された場合に、この体制を解除する。

イ 空間放射線監視強化体制の発令(全面緊急事態の発生段階)

市は、東北電力から全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又 はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、 モニタリング実施要領に基づき、空間放射線監視強化体制を発令する(災害対策本部長)。

空間放射線監視強化体制では、事故状況や気象等に関する情報をもとに緊急時モニタリング 実施計画を作成するとともに、本市域へのプルームの到達を幅広く検知するため、モニタリン グポスト等の監視強化に加え、空間放射線量の随時計測を市内各所で実施するものとする。な お、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、本市域をプルームが通過している 状況下にあると判断される場合には、空間放射線量の随時計測を停止し、計測に従事する職員 等の安全を確保するものとする。

<u>緊急時モニタリング開始の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態</u>が解除された場合に、この体制を解除する。

ウ 緊急時モニタリングの開始(プルーム通過後の段階)

市は、全面緊急事態に相当する事象の発生後、放射性物質の大量放出に至り、本市域をプルームが通過したと判断される場合に、モニタリング実施要領及び緊急時モニタリング実施計画

構成変更

事故発生後の各段階における体制の発令、初動について加筆

実施項目及び測定箇所,頻 度については,モニタリン グ実施要領に基づくことと して修正 <u>に基づき、緊急時モニタリングを開始する。緊急時モニタリング結果は、国、県及び関係機関</u> に随時提供する。

初期段階においては、本市における汚染状況を把握するため、市全域の空間放射線量を速や かに計測するとともに、水道水の放射性物質モニタリングを強化する。

市全域の汚染状況を把握した結果,表 2.3-2 に示す飲食物の摂取制限を判断する準備として地域を特定する基準を超える空間放射線量が計測された場合には,国や県その他関係機関が実施するモニタリング結果や気象情報等も踏まえ,国及び県と連携し,汚染地区を特定するとともに、当該地区の仙台産農産物等や市場流通農産物等の放射性物質モニタリングを強化する。

また,市全域の汚染状況を概ね把握できたと判断した段階において,国及び県と連携し,放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認,人体の被ばく評価,各種防護措置の実施・解除の判断,風評対策等に用いる観点から,モニタリング実施計画を見直し,その結果を踏まえて緊急時モニタリングを継続することとする。

表 2.3-2 飲食物に係るスクリーニング基準 (原子力災害対策指針)

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL6による飲食物の摂取制限 (第6節飲食物の安全確保 参照)を判断する準備として, 飲食物中の放射性核種濃度測 定を実施すべき地域を特定す る際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1 m で計測した 場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

注) Sv:シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。

出所)「原子力災害対策指針」(2013年6月5日全部改正)原子力規制委員会

(2) 復旧時のモニタリングの実施

ア 復旧時のモニタリングへの移行

市は、原子力施設における事象の状況を踏まえ、それ以上の放射線及び放射性物質による影響の拡大がないと判断した場合、緊急時モニタリング体制から復旧段階のモニタリング体制へと移行を行う。

イ 実施項目

市は、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、重点的に測定すべき項目を選択し、復旧段階の モニタリング計画を作成する。

ウ測定の頻度

市は、緊急時モニタリングの結果及び復旧段階のモニタリング結果による測定値の推移を考慮し、測定頻度を定めるものとする。

(2) 復旧段階のモニタリングの実施

ア 復旧段階のモニタリングへの移行

市は、原子力施設における事象の状況を踏まえ、それ以上の放射線及び放射性物質による影響の拡大がないと判断した場合、緊急時モニタリング体制から復旧段階のモニタリング体制へと移行を行う。

イ 実施項目

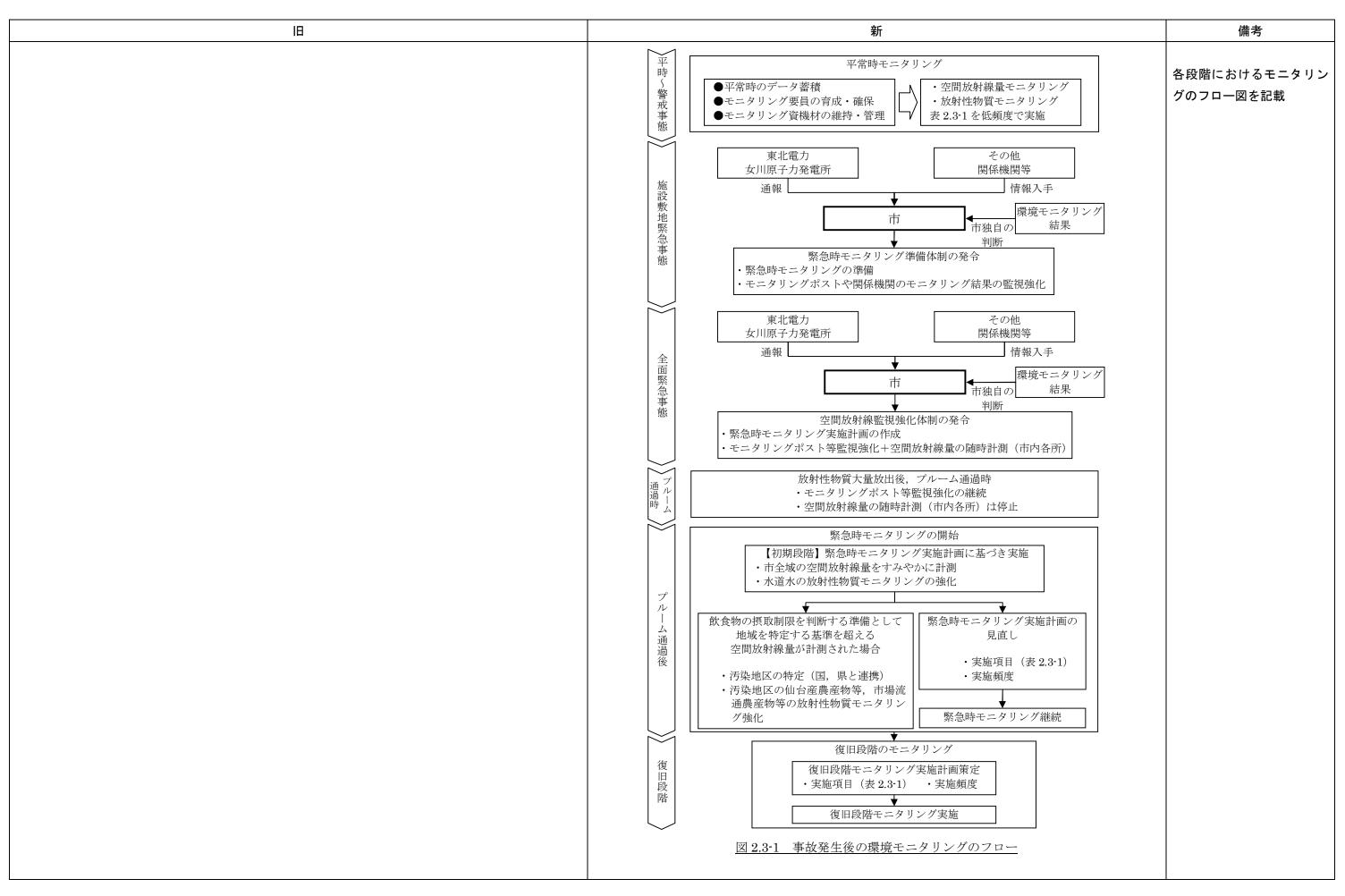
ウ測定の頻度

市は、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、<u>各種原子力災害対策の見直しや解除の判断、人体の被ばく評価、及び風評被害対策等に用いるため、</u>重点的に測定すべき項目を選択し、復旧段階のモニタリング実施計画を作成する。

市は、緊急時モニタリングの結果及び復旧段階のモニタリング結果による測定値の推移を考慮し、測定頻度を定めるものとする。

復旧時モニタリングの目的 をふまえて加筆

IΒ		備考
エ 平常時モニタリングへの移行	エ 平常時モニタリングへの移行	
市は、復旧段階のモニタリングによる測定値の推移を考慮し、それ以上の復旧段階のモニタ リングの継続が必要ないと判断された場合、復旧段階のモニタリング体制を解除し、平常時の モニタリングへ移行する。	市は、復旧段階のモニタリングによる測定値の推移を考慮し、それ以上の復旧段階のモニタリングの継続が必要ないと判断された場合、復旧段階のモニタリング体制を解除し、平常時のモニタリングへ移行する。	
(3) 環境モニタリングの結果の報告	(3) 環境モニタリングの結果の <u>公表</u>	文言修正
市は、モニタリングの結果を取りまとめ、評価・分析を行い、第2章第2節に示すとおり、 県及び関係機関に連絡するとともに、報道機関及び WEB サイト等を通じて、市民等に対して結 果の公表を行う。	市は、モニタリングの結果を取りまとめ、評価・分析を行い、第2節 <u>市からの情報発信</u> に示すとおり、県及び関係機関に連絡するとともに、報道機関及び WEB サイト等を通じて、市民等に対して結果の公表を行う。	第2節との関係を記載



第 4 節 退避・避難・避難受入れ

市は、市民や来訪者の予防的防護措置としての退避・避難、及び他市町からの避難者の受入れに関 する対策を検討するが、原子力発電所事故の災害想定を踏まえ、可能性の高い屋内退避を基本としつ つ、災害の規模や状況等に応じて計画的な避難の可能性も考慮する。また、避難等は国、県、他市町 等との連携を必要とするため、対策の検討にあたっては、これらの関係機関と調整する。

1. 平時の備え

1-1. 市民・来訪者の退避・避難

(1) 市民・来訪者の避難収容活動体制の整備

市は、国や県の指針の検討結果を踏まえ、表 2.4-1 に基づき市民と来訪者を対象とした避難 等の実施に必要な事項について整理する。

市は、公共施設等を対象に、退避・避難の実施場所をあらかじめ選定する。

表 2.4-1 避難等に関する基準値

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準(OIL1)	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した 場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準(OIL2)	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した 場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域 を特定し、地域生産物 の摂取を制限すると ともに、1週間程度内 に一時移転を実施。	

注) Sv:シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。 ※基準値は、国の指針の発出・改定に応じて修正

第 4 節 退避・避難・避難受入れ

市は、市民や来訪者の予防的防護措置としての退避・避難、及び他市町からの避難者の受入れに関 する対策を講じるが、原子力発電所事故の災害想定を踏まえ、可能性の高い屋内退避を基本としつつ、 災害の規模や状況等に応じて計画的な避難の可能性も考慮する。また、避難等は、広域的な連携を要し避難等を国等と連携して実 するものであることから、国、県、他市町等と連携して実施するものとする。

施する趣旨を文言加筆

1. 平時の備え

1-1. 市民・来訪者の退避・避難

(1) 市民・来訪者の屋内退避・一時移転計画の策定

本市は、女川原発から 30km 圏外に位置し、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る | 市民・来訪者を対象とした 可能性は高くないと想定され(第1章第5節2.災害想定 参照),放射性物質の大量放出に至っ た場合の屋内退避の実施が基本となり、事故の規模や気象条件によっては一時移転を一週間程 度内に実施することが必要になると考えられる。

市は、国の指針や県の計画を踏まえ、来訪者等の一時滞在施設や市民の一時移転の避難施設 | 市民・来訪者を対象とした の選定を含め、市民と来訪者を対象とした屋内退避、一時移転を実施するための屋内退避・一 時移転計画を策定する。その際、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリー ト建屋への屋内退避が有効であることや、気象条件によっては屋内退避が長期化する可能性が あることを踏まえた食料等の備蓄等が求められることに配意するものとする。

対策の考え方を加筆

屋内退避・一時移転計画の 策定について新たに加筆

表 2.4-1 避難等に関する基準 (原子力災害対策指針)

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
地表面からの放射線, 再浮遊した放射性物質の吸入, 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため, 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準(OIL1)	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した 場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線, 再浮遊した放射性物質の吸入, 不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため, 地域生産物の摂取を制限するとともに, 住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準(OIL2)	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した 場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域 を特定し、地域生産物 の摂取を制限すると ともに、1週間程度内 に一時移転を実施。

注) Sv:シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。

出所)「原子力災害対策指針」(2013年6月5日全部改正)原子力規制委員会

IΒ	新	備考
(2) 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備	(2) 地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制等の整備	地域住民の屋内退避及び災
市は、退避や避難の実施にあたり、災害時要援護者や妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等の状況・安否確認を行うとともに、必要な情報を迅速かつ的確に伝えるよう、平時より町内会	ア地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制の確保	害時要援護者の支援について加筆,修正
等や福祉関係の地域団体の協力を得ながら体制の整備を進める。その際、地域団体等の支援者の安全確保に配慮するものとする。	屋内退避の場合には、自宅や学校、勤務先、帰宅困難者の一時滞在施設等に入り、一定の時間留まっていることが必要になることから、障害者や高齢者、妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等については、安否確認と必要な情報を迅速かつ的確に伝えることが必要となる。	
	一時移転の場合には、自力避難が困難な災害時要援護者等を、避難施設に移送することが必要となる。	
	市は,災害時要援護者避難支援プラン等により平時より町内会等の地域団体等の協力を得な がら,地域住民の屋内退避や災害時要援護者等の一時移転の実施を支援する体制の確保を進め, 屋内退避・一時移転計画に反映させることとする。	
	イ <u>災害時要援護者等の支援者の被ばく対策実施体制の整備</u> 市は, 災害時要援護者等の支援者の安全を確保するため, 防護対策や被ばく管理等の被ばく対策を実施する体制等をあらかじめ定める。(第5節 被ばく対策 1.平時の備え (5)災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備 参照) また, 対策に必要な資機材の調達, 備蓄等を行う。(第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス 1.資機材の配備 (6)災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備 参照)	災害時要援護者の支援者に 対する被ばく対策について 加筆
	(3) 学校等施設における屋内退避実施体制の確保 学校等施設の管理者は、県又は市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下、「生徒等」という。)の安全を確保するため、生徒等の屋内退避を実施する体制の確保を進めることとする。 また、市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関してあらかじめルールづくりに努めるものとする。	学校等施設における児童・ 生徒を対象とした屋内退避 等の実施について新たに加
(3) 市民への周知		
市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、事故発生後の経過に応じて市民等に提供すべ		│ │平時からの市民への周知に
き情報を整理し、平時より第9節第1項に示すとおり市民等への周知を図る。		ついては、第9節に集約

1-2. 他市町からの避難の受入れ

(1) 他市町からの避難の受入れ体制の整備

市は、県及び原子力発電所周辺市町からの要請に基づき、他市町からの避難者の受入れ体制 を検討する。そのため、他市町からの一次避難者のための避難施設リストを整備する。

1-2. 他市町からの避難の受入れ

(1) 他市町からの避難の受入れ体制の整備

市は,県及び原子力発電所周辺市町からの要請に基づき,他市町からの避難者の受入れ体制 文言の加筆,修正 を検討する。避難者を受け入れる避難施設については、公共施設を対象に、その管理者の同意 を得て他市町からの一次避難者のための避難施設として選定する。

1-3. その他

(1) 災害地域住民等に係る記録の準備

市は、市民等からの原子力損害に係る賠償請求等に関して、事務を円滑に推進するため、記 録票等の様式をあらかじめ定めておく。

2. 事故発生後の対応

2-1. 市民・来訪者の退避・避難

(1) 屋内退避、避難収容等の防護対策の実施

市は、屋内退避の実施が決定された場合、対象となる地域を明確にし、対象者への指示を行 い、市民及び来訪者に対して関係する情報等を提供する。また、避難の実施が決定された場合、 県と協力し、必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して必要な情報を提供し、避 難を実施する。

(2) 市域を越えた避難の実施

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外の広 域的な避難場所、又は応急仮設住宅等への避難等が必要であると判断した場合、県内の他の市 町村や県外での受入れについて県と協議する。

1-3. その他

(1) 災害地域住民等に係る記録の準備

市は、市民等の健康管理や原子力損害に係る賠償請求等に関する事務を円滑に推進するため、文言の加筆 被災地住民登録票等の様式をあらかじめ定めておく。

2. 事故発生後の対応

2-1. 市民・来訪者の退避・避難

(1) 屋内退避等の実施

ア 屋内退避準備体制の発令(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の発生段階)

市は、東北電力から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当する事象の発生について通報 連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング 結果より判断した場合、屋内退避・一時移転計画に基づき、屋内退避の実施に関する情報提供 等の準備及び市民等への注意喚起を行う屋内退避準備体制を発令する(災害警戒本部長、災害 対策本部長)。なお、屋内退避の指示がなされた場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態 が解除された場合に、この体制を解除する。

イ 屋内退避の指示(放射性物質大量放出の段階)

市は、全面緊急事態が発生後、放射性物質の大量放出に至り、国から屋内退避の指示を受け た場合、又はプルームの影響が及ぶ可能性が高いと本市が判断した場合、屋内退避・一時移転 計画に基づき、必要に応じて気象情報等より地域を特定し、第2節の情報伝達体制により、屋 内退避を指示するとともに、地域団体等に対して災害時要援護者等の支援活動の開始を要請す る。_

ウ 一時移転の実施(プルーム通過後の段階)

市は、プルーム通過後、第3節の緊急時モニタリングの結果、表2.4-1に示す一時移転の実 施を判断する基準(OIL2)を超える空間放射線量が計測された場合に、屋内退避・一時移転計 画に基づき,国及び県と連携し、一時移転対象地区を特定するとともに、すみやかに当該地区 の一時移転を実施する。その際、地域団体等の協力のもと、自力避難の困難な災害時要援護者 等の移送を実施する。また、一時移転を実施した市民等について被災地住民登録票等様式に記 録する (2-3. その他 参照)。

(2) 市域を越えた避難の実施

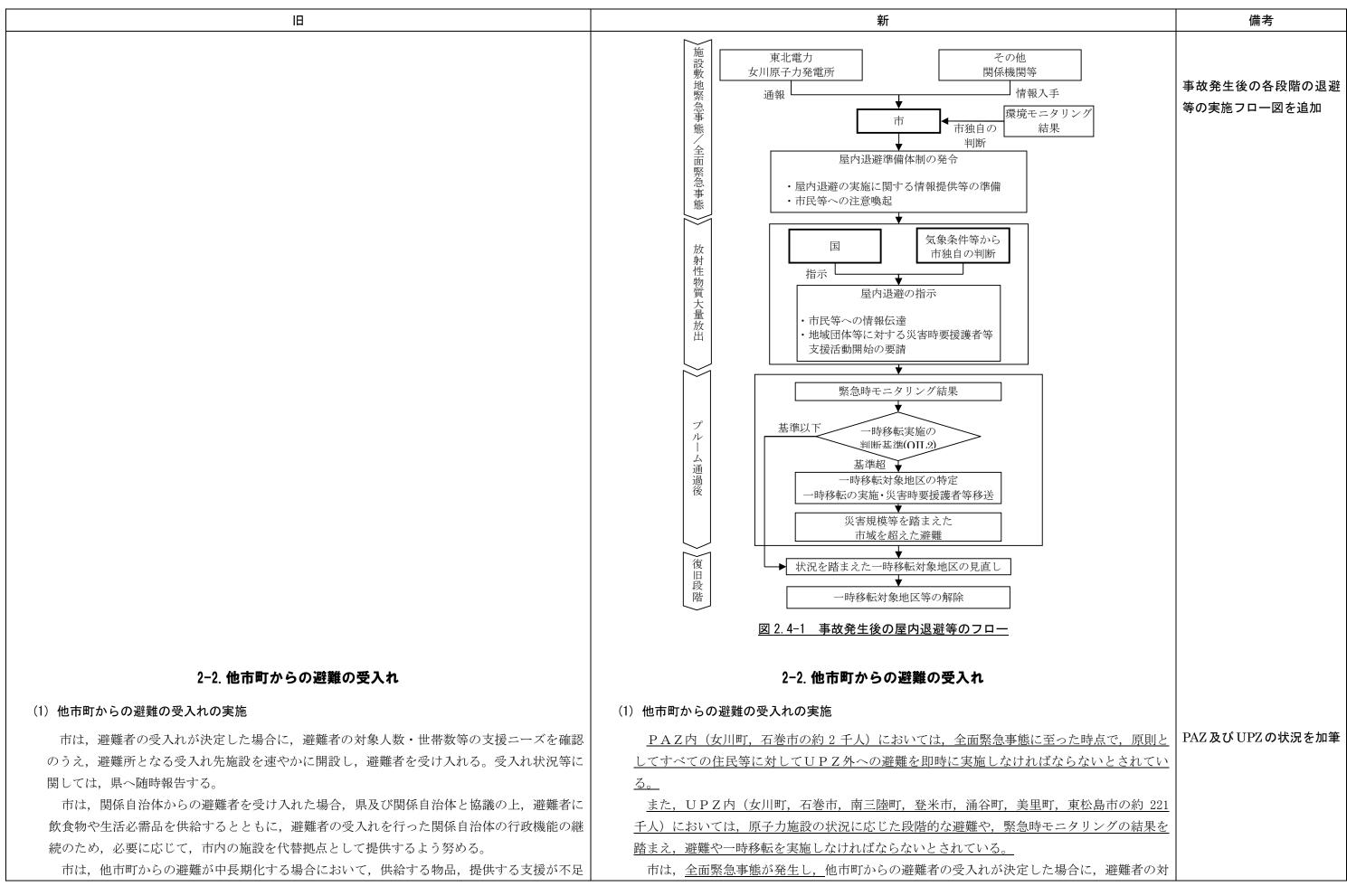
市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外の広 域的な避難が必要であると判断した場合、県内の他の市町村と協議し、県外での受入れが必要 | 災害対策基本法を踏まえ修 な場合は県と協議する。

る体制の発令、活動につい て加筆

事故発生後の各段階におけ

正

IΒ	新	備考
	(3) <u>災害時要援護者等の支援者の被ばく対策の実施</u> 市は、あらかじめ <u>定めた</u> 体制等により、 <u>関係法令等</u> に基づき、 <u>災害時要援護者等の支援者</u> に <u>適切な防護措置を講ずるとともに、適切な</u> 被ばく <u>線量</u> 管理を行う。 <u>(第5節 被ばく対策 2.事</u> <u>故発生後の対応 (5)</u> 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実 <u>施 参照)</u>	災害時要援護者の支援者に 対する被ばく対策について 新たに加筆
	(4) <u>一時移転対象地区等の見直し</u>	一時移転対象地区の見直 し、解除について加筆
	(5) <u>一時移転対象地区等の解除</u> 市は、国又は県の指示を受けた場合、あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合、 市は屋内退避等の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。	



IΒ	新	備考
し、調達の必要がある場合は、県や国(物資関係省庁)、あるいは原子力災害対策本部等に物資 の調達等の支援を要請する。	象人数・世帯数等の支援ニーズを確認のうえ、 <u>あらかじめ定めた</u> 避難施設を速やかに開設し、避難者を受け入れる。 <u>その際、受け入れた避難者について被災地住民登録票等様式に記録する(2-3.その他参照)。</u> 受入れ状況等に関しては、県へ随時報告する。市は、関係自治体からの避難者を受け入れた場合、県及び関係自治体と協議の上、避難者に飲食物や生活必需品を供給するとともに、避難者の受入れを行った関係自治体の行政機能の継続のため、必要に応じて、市内の施設を代替拠点として提供するよう努める。市は、他市町からの避難が中長期化する場合において、供給する物品、提供する支援が不足し、調達の必要がある場合は、県や国(物資関係省庁)、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。	被災住民登録票等様式の記録について加筆
2-3. その他	2-3. その他	
(1) 市民等への物資の供給活動の実施	(1) 市民等への物資の供給活動の実施	
市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。このとき、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の自治体等によって調達され引き渡された物資を供給する。物資が不足して調達を必要とする場合、市は県や国(物資関係省庁)、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。	市は、県及び関係機関と協力し、市民等の生活維持のため必要な食料、飲料水等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。このとき、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の自治体等によって調達され引き渡された物資を供給する。物資が不足して調達を必要とする場合、市は県や国(物資関係省庁)、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。	文言加筆
(2) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定		ᄜᅓᇎᆚᄼᆇᆘᄝᄶᇰᄝᅕ
市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。避難所生活の長期化を回避するため、仮設住宅の供給等、他市町からの避難者を含めた市内の避難者の生活基盤の確保に努める。		一時移転対象地区等の見直 しとして2-1に移動,加 筆
(3) 災害地域住民等に係る記録の作成	(2) 災害地域住民等に係る記録の作成	
市は、避難及び屋内退避の措置を講じた市民等が、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等において講じた措置等を、あらかじめ定められた様式に記録する。 (4) 影響被害状況調査の実施	市は、避難及び屋内退避の措置を講じた市民等が、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難 <u>施設</u> 等において講じた措置等を、あらかじめ定められた <u>被災地住民登録票等</u> 様式に記録する。	被災住民登録票等様式の記 録について加筆
市は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録するとともに、農林畜水産	(2) 緊郷地宝県辺囲木の宝佐	
業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。	(3) 影響被害状況調査の実施 市は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録するとともに、農林水産業、 商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。	
	<u>(4) 治安の確保及び火災の予防</u>	
	市は、市民等の屋内退避や一時移転、及び他市町からの避難受入れ実施後の本市域の治安の	一時移転等の実施地区等の 治安維持等について新たに
	確保について宮城県警察本部と協議し、万全を期すものとする。特に、一時移転を実施した地	加筆

IB	新	備考
	区及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の	
	各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、火災予防に努めるものとする。	
(5) 避難区域等の解除		
国又は県の指示を受けた場合,あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合,市は屋		一時移転対象地区等の解除
内退避等の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。		として2-1に移動、加筆
71 区歴寺の相外の解除を関係機関及の印以に対して四建し、必要な相直を構りる。		

第 5 節 被ばく対策

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療について協 力するものとし、体制の整備に努める。被ばく対策は、県内全域での連携による対策が求められるも のであることから、検討に際しては、国の指針を踏まえ、県と調整するものとする。

1 平時の備え

(1) 安定ヨウ素剤の配備・運用

現在、国が安定ョウ素剤の配備や運用の基準等を検討しているところである。今後、これら の検討状況を踏まえて、安定ヨウ素剤の平時の配備・運用について検討する。

(2) スクリーニング等の被ばく対策の実施体制の整備

県の計画では、国から整備すべき医療用資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定資機 材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療用資機材等の整備に努めるものとさ れている。

市は、国の指針を踏まえ、県と協力し、スクリーニングの実施体制やその結果に基づく被ば く対応に必要な事項について整理する。

第 5 節 被ばく対策

県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、身体除染等を実施するため、原子力防 **原子力災害対策指針及び宮** 災緊急被ばく医療活動マニュアルを策定し、緊急時医療実施体制を整備するものとしている。

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療について協 力するとともに、必要に応じて体制の整備に努める。

被ばく対策は、県内全域での連携による対策が求められるものであることから、検討に際しては、 国の指針を踏まえ、県と調整するものとする。

安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な配備及び運用方法については、今後の原子力規制委員会の検討 結果を踏まえるものとする。

1. 平時の備え

(1) 安定ヨウ素剤の配備・運用

<u>今後示される国の指針や県の</u>計画を踏まえ、事故発生後すみやかに安定ヨウ素剤の配布、服 **安定ヨウ素剤配備・運用計** 用指示ができるよう、安定ヨウ素剤配備・運用計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児や妊婦、児童、生徒に優 先的に配布することに配意するとともに、国の指針に記載されている以下の点を踏まえるもの とする。

- ・服用の目的や効果、副作用、禁忌者等に関する注意点等について事前に周知する必要があ ること
- ・安定ヨウ素剤の配布・服用は原則として医師が関与して行うべきであり、時間的制約等の ために必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適 切な方法により配布・服用を行うこと
- ・地方公共団体は、副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入れの協力を依頼等する とともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送を行 うことができる等の医療体制の整備に努める必要があること。

(2) スクリーニングの実施体制の整備

女川原発から30km圏外に位置する本市においては、他市町からの避難者、及び放射性物質大スクリーニング実施の考え 量放出の影響により本市域が汚染された場合の汚染地区の住民を主な対象者として、スクリー ニング及び身体の除染を講じるための基準を超えた場合の簡易除染の実施が必要になるものと 想定される。

スクリーニング及び簡易除染は、他市町からの避難者の受入れ避難施設に併設する救護所, 及び本市における汚染地区の住民が一時移転する避難施設に併設する救護所において実施する ものとし、国の指針や県の計画・マニュアルを踏まえ、県に協力し、スクリーニング及び簡易

城県の計画を踏まえ、加筆

画を策定することについて 新たに加筆

原子力災害対策指針を踏ま え、考え方を加筆

方. 県に協力し. 実施体制 及びマニュアルを整備する ことについて加筆

IΒ	新	備考
	除染実施体制,及び身体スクリーニング・除染マニュアルを整備する。また,スクリーニング	
	及び簡易除染実施体制の整備にあたっては、専門的な対応のできる医師、測定要員及び記録要	
	員等の確保とその緊急時輸送体制の整備に努めるものとする。	
	表 2.5-1 身体の除染を講じるための基準(原子力災害対策指針)	身体の除染に関する基準
	基準の概要 初期設定値 防護措置の概要	記載
	不注意な経口摂取,皮 虚汚れからの外部がげ の外部がげ の外部がけ の外部がけ の外部がけ の外部がけ の外部がけ の外部がけ の外部がけ の外部がけ の外部がけ の外部が の外部が のからのか のからのからのからのからのから のからのからのからのからのからのからのからのからのからのからのからのからのからの	

(3) 医療機関における検査・被ばく医療体制の整備

県の計画では、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受け 入れ体制の整備・維持を行うものとされている。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、 放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとされ ている。

市は、スクリーニングの結果、被ばく医療を要すると認められる市民等及び他県や他市町からの避難者を対象として、県が国の指針を踏まえて行う緊急時医療を実施する場合の必要な事項について整理する。

(4) 汚染状況に応じた健康調査の整理

市は、国や県が汚染状況に応じて事故発生直後や復旧段階に実施する健康調査に必要な事項について整理する。

基準の概要初期設定値防護措置の概要不注意な経口摂取,皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため,除染を講じるための基準(OIL4)β線: 40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)
(皮膚から数 cm での検出器の計数率)避難 基準に基づいて避難 者等を スクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。

注)cpm: カウント・パー・ミニット (count per minute)。放射線測定機に1分間に入ってきた放射線の数を計測したもの。

出所)「原子力災害対策指針」(2013年6月5日全部改正)原子力規制委員会

(3) 医療機関等における検査・被ばく医療体制の整備

県の計画では、<u>県が</u>国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行うものとされている。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとされている。

市は、<u>避難施設等における</u>スクリーニング<u>及び簡易除染</u>の結果、身体の除染を講じるための <u>基準を超えた</u>市民等及び他市町からの避難者を対象として、県と連携し、<u>初期被ばく医療機関</u> 等に搬送するために必要な対応を定める。また、県が国の指針を踏まえて行う<u>初期被ばく医療</u> 機関の緊急時医療に協力するため、必要に応じて体制整備を図るものとする。

(4) 汚染状況に応じた健康調査等の実施体制の整備

県の計画では、県は、中長期対策として、国からの放射性物質による汚染状況調査や、国の 指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力施設の周辺地域の住民等に対する心身の健康 相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施することとしている。

市は、他市町からの避難者や市民等の避難者を対象に避難施設で実施する行動調査(被災地 住民登録票)及び国や県が汚染状況に応じて事故発生直後や復旧段階に実施する健康調査<u>に協</u> 力するため、県と連携しながら体制の整備に努めるものとする。

(5) 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備

市は、災害時要援護者の支援者や、市民等への情報伝達(広報車等による巡回広報等)、環境 モニタリング、退避・避難の誘導、除染等の防災業務に従事する職員等の安全を確保するため、 防護対策や被ばく管理等の被ばく対策を実施する体制等をあらかじめ定める。なお、本市にお ける災害想定(第1章第5節2.災害想定 参照)より、事故現場において実施する災害拡大防 止のための作業や人命救助等の困難な作業については本市の防災業務として想定しない。

また、対策に必要な資機材の調達、備蓄等を行う。(第8節 資材調達・備蓄・ロジスティク

避難施設等におけるスクリーニング及び簡易除染の後の処置について県に協力して対応することについて加

避難施設等における行動調 査の実施について加筆

災害時要援護者の支援者及 び防災業務に従事する職員 等の被ばく対策について, 第7節 除染 から移動し, 加筆,修正

2. 事故発生後の対応

旧

(1) 安定ヨウ素剤の運用

市は、検討結果に基づく安定ョウ素剤の配備状況を踏まえ、国の指針に従い、又は独自の判断により、安定ョウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ョウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ョウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

ス 1.資機材の配備 (6)災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備 参照)

2. 事故発生後の対応

(1) 安定ヨウ素剤の運用

安定ョウ素剤の予防服用については、放射性ョウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県の指示、あるいは市町村の独自の判断に基づいて実施することとされている。

る体制の発令,活動,発令・ 指示の系統について加筆

事故発生後の各段階におけ

ア 安定ヨウ素剤服用準備体制の発令

市は、東北電力から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、 又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、あらかじめ定めた運用体制に従い、安定ヨウ素剤の予防服用の資機材の確認や配布、服用の手順の確認等を行う、安定ヨウ素剤服用準備体制を発令する(災害対策本部長)。また、第2節の情報伝達体制により、安定ヨウ素剤の予防服用の指示に至る可能性があることについて市民等に周知する。

<u>なお、予防服用の指示後、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、この</u>準備体制を解除する。

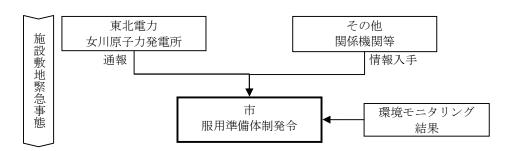


図 2.5-1 安定ヨウ素剤服用準備体制の発令のフロー

イ 予防服用の指示

市は、服用準備体制を発令後、原子力災害対策本部又は県の指示があった場合、又は環境モニタリング結果等より判断した場合(全面緊急事態を想定)、適切な時期を逸することなく、予防服用に係る措置を実施するとともに、市民等に予防服用を指示する。



体表面汚染

初期被ばく医療機関等へ搬送

図 2.5-3 避難所におけるスクリーニングの実施フロー

基準値以上

基準値未満

傷病者は処置の上、避難施設へ

(3) 医療機関における検査・被ばく医療の実施

県の計画では、必要に応じて被ばく患者を初期被ばく医療機関へ搬送し、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター(循環器・呼吸器病センター内)の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所の三次被ばく医療機関に移送するものとされている。

IΒ

市は、県の緊急時検査・被ばく医療体制のもと、県と連携し、対応する。

(4) 汚染状況に応じた健康調査の実施

国の指針及び県の計画では、特定事象発生の通報がなされた場合に、健康調査や健康相談を 適切に行う観点から、発災後 1 ヶ月以内を目途に事故発生直後の放射性ヨウ素の吸入による内 部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行 うものとされている。

市は、国及び県等が実施する、汚染状況に応じた市民等の健康調査において、県と連携し、 対応する。

(3) 医療機関等における検査・被ばく医療の実施

県の計画では、必要に応じて被ばく患者を<u>県保健福祉事務所</u>や初期被ばく医療機関へ搬送し、 更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター(循環器・呼吸器病センター内)の二次被ばく医療機関又は 放射線医学総合研究所の三次被ばく医療機関に移送するものとされている。

市は、<u>避難施設等における</u>スクリーニングの結果、被ばく医療を要すると認められる市民等及び他市町からの避難者を<u>初期被ばく医療機関等に搬送する必要がある場合には、県と連携し、搬送に必要な対応を実施する。</u>

(4) 汚染状況に応じた健康調査等の実施

市は、国及び県と連携のもと、他市町からの避難者や市民等の避難者を対象に避難施設等に おいて行動調査(被災地住民登録票)を実施する。また、市は、国及び県が実施する健康調査 に協力する。

(5) 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施

市は、国の指針等に基づき、あらかじめ検討した体制等により、災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく管理を行う。その際、災害特有の異常心理下での活動に おいて冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、従事する職員相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

ア 防護対策

<u>災害対策本部長は、必要に応じ防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定</u> ョウ素剤の服用等必要な措置を実施するよう指示する。

市は、県や関係機関に対して、必要に応じ、防護資機材の調達の協力を要請する。

イ 被ばく管理

市は、災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく管理について、必要 に応じて県と連携のもと、国が定める防災業務に従事する職員等の防護指標に基づき行う。支 援者や従事する職員等に対し、医療措置が必要となった場合には、本節被ばく対策に基づき対 応する。

表 2.5-2 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の防護指標

業務	外部被ばくによる実効線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を 実施する場合	50mSv/年

出所) 宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] (平成25年2月) 宮城県防災会議

県の計画を踏まえるととも に、県と連携して搬送等を 実施することについて加筆

行動調査の実施と、国等が 実施する健康調査に協力す ることについて修正

災害時要援護者の支援者及 び防災業務に従事する職員 等の被ばく対策について, 第7節 除染 から移動し, 加筆,修正

災害時要援護者の支援者及 び防災業務に従事する職員 等の防護指標を追加

第6節 飲食物の安全確保

1 平時の備え

(1) 飲食物の出荷制限. 摂取制限に関する体制の整備

市は、国が飲食物の安全確保のために行う飲食物の出荷制限、摂取制限を迅速にかつ円滑に 実施できるよう、第2章第3節の環境モニタリング結果を情報提供する等、協力体制等を整備 する。

表 2.6-1 事故発生時の飲食物の摂取を制限する際の基準(原子力災害対策指針)

対象	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水 牛乳・乳製品	300 Bq/kg	$200\mathrm{Bq/kg}$
野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 Bq/kg	500Bq/kg

注) Bq:ベクレル。放射性物質が放射線を出す能力(放射能)の強さ又は量を表す。

出所)「原子力災害対策指針(改定案)」(2013年2月27日)原子力規制委員会 ※基準値は、国の指針の発出・改定に応じて修正

表 2.6-2 食品衛生法による食品中の放射性物質の基準値

対象	放射性セシウム
一般食品	100 Bq/kg
乳幼児食品	50 Bq/kg
牛乳	50 Bq/kg
飲料水	10 Bq/kg

注) Bq:ベクレル。放射性物質が放射線を出す能力(放射能)の強さ又は量を表す。

出所)「食品中の放射性物質の新たな基準値」厚生労働省

※基準値は、国の指針の発出・改定に応じて修正

2. 事故発生後の対応

(1) 飲食物等の出荷制限, 摂取制限に関する対応

市は、国が飲食物の安全確保のために行う飲食物の出荷制限、摂取制限を迅速にかつ円滑に 実施できるよう、第2章第3節の環境モニタリング結果を迅速に報告するとともに、市民等へ の周知を図る。

第6節 飲食物の安全確保

1 平時の備え

(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制の整備

市は、県が、原子力災害指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び 指示に基づき、飲食物の安全確保のために飲食物の出荷制限、摂取制限を迅速にかつ円滑に実 施できるよう、第3節の環境モニタリング結果を情報提供する等、協力体制等を定める。

原子力災害指針や県の計画 を踏まえ加筆、修正

事故発生時の飲食物の摂取 を制限する際の基準の表を

修正

文言修正

表 2.6-1 事故発生時の飲食物の摂取を制限する際の基準(原子力災害対策指針)

基準の概要		初期設定値		防護措置の概要
経口摂取によ る被ばく影響	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類,穀類,肉, 卵,魚,その他	1 週間内を目途に 飲食物中の放射
を防止するた	放射性珍素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	性核種濃度の測
め,飲食物の摂 取を制限する	放射性セシウム	$200 \mathrm{Bq/kg}$	500Bq/kg	定と分析を行い, 基準を超えるも
既を制限する 際の基準 (OIL6)	プルトニウム及び超ウラ ン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	のにつき摂取制 限を迅速に実施。
(OILO)	ウラン	$20 \mathrm{Bq/kg}$	100Bq/kg	成也是(C天)地。

注) Bq:ベクレル。放射性物質が放射線を出す能力(放射能)の強さ又は量を表す。

出所)「原子力災害対策指針」(2013年6月5日全部改正)原子力規制委員会

表 2.6-2 食品衛生法による食品中の放射性物質の基準値

対象	放射性セシウム
一般食品	100 Bq/kg
乳児用食品	50 Bq/kg
牛乳	50 Bq/kg
飲料水	10 Bq/kg

注) Bq:ベクレル。放射性物質が放射線を出す能力(放射能)の強さ又は量を表す。

出所)「食品中の放射性物質の新たな基準値(平成24年4月施行)」厚生労働省

2. 事故発生後の対応

(1) 飲食物の出荷制限, 摂取制限に関する対応

市は、全面緊急事態発生後、放射性物質の大量放出に至り、本市に影響が及ぶと想定される 場合において、県が原子力災害指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言 及び指示に基づき飲食物の安全確保のために行う飲食物の出荷制限、摂取制限を迅速にかつ円

事故発生後の対策の実施時 期を加筆

旧 備考 滑に実施できるよう,環境モニタリング結果(第3節における空間放射線量モニタリング及び**|実施内容の文言修正,加筆** 飲食物等の放射性物質モニタリング)を迅速に報告し、それと同時に第2節の情報伝達体制に より、農産物等の生産者や市民等への周知を図る。 また,市は,県及び関係機関と協力し,関係住民等への飲食物を調達・確保し,供給・分配 **飲食物の出荷制限**,**摂取制** を行う。このとき、備蓄飲食物、自ら調達した飲食物及び国、他の自治体等によって調達され 限の実施後の飲食物の確保 引き渡された飲食物を供給する。飲食物が不足して調達を必要とする場合、市は県や国、ある「について加筆」 いは原子力災害対策本部等に飲食物の調達を要請する。 緊急時モニタリング結果 ・空間放射線量モニタリング ・飲食物等の放射性物質モニタリング 玉 報告・ 市 指導·助言 連絡系統図を追加 情報共有 指示 周知 国の指針や食品衛生法 の基準を踏まえた出荷 制限・摂取制限の判断 周知 農産物等の生産者 市民等 図 2.6-1 飲食物の出荷制限・摂取制限に係る連絡系統 (2) 各種制限措置等の解除 (2) 各種制限措置等の解除の周知 市は,原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の飲食物の出荷制限, 市は、原子力災害対策指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示に基づき県が 文言加筆. 修正 摂取制限等及びこれらの解除通知を受けた場合、農産物等の生産者や市民等に対し、周知する。 行う飲食物の出荷制限, 摂取制限の解除通知を受けた場合, 農産物等の生産者や市民等に対し, 第2節の情報伝達体制により、周知する。

IB	新	備考
第7節除染	第 7 節 除染	
1. 平時の備え	1. 平時の備え	
(1) 除染マニュアルの整備	(1) 除染マニュアルの整備	
市は、迅速かつ優先的に除染活動を実施すべき施設等に対して、速やかに除染活動を開始できるよう、除染に関する基本的な考え方や除染方法、汚染レベルに応じた除染体制など、除染活動の要点等を定めた除染マニュアルを整備しておくものとする。なお、整備にあたっては、国の指針や県の計画、福島第一原発の事故への対応から得られた知見を踏まえるとともに、除染の要点や留意すべき事項をまとめ、第9節第1項に示す方法に盛り込むなどして、市民にも周知するように努める。	楽に関する基本的な考え方や除染方法など、その活動の要点等を定めた除染マニュアルを <u>あらかじめ</u> 整備しておくものとする。なお、整備にあたっては、国の指針や県の計画 <u>を踏まえるとともに</u> 、福島第一原発の事故 <u>における除染</u> への対応から得られた知見等を参考にしてとりまとめる。 また、除染マニュアルについては、(除染活動への参加にも備え)除染に関する適切な知識の	福島第一原発の事故を踏まえること等について文言の加筆、修正 除染マニュアルの周知について加筆
	表 2. 7-1福島第一原発の事故時における除染に関する国のガイドライン 内容がイドライン	除染に関する国のガイドラ インを加筆
(2) 除染体制の整備	(2) 市が管理する施設等の除染体制の整備	
市は、速やかに除染活動を実施できるように、除染マニュアルに基づき、除染及び汚染土壌等処理を実施する体制等を整備する。	市は、市が管理する施設等の除染活動を速やかに <u>開始</u> できるように、汚染レベルに応じた除 <u>染及び除去土壌等処理</u> を実施するための体制等をあらかじめ <u>構築するものとする</u> 。 また、職員に対して除染に関する研修会を行うなど、一人ひとりが正しい知識を持って除染	除染対象を加筆 除染要員の育成について加 筆
(3) 除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備		第 5 節 被ばく対策 に移
市は、除染活動等防災業務に従事する職員等の安全を確保するため、防護対策や被ばく管理等の被ばく対策を実施する体制等を整備する。		動
2. 事故発生後の対応	2. 事故発生後の対応	
(1) 除染の実施	(1) 除染の実施	

IΒ	新	備考
市は、除染する事態が発生した場合には、速やかに実施すべき施設・地域等について除染計	市は、全面緊急事態発生後、放射性物質が大量放出する事態に至った場合に、国、県、原子	事故発生後の除染の実施時
画を策定の上、除染マニュアルに基づく除染活動を実施する。	力事業者及びその他の関係機関と連携 ² のもと, 第3節の環境モニタリングの結果 <u>に基づき, 除</u>	期、実施内容を加筆
	染が必要な区域の分析,除染実施体制の確認,除染の手順,除染に用いる資材の確保などの検	
	<u>討を行う。</u>	
	その後,事故が一定の収束を迎え,国の関係法令等 ³ に基づき本市域の全部又は一部について	除染実施計画を策定するこ
	除染が必要な区域が定められる等した場合には、先の検討結果等をもとに除染実施計画を策定	とについて加筆
	し、除染活動を開始する。	
	除染の実施にあたっては、関係法令等に基づき対象区域を設定し、空間放射線量率の高い地	除染の対象の優先順位につ
	区や、学校、幼稚園、保育所、児童館等、放射能の影響を受けやすい子供等を中心に市民が多	いて加筆
	く集まる施設等の除染を優先的に行う。ただし、空間放射線量率が低い地区にあっても、局所	
	的に空間放射線量率の高いホットスポット等で、早急に除染を要する場所は優先的に除染を実	
	施する。除染実施の優先順位は、除染マニュアルに定める。	
(2) 汚染物の処分	(2) <u>除去土壌等の処分 ⁴</u>	
 除染活動等に伴って発生した汚染物の処分については,国が定める指針に従い,国,県と連	除染活動に伴って発生した除去土壌等(除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃	
携し、体制等を整備して対応する。	棄物) については、関係法令等に従い、国、県と連携し、処分等を行う。	文言修正
(3) 除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施		
市は、あらかじめ検討した体制等に基づき、防護資機材の装着や安定ヨウ素剤の服用等の必		第 5 節 被ばく対策 に移
要な措置を実施するように指示するとともに、国が定める防災業務に従事する職員等の防護指		動
標に基づき、被ばく管理を行う。		
	2 放射性物質汚染対処特措法(平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号,最終改正平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号)において	
	<u>は</u> ,国は,これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることから,事故由来放射性物質による環境汚染に対して必要な措置を講じることとされ,地方公共団体は国の施策への協力を通じて適切な役割を果たすこ	法令等について脚注に加筆
	ととされている。	
	電力福島第一原子力発電所の事故による除染については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、 1mSv/ 年(0.23μ Sv/h)	
	を超える地域が汚染状況重点調査地域に指定され、除染の対象となっている	
	4放射性物質汚染対処特別措置法において、8,000Bq/kg を超える廃棄物は環境大臣が指定廃棄物として指定し、国が処理基準に従って処理することとされている。	

П	新	備考
第 8 節 資材調達・備蓄・ロジスティックス	第 8 節 資材調達・備蓄・ロジスティクス	
本節では、第1節から第7節までの施策を行うにあたって必要となる資機材のほか、後方支援に係る活動等について、項目毎に以下のように定める。	本節では、第1節から第7節までの施策を行うにあたって必要となる資機材のほか、後方支援に係る活動等について、項目毎に以下のように定める。	
1. 資機材の配備	1. 資機材の配備	1. 資機材の配備 におけ
(1) 安定ヨウ素剤の調達・備蓄	(1) 環境モニタリング設備・機器の整備・維持	る構成の変更
市は、安定ヨウ素剤の配備に関する検討結果を踏まえ、安定ヨウ素剤の調達・備蓄について検討する。	市は、女川原発をはじめとする原子力施設において事故が発生し、本市にも影響が及ぶ可能性がある事態に至った場合に、迅速かつ適切に対応するとともに、周辺環境への放射性物質及び放射線による影響を把握するため、環境モニタリングの実施に必要な設備・機器について、	モニタリングの資機材の整備について、第 3 節より移動、加筆
(2) スクリーニング用機材の配備 市は、スクリーニングの実施に関する検討結果を踏まえ、スクリーニング用機材を配備する。	表 2.8-1 を参考に配備すべき内容について整理のうえ整備し、維持・管理する。放射線を測定する機器は、測定する環境の変化や部品の劣化によって、示す値がずれることがあるため、校正を適宜実施する。	
(3) 防護・除染対策実施用備品の配備	表 2.8-1 環境モニタリング設備・機器 使用目的 内容 設備・機器の例	
市は、防護・除染対策実施用備品を配備する。	空間放射線量 市有施設等における自動計測 モニタリングポスト 市有施設等における随時計測 モニタリングカー	
(4) 防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備 市は、平時より国及び県と協力し、被ばくする可能性のある環境下での防災業務に従事する	モニタリングカメラ GPS 連動型自動計測システム サーベイメーター 簡易型測定器	
職員等の安全確保のための資機材を配備する。	放射性物質 飲食物,水道水・飲用水,学校プー ゲルマニウム半導体検出器 モニタリング ル水,浄水発生土,下水汚泥,焼却 NaI シンチレーション検出器 灰 等の放射性物質	
	(2) <u>生活必需品の調達・備蓄</u> 市民等の屋内退避や一時移転の長期化に備え、必要とされる食料、飲料水、燃料、毛布等の	生活必需品の調達・備蓄について新たに加筆
	生活必需品等について検討し、調達、備蓄する ⁵ 。他市町からの避難者のための生活必需品の調達・備蓄については、県及び関係市町等と協議する。	
	(3) 安定ヨウ素剤の調達・備蓄	
	放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から十数年後に甲状腺がん等 を発生させる可能性がある。このような内部被ばくの影響は、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用	│ │屋内退避・一時移転計画及 │び安定ョウ素剤配備・運用

することで低減することが可能である。

市は、国の指針を踏まえ、対象人数を推計のうえ、安定ヨウ素剤を調達し、屋内退避・一時

計画に基づき調達,備蓄す

ることについて加筆

IB			備考
114	教転針両及バ安宁コウ妻刘 <u></u>		nm.∟⊃
	<u>移転計画及の女足コリ条角配備</u> ヨウ素剤の使用期限にも留意し、		
	コソ糸別ツ関用別限にも笛息し、	<u>週9水〜枇竹・目埋で117。</u>	
	(4) <u>身体の</u> スクリーニング <u>及び簡易</u>	<u>除染</u> 用資機材の配備	<u> </u>
	市は、他市町からの避難者。ス	*市における汚染地区の住民,防災業務に従事する職員等を対	身体のスクリーニング及び
		とび簡易除染を実施するため、必要な資機材について、表 2.8-2	簡易除染の資機材について
	を参考に配備すべき内容について		加筆
	E STORING TO THE STORY		
	表 2.8-2 身体(Dスクリーニング及び簡易除染用資機材	
	活用場面	資機材の例	
	スクリーニング (救護所等)		
	スクリーニング測定	GMサーベイメーター, 食品包装用ラップフィ ルム, スクリーニング測定記録票	
	測定検査員着用	マスク,使い捨てキャップ,ポリエチレン手袋,	
	簡易除染(救護所等)	白衣・作業衣、靴下、靴、積算線量計	
	間易除染(救護所等) 備品	脱衣所の床に貼るビニールシート, 大小ビニー	
	ин нн	ル袋、ポリバケツ、筆記具	
	除染要員着用	使い捨てキャップ,マスク,綿手袋,ゴム手袋,	
	70 Vh. 41 42 47 177	白衣、長靴、ポケット線量計	
	除染対象者用 除染措置用	着替え、バスタオル、 ガーゼ、ウェットティッシュ、生理食塩水、受	
		水器、綿棒、中性洗剤、スポンジ	
	創傷部位の措置用	滅菌生理食塩水、ガーゼ	
	再スクリーニング	GMサーベイメーター、食品包装用ラップフィ	
		ルム、スクリーニング測定記録票	
	(5) 除染実施用備品の配備		
	市は、国の除染関係ガイドラ/	′ンを踏まえて整備する除染マニュアル(第 7 節参照)に基づ	除染実施用備品の例につい
		ム手袋、帽子、ヘルメット、マスク等の除染実施用備品につい	て加筆
	て配備すべき内容について整理の		
		<u>- フィモ</u> HロVM / む。	
	(6) ※宝時亜煙罐老竿の古煙孝及が	防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備	
	(0) 火百时女饭设任寺の又饭白及()	が からした サン の 表 は 中の メ 土 年 下り にのり 具 様名 り 間 温	災害時要援護者の支援者及
	市は、平時より国及び県と協力	1し、災害時要援護者等の支援者、及び市民等への情報伝達(広	び防災業務に従事する職員
	報車等による巡回広報等), 環境	モニタリング,退避・避難の誘導,除染等被ばくする可能性の	等の業務内容の例、安全確
	ある環境下での防災業務に従事で	する職員等の安全確保のため,防護服,防護マスク, <u>積算線量</u>	保のための資機材の例を加
	<u>計</u> 等の資機材について, <u>配備す</u>	<u>、き内容ついて整理のうえ</u> 配備する。	筆
	⁵ 仙台市地域防災計画【共通編】第2章 公助	第 11 節 物資・資機材等確保体制の充実	脚注を追加
			MM/エで足別

П	新	備考
2. 資機材・人材輸送体制	2. 資機材・人材輸送体制	
(1) 資機材・人材輸送体制の整備	(1) 資機材・人材輸送体制の整備	
市は、原子力災害対策を実施するために必要となる防護服や防護マスク、線量計等の資機材や、医師・薬剤師、防災業務に従事する職員等の人材の輸送体制を整備する。	市は、原子力災害対策を実施するために必要となる防護服や防護マスク、線量計等の資機材や、医師・薬剤師、防災業務に従事する職員等の人材の輸送体制を整備する。特に大規模な地震との複合災害が発生した場合には、輸送が平時のようには実施できないという認識に立って整備することとする。	考え方を加筆
	(2) <u>緊急輸送の実施</u>	
	市は、県及び関係機関と連携し、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。人員、車両等に不足が生じたときは、国、県及び輸送関係機関に支援を要請する。 緊急輸送は原則として次の優先順位に基づいて実施する。	緊急輸送の優先順位を新 に加筆
	表 2.8-3 緊急輸送の優先順位	
	順位 察急輸送の範囲 第1順位 ○救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ○負傷者の輸送 ○対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送(災害対策本部長等) 第2順位 ○屋内退避施設、避難施設を維持・管理するために必要な人員、資機材 ○避難者の輸送 ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 ・ 一名の他事故発生後の対応を実施するための要員・資機材の輸送 第4順位 ○市民等の生活を確保するために必要な物資の輸送(飲料水、飲食物、衣類等) 第5順位 ○その他事故発生後の対応を実施するために必要な輸送	

第9節 知識普及・啓発、防災訓練

1. 市民等に対する知識普及・啓発

市は、原子力災害時の市民等の混乱を防止するため、放射線や放射能、放射性物質の特性や 放射線による健康への影響、放射線の防護と除染、飲食物への影響と安全対策等について、平 時より福島第一原発の事故の教訓や科学的根拠に基づいた知識の普及、啓発に努める。その際、 市政だよりや市ホームページを活用するほか、市民向けパンフレット、児童・生徒向け教材、 及び講習会の開催等、多様な伝達手法を検討する。

市が知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者や障害者等の災害時要援護者、妊産婦や乳 幼児のいる家庭、外国人へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援 する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点 へ十分に配慮するよう努めるものとする。

2. 防護・除染等対策要員の育成

(1) 研修の実施

市は、関係機関と連携して、原子力災害の基本的事項や防災対策の内容等について、防災業 務に従事する職員等に対する研修を平時より実施する。また、研修成果を訓練等において具体 的に確認し、緊急時モニタリングなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を 図る。

知識普及・啓発、防災訓練 第9節

1. 市民等に対する知識普及・啓発

市は、原子力災害時の市民等の混乱を防止するため、放射線や放射能、放射性物質の特性や 放射線による健康への影響、放射線の防護と除染、飲食物への影響と安全対策等について、平 時より福島第一原発の事故の教訓や科学的根拠に基づいた知識の普及、啓発<u>や原子力災害対策</u> | 文言加筆 の周知の徹底に努める。その際、市政だよりや市ホームページを活用するほか、市民向けパン フレット. 児童・生徒向け教材, 及び講習会の開催等, 多様な伝達手法を検討する。

市が知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者や障害者等の災害時要援護者、妊産婦や乳 幼児のいる家庭、外国人へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援 する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れ、男女のニーズの 違いに対し十分に配慮するものとする。

2. 原子力災害対策要員の育成

(1) 研修の実施

市は、関係機関と連携して、原子力災害の基本的事項や防災対策の内容等について、防災業 務に従事する職員等に対する研修を平時より実施する。また、研修成果を訓練等において具体 的に確認し、緊急時モニタリングなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を 図る。

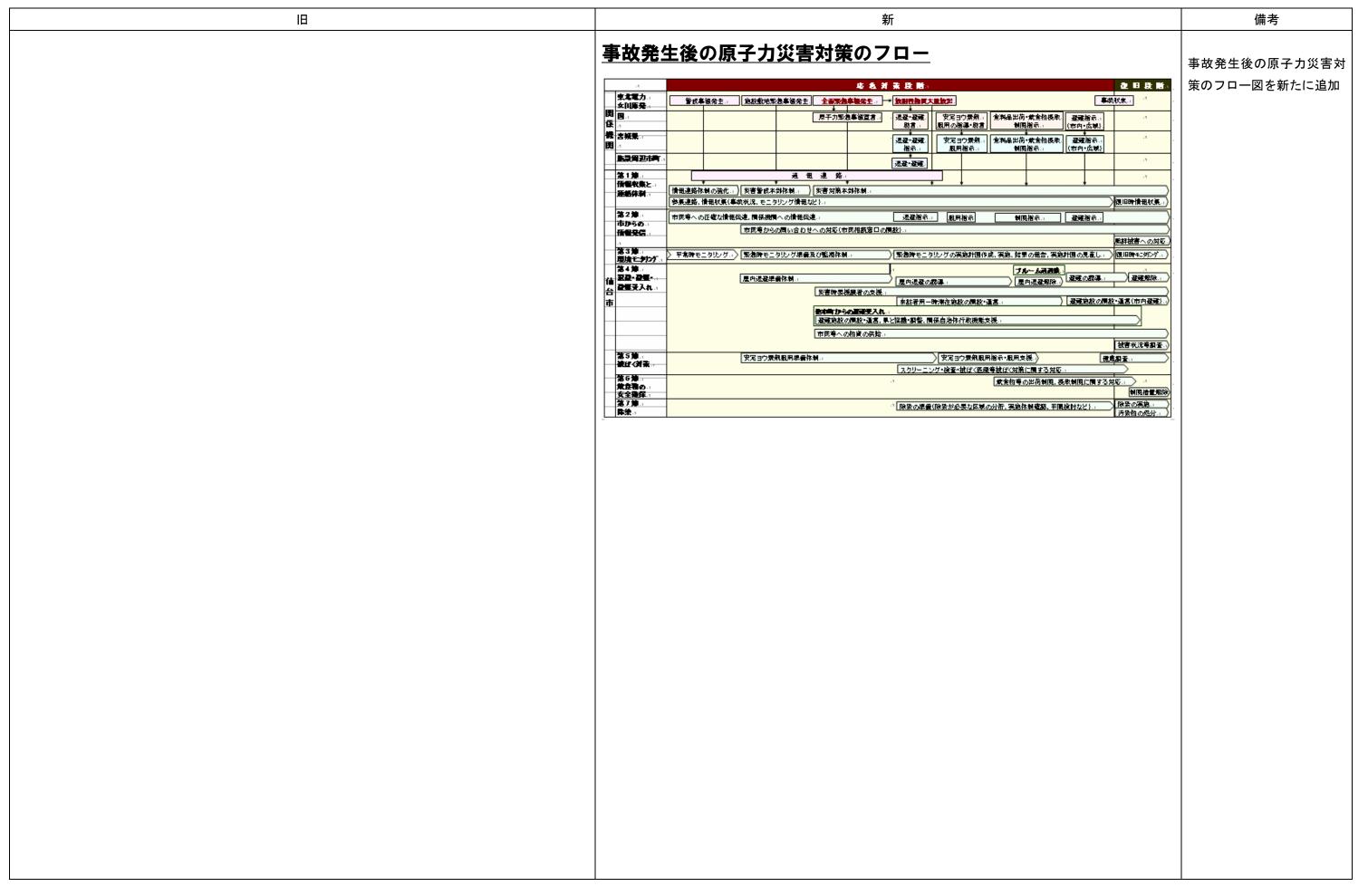
表 2.9-1 原子力災害対策要員の育成の視点

施策分野	主な視点・内容
原子力災害対策全般	□ 原子力施設の概要
	□ 放射線,放射能,放射性物質の特性
	□ 原子力災害とその特性
	□ 原子力災害対策全般
情報収集と連絡体制 (第1節)	□ 災害情報の的確な収集,分析,処理
市からの情報発信(第2節)	□ 災害時における的確な情報発信・風評対策
	□ 市民相談窓口における的確な対応
環境モニタリング (第3節)	□ 環境モニタリング測定機器の操作
退避・避難・避難受入れ(第4節)	□ 避難所の運営
被ばく対策(第5節)	□ 放射線による健康への影響と防護対策
	□ 安定ヨウ素剤の配布
	□ スクリーニングの実施
	□ 身体の除染の実施
	□ 防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施
除染(第7節)	□ 除染の実施
	□ 除去土壌等の処分

タイトルを修正

要員育成の視点を新たに追

IΒ	新	備考
(2) 他機関が行う研修の活用	(2) 他機関が行う研修の活用	
市は、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、防災業務に従事する職員等に対し、国をはじめ関係機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。	市は、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、防災業務に従事する職員等に対し、国をはじめ関係機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。	
3. 情報伝達・防災対策の実践的訓練	3. 情報伝達・防災対策の実践的訓練	
(1) 訓練の実施	(1) 訓練の実施	構成の変更
市は、災害対策本部等の設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練などの訓練を定期的に実施するものとする。 市は必要に応じ、県、原子力事業者等と連携して総合的な防災訓練に努めるものとする。	市は、災害対策本部等の設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練などの訓練を定期的に実施するものとする。 市は必要に応じ、県、原子力事業者等と連携して総合的な防災訓練に努めるものとする。また、実施する訓練が現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するも	
(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価	のとする。	
市は、実施する訓練が現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。	(2) 訓練の事後評価	
また,当該訓練の目的,チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに,訓練終了後,訓練の評価を実施し,改善点を明らかにし,必要に応じ,事故発生時のマニュアルの作成,改訂に活用する等原子力災害対策活動体制の改善,訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。	市は、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、事故発生時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力災害対策活動体制の改善、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。	



用語集

ア行

安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、放射能をもたないョウ素を服用のために調合したもの。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果、甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引き起こす。これらの障害を防ぐため、被ばく前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺を放射能のないヨウ素で飽和しておく。ョウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。なお、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。

飲食物出荷制限

放射性物質による影響を避けるため、基準値を超える放射性物質が検出された食品等について、市場への出荷を制限すること。原子力災害対策特別措置法第20条2項の規定に基づき、原子力災害対策本部から指示される。

飲食物摂取制限

緊急事態応急対策として、汚染のおそれのある飲料水・飲食物の摂取を制限すること。原子力災害対策特別措置法第20条2項の規定に基づき、原子力災害対策本部から指示される。

ウラン

原子番号 92 の元素で、記号Uで表示される。天然元素の中では原子番号が最も大きい。地殻中に広く分布し、百種以上の鉱物に含まれる。核燃料またはその親物質として用いられる。

運用上の介入レベル

OIL (Operational Intervention Level)と略される。放射性物質が外部に放出された場合には、空間放射線量率等の環境モニタリングを行い、予め定めた判断基準と照らし合わせ、各種防護措置を実施する。このときの判断基準となるのが OIL である。

環 境 モニタリング



予め定めた 判 断 基 準



避難等の防護措置

出所:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ(概要)より作成

屋内退避

放射性プルームによる被ばくを低減する措置として、気密性の高い屋内または放射線の遮へい効果の高い屋内への退避を行うこと。通常の行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点があること、建家の有する遮へい効果及び気密性等を考慮すれば防護対策上有効な方法である。

汚染検査

施設や物品、人体や衣服等について、放射性物質による汚染の有無を確認することをいう。汚染検査には、表面汚染検査の他に、空気、水の汚染検査がある。

オフサイトセンター

緊急事態応急対策等拠点施設のこと。OFC(offsite center)と略される。原子力緊急事態が発生した場合に現地において国の原子力災害現地対策本部,地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として,あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設を指定することが,原子力災害対策特別措置法で定められている。

用語集

ア行

安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、放射能をもたないョウ素を服用のために調合したもの。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果、甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引き起こす。これらの障害を防ぐため、被ばく前に安定ョウ素剤を服用し甲状腺を放射能のないョウ素で飽和しておく。ョウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。なお、安定ョウ素剤は放射性ョウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。

飲食物出荷制限

放射性物質による影響を避けるため、基準値を超える放射性物質が検出された食品等について、市場への出荷を制限すること。原災法第20条2項の規定に基づき、原子力災害対策本部から指示される。

飲食物摂取制限

緊急事態応急対策として、汚染のおそれのある飲料水・飲食物の摂取を制限すること。原災法第20条2項の規定に基づき、原子力災害対策本部から指示される。

ウラン

原子番号 92 の元素で、記号Uで表示される。天然元素の中では原子番号が最も大きい。地殻中に広く分布し、百種以上の鉱物に含まれる。核燃料またはその親物質として用いられる。

運用上の介入レベル

OIL (Operational Intervention Level)と略される。放射性物質が外部に放出された場合には、空間放射線量率等の環境モニタリングを行い、予め定めた判断基準と照らし合わせ、各種防護措置を実施する。このときの判断基準となるのが OIL である。

環 境 モニタリング



予め定めた 判 断 基 準



防護措置

避難等の

出所:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する 考え方について中間とりまとめ(概要)より作成

屋内退避

放射性プルームによる被ばくを低減する措置として、気密性の高い屋内または放射線の遮へい効果の高い屋内への退避を行うこと。通常の行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点があること、建家の有する遮へい効果及び気密性等を考慮すれば防護対策上有効な方法である。

汚染検査

施設や物品,人体や衣服等について,放射性物質による汚染の有無を確認することをいう。汚染検査には,表面汚染検査の他に,空気,水の汚染検査がある。

オフサイトセンター

緊急事態応急対策等拠点施設のこと。OFC(offsite center)と略される。原子力緊急事態が発生した場合に現地において国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設を指定することが、原災法で定められている。

旧

力行

外部被ばく

放射線を身体の外部から受けること。透過力の大きいエックス線,ガンマ線,中性子線は、身体組織全体に影響を与えるが、ベータ線は透過力が小さいため、皮膚および眼球への影響が主である。自然放射線によるものとしては、宇宙線および大地からのガンマ線による被ばくが外部被ばくである。



出所:(独)放射線医学総合研究所 用語集より作成

確定的影響

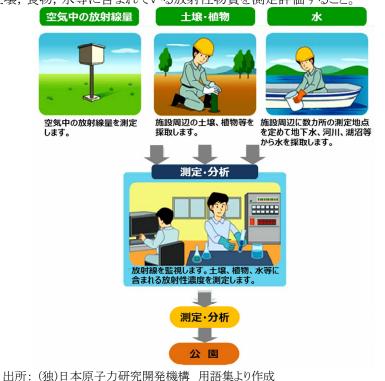
放射線の被ばくにより短期的に発生する影響(急性障害)のこと。一般に、 しきい線量を超えて被ばくした場合に影響が現れるとされる。影響の例として は、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。こ れに対する用語として、確率的影響がある。

確率的影響

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる 傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺 伝的影響は確率的影響に分類される。これに対する用語として、確定的影響 がある。

環境モニタリング

原子力施設から放出される放射線および放射性物質による公衆の被ばくの レベルを確認するために,原子力施設周辺の環境において,空間放射線や 土壌,食物,水等に含まれている放射性物質を測定評価すること。



力行

外部被ばく

放射線を身体の外部から受けること。透過力の大きいエックス線,ガンマ線,中性子線は、身体組織全体に影響を与えるが、ベータ線は透過力が小さいため、皮膚および眼球への影響が主である。自然放射線によるものとしては、宇宙線および大地からのガンマ線による被ばくが外部被ばくである。



出所:(独)放射線医学総合研究所 用語集より作成

確定的影響

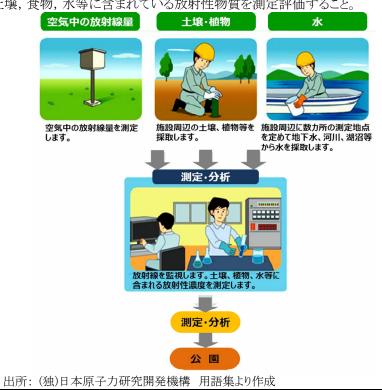
放射線の被ばくにより短期的に発生する影響(急性障害)のこと。一般に, しきい線量を超えて被ばくした場合に影響が現れるとされる。影響の例として は,急性放射線症,不妊,水晶体混濁,造血臓器の機能障害などがある。こ れに対する用語として,確率的影響がある。

確率的影響

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる 傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺 伝的影響は確率的影響に分類される。これに対する用語として、確定的影響 がある。

環境モニタリング

原子力施設から放出される放射線および放射性物質による公衆の被ばくの レベルを確認するために,原子力施設周辺の環境において,空間放射線や 土壌,食物,水等に含まれている放射性物質を測定評価すること。



	IΒ		新	備考
希ガス	周期表の 18 族元素へリウム(He), ネオン(Ne), アルゴン(Ar), クリプトン(Kr), キセノン(Xe), ラドン(Rn)の六つを総称する。 地表及び大気中に含まれる量が非常に少ないので, このように呼ばれる。 いずれも無味無臭, 無色で, 1 原子分子の気体(常温)である。 融点, 沸点は低い。 化学的に極めて不活性で, 元素相互または他の元素と化合しにくい。 このため不活性ガスとも呼ばれる。	希ガス	周期表の 18 族元素へリウム(He),ネオン(Ne),アルゴン(Ar),クリプトン(Kr),キセノン(Xe),ラドン(Rn)の六つを総称する。地表及び大気中に含まれる量が非常に少ないので、このように呼ばれる。いずれも無味無臭,無色で、1 原子分子の気体(常温)である。融点、沸点は低い。化学的に極めて不活性で、元素相互または他の元素と化合しにくい。このため不活性ガスとも呼ばれる。	
キセノン	原子番号 54, 原子量 131.30 の元素で希ガスの一種。元素記号 Xe。常温では無色無臭の気体。半減期 5.29 日の放射性核種のキセノン 133(Xe-133)は希ガスの代表的な核種である。	キセノン	原子番号54, 原子量131.30の元素で希ガスの一種。元素記号Xe。常温では無色無臭の気体。半減期5.29日の放射性核種のキセノン133(Xe-133)は希ガスの代表的な核種である。	
吸収線量	放射線が物質を通過するとき、エネルギーの一部が物質に吸収される。エネルギーの吸収の程度は、放射線の種類により異なる。吸収線量とは、単位質量(kg)の物質に吸収された放射線のエネルギー(J)を表す量で、単位はJ/kg(ジュール毎キログラム)である。一般的な単位としてグレイ(Gy)が用いられ、1Gyは1J/kgとなる。	吸収線量	放射線が物質を通過するとき、エネルギーの一部が物質に吸収される。エネルギーの吸収の程度は、放射線の種類により異なる。吸収線量とは、単位質量(kg)の物質に吸収された放射線のエネルギー(J)を表す量で、単位はJ/kg(ジュール毎キログラム)である。一般的な単位としてグレイ(Gy)が用いられ、1Gyは1J/kgとなる。	
緊急事態応急対策等拠	点施設 ⇒オフサイトセンター参照。	緊急事態応急対策等拠	処点施設 ⇒オフサイトセンター参照。	
緊急時活動レベル	EAL (Emergency Action Level)と略される。初期段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の観測可能な状態等で表されるもので,事業者が定める。プラントの状態の変化,深層防護を構成する各種設備(①異常発生防止,②異常拡大防止,③異常放出防止)の状態,放射性物質の閉じ込め機能の状態,外的事象の発生に着目して定められる。	緊急時活動レベル	EAL (Emergency Action Level)と略される。初期段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の観測可能な状態等で表されるもので、事業者が定める。プラントの状態の変化、深層防護を構成する各種設備(①異常発生防止、②異常拡大防止、③異常放出防止)の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生に着目して定められる。	
	施設の異常事態		施設の異常事態	
緊急事態区分	原子力施設の状況に応じて、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするため、緊急事態を区分するもの。区分には、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つがある。	緊急事態区分	原子力施設の状況に応じて、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれ ぞれが果たすべき役割を明らかにするため、緊急事態を区分するもの。区分 には、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つがある。	
緊急被ばく医療	緊急時に被ばくした人を対象に医療行為を行うこと。周辺住民の医療措置 に関して道府県の災害対策本部に関係機関の協力を得て緊急被ばく医療体 制が組織される。また各事業所周辺には地域救急医療機関の体制が組織さ れる。	緊急被ばく医療	緊急時に被ばくした人を対象に医療行為を行うこと。周辺住民の医療措置 に関して道府県の災害対策本部に関係機関の協力を得て緊急被ばく医療体 制が組織される。また各事業所周辺には地域救急医療機関の体制が組織さ れる。	
空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時の環境 モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。	空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時の環境 モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。	
クリプトン	原子番号 36 の元素。元素記号は Kr。天然にはほとんど存在せず, ウラン等の核分裂によって生成する。 クリプトン 85 (Kr85) の半減期は 10.76 年である。 キセノン (Xe) やヨウ素 (I) とともに、軽水炉内でウラン燃料の燃焼に際して生成する主要な気体状核分裂生成物である。	クリプトン	原子番号 36 の元素。元素記号は Kr。 天然にはほとんど存在せず、ウラン等の核分裂によって生成する。 クリプトン 85 (Kr85) の半減期は 10.76 年である。 キセノン (Xe) やヨウ素 (I) とともに、軽水炉内でウラン燃料の燃焼に際して生成する主要な気体状核分裂生成物である。	
警戒事態	緊急事態区分のひとつ。その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。	警戒事態	緊急事態区分のひとつ。その時点では公衆への放射線による影響やその おそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又は そのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時 間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。	

	IΒ		新	備考
計画的避難	福島第一原子力発電所の事故において,混乱が生じないように,国など関係機関が,該当する県および市町村と綿密に打ち合せをした上で,1ヶ月程度の期間で計画的に避難を実施したもの。1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域が指定された。	計画的避難	福島第一原子力発電所の事故において、混乱が生じないように、国など関係機関が、該当する県および市町村と綿密に打ち合せをした上で、1ヶ月程度の期間で計画的に避難を実施したもの。1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域が指定された。	
下水汚泥	排水処理や下水処理の各過程で,沈殿またはろ過等により取り除かれる泥 状の物質。	下水汚泥	排水処理や下水処理の各過程で, 沈殿またはろ過等により取り除かれる泥 状の物質。	
健康調査	災害発生後に住民等の健康状態を把握するために行う調査。原子力災害においては、住民等の被ばく線量の把握も重要な目的となる。	健康調査	災害発生後に住民等の健康状態を把握するために行う調査。原子力災害 においては、住民等の被ばく線量の把握も重要な目的となる。	
原災法第 10 条	原子力災害対策特別措置法第 10 条のことであり,原子力事業者の通報義務について規定したもの。一定の事象(特定事象)が生じた場合の通報を原子力事業者の原子力防災管理者に義務付ける(第10条第1項)とともに,罰則によりその履行を担保することとしている。	原災法第 10 条	原子力災害対策特別措置法第 10 条のことであり、原子力事業者の通報義務について規定したもの。一定の事象(特定事象)が生じた場合の通報を原子力事業者の原子力防災管理者に義務付ける(第10条第1項)とともに、罰則によりその履行を担保することとしている。	
原災法第 15 条	原子力災害対策特別措置法第 15 条のことであり,原子力緊急事態宣言について規定したもの。原子力規制委員会は,原子力緊急事態が発生したと認めるときは,内閣総理大臣に報告し,内閣総理大臣は,原子力緊急事態宣言等の公示を行うこととされている。	原災法第 15 条	原子力災害対策特別措置法第 15 条のことであり,原子力緊急事態宣言について規定したもの。原子力規制委員会は,原子力緊急事態が発生したと認めるときは,内閣総理大臣に報告し,内閣総理大臣は,原子力緊急事態宣言等の公示を行うこととされている。	
原子力規制委員会	原子力利用における安全を確保するため、環境省の外局として国家行政組織法3条2項に基づいて設置された委員会(いわゆる三条委員会)。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故を契機に原子力安全規制の体制が抜本的に改革され、より独立性の強い新たな規制行政組織として平成24年9月19日に発足した。委員会は国会の同意を得て内閣総理大臣により任命される委員長及び委員4名からなる。	原子力規制委員会	原子力利用における安全を確保するため、環境省の外局として国家行政組織法3条2項に基づいて設置された委員会(いわゆる三条委員会)。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故を契機に原子力安全規制の体制が抜本的に改革され、より独立性の強い新たな規制行政組織として平成24年9月19日に発足した。委員会は国会の同意を得て内閣総理大臣により任命される委員長及び委員4名からなる。	
原子力緊急事態	放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業 所外へ放出された事態。原子力緊急事態が発生した場合,原災法第 15 条に 基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う。原災法第 15 条参照。	原子力緊急事態	放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業 所外へ放出された事態。原子力緊急事態が発生した場合,原災法第 15 条に 基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う。原災法第 15 条参照。	
原子力災害事後対策実施区域	内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を実施した後に設定される,原 子力災害事後対策を実施すべき区域。	原子力災害事後対策実施区域	成 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を実施した後に設定される,原子力災害事後対策を実施すべき区域。	
原子力災害対策指針	防災基本計画に適合して,原子力事業者,指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長,地方公共団体,指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策,緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針。原災法第6条の2において原子力規制委員会が定めることが規定されている。	原子力災害対策指針	防災基本計画に適合して,原子力事業者,指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長,地方公共団体,指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策,緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針。原災法第6条の2において原子力規制委員会が定めることが規定されている。	
原子力災害対策特別措置法	原災法と略される。原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした法律。1999年9月30日に起きたJCOウラン加工工場の臨界事故の教訓等から、原子力災害対策の抜本的強化を図ることとして2000年6月16日に施行された法律である。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)に伴う福島第一原発事故の教訓から、2012年6月27日に改定された。	原子力災害対策特別措置法	原災法と略される。原子力災害から国民の生命,身体及び財産を保護することを目的とした法律。1999年9月30日に起きたJCOウラン加工工場の臨界事故の教訓等から,原子力災害対策の抜本的強化を図ることとして2000年6月16日に施行された法律である。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)に伴う福島第一原発事故の教訓から,2012年6月27日に改定された。	
原子力災害対策本部	原子力災害時に臨時に内閣府に設置される本部。原災法第15条により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときに設置される。内閣総理大臣が本部長を務める。	原子力災害対策本部	原子力災害時に臨時に内閣府に設置される本部。原災法第15条により,内 閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときに設置される。内閣総理大臣が 本部長を務める。	

IΒ 新 備考 原子力事業者防災業務計画 原子力事業者が,原子力災害の発生と拡大の防止,および原子力災害の 原子力事業者防災業務計画 原子力事業者が,原子力災害の発生と拡大の防止,および原子力災害の 復旧を図るための必要な業務について原子力事業所ごとに定める計画。関係 復旧を図るための必要な業務について原子力事業所ごとに定める計画。関係 する地方自治体と協議の上で作成することが原子力災害対策特別措置法に する地方自治体と協議の上で作成することが原災法に定められている。 定められている。 原子炉圧力容器 原子炉の炉心部を収納する肉厚に作られた頑丈な鋼製容器。内部に燃料 原子炉圧力容器 原子炉の炉心部を収納する肉厚に作られた頑丈な鋼製容器。内部に燃料 集合体から成る炉心,制御棒などの炉内構造物,一次冷却材(軽水)等があ 集合体から成る炉心,制御棒などの炉内構造物,一次冷却材(軽水)等があ り、運転時には高温・高圧となっている。 り、運転時には高温・高圧となっている。 ⇒物理的防護壁の図参照 ⇒物理的防護壁の図参照 原子炉施設で,放射性物質が原子炉圧力容器や原子炉冷却系などの主要 原子炉格納容器 原子炉格納容器 原子炉施設で,放射性物質が原子炉圧力容器や原子炉冷却系などの主要 設備から環境に放散されることを防止するためのひとつの手段として設けられ

原子炉施設で、放射性物質が原子炉圧力容器や原子炉冷却系などの主要 設備から環境に放散されることを防止するためのひとつの手段として設けられ た、主要施設を格納するための密閉性と耐圧性の高い容器(実際には建造 物)。主要施設から放射性物質が放散されるような場合にも、環境への拡散を 防ぐために気密な建造物に収納(格納)して、事故時の被害防止の手だてとす る

⇒物理的防護壁の図参照

原子炉建屋 原子炉及びその関連施設を収容する建屋。

⇒物理的防護壁の図参照

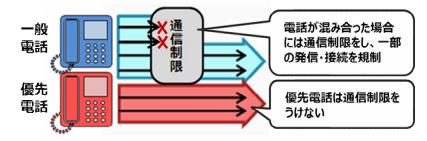
公共的団体

農業協同組合,森林組合,商工会等の産業経済団体,社会福祉協議会, 青年団,婦人会等の文化事業団体等で,公共的な活動を営む団体をいう。公 法人でも私法人でもよく,また,法人でなくてもよいとされる。

サ行

災害時優先電話

災害時の援助,復旧や公共の秩序を維持するため,法律に基づいて提供される機能で,一般の電話回線に優先して発信が可能な電話回線。



出所:総務省 災害時優先通信より作成

災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し,災害から自らを守るために 安全な場所に避難するなどの一連の適切な行動を取るのに支援を要する 人々。例えば、高齢者(とりわけ独居老人)、障害者など。

災害時要援護者支援プラン

災害時要援護者の「自助」及び、地域(近隣)の「共助」を基本とし、要援護者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることによって地域の安全・安心体制を強化することを目的とした計画。

災害対策基本法

災害対策基本法は、1961年(昭和36年)制定の法律。その目的は、国土と 国民の生命、財産を災害から守ることで、国、地方公共団体およびその他の公 共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災 計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の措置などを定めること を求めている。本法では災害を、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火 その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発およびこれらに類する ものとしており、原子力災害も含まれている。 原子炉施設で、放射性物質が原子炉圧力容器や原子炉冷却系などの主要設備から環境に放散されることを防止するためのひとつの手段として設けられた、主要施設を格納するための密閉性と耐圧性の高い容器(実際には建造物)。主要施設から放射性物質が放散されるような場合にも、環境への拡散を防ぐために気密な建造物に収納(格納)して、事故時の被害防止の手だてとする

⇒物理的防護壁の図参照

原子炉建屋

原子炉及びその関連施設を収容する建屋。

⇒物理的防護壁の図参照

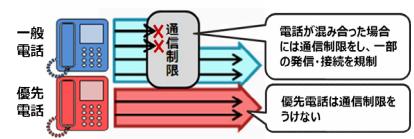
公共的団体

農業協同組合,森林組合,商工会等の産業経済団体,社会福祉協議会,青年団,婦人会等の文化事業団体等で,公共的な活動を営む団体をいう。公法人でも私法人でもよく、また,法人でなくてもよいとされる。

サ行

災害時優先電話

災害時の援助,復旧や公共の秩序を維持するため,法律に基づいて提供される機能で,一般の電話回線に優先して発信が可能な電話回線。



出所:総務省 災害時優先通信より作成

災害時要援護者

災害が発生した場合,必要な情報を迅速かつ的確に入手し,災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど,災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする人。具体的には,平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者(身体障害,知的障害,精神障害,発達障害のある人など)や,状況によって妊産婦,乳幼児,外国人も対象になる。

災害時要援護者支援プラン

災害時要援護者の「自助」及び、地域(近隣)の「共助」を基本とし、要援護者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることによって地域の安全・安心体制を強化することを目的とした計画。

災害対策基本法

災害対策基本法は、1961年(昭和36年)制定の法律。その目的は、国土と 国民の生命、財産を災害から守ることで、国、地方公共団体およびその他の公 共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災 計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の措置などを定めること を求めている。本法では災害を、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火 用語解説の修正

	IB		新	備考
			その他の異常な自然現象,または大規模な火災,爆発およびこれらに類する	
災害多言語支援センター	東日本大震災発生以降、仙台市が仙台国際センター内に設置し、市民ボラ		ものとしており,原子力災害も含まれている。	 「災害多言語支援センタ
	ンティアや関係機関からの協力を得て、外国人被災者を支援した組織。多言語による場合が、外国人被災者を支援した組織。多言語による思想は、外国人は第一次では、アンディア	二次地球/医病機即	取名地域/医療体制の中で言葉事明的な診療なる/医療機関 地域の二	一」を「仙台市災害多言語
	語による情報発信, 多言語による相談対応, 避難所等巡回, 大使館, メディア 等対応等を実施。	三次被ばく医療機関	緊急被ばく医療体制の中で高度専門的な診療を行う医療機関。地域の三 次被ばく医療機関としては、西日本ブロックは広島大学、東ブロックは放射線	支援センター」として記載
	474% 4 C 24MB0		医学総合研究所がある。また、放射線医学総合研究所は、全国の緊急被ばく	
三次被ばく医療機関	緊急被ばく医療体制の中で高度専門的な診療を行う医療機関。地域の三		医療の中核として、線量評価のネットワークを運営するとともに、各地の被ばく	することから掲載場所を移
	次被ばく医療機関としては、西日本ブロックは広島大学、東ブロックは放射線		医療機関に必要な支援や専門的助言も行っている。	動。併せて、解説文を修正
	医学総合研究所がある。また,放射線医学総合研究所は,全国の緊急被ばく 医療の中核として,線量評価のネットワークを運営するとともに,各地の被ばく	シーベルト	人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。線量の単位で、記号では	
	医療機関に必要な支援や専門的助言も行っている。	771	Sv と書く。	
			⇒放射能の図参照	
シーベルト	人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。線量の単位で、記号では	**************************************		
	Sv と書く。 ⇒放射能の図参照	事故進展予測	原子力災害が生じた場合に,事故災害の情報を分析して,事故の進展やそれによる環境への影響などを予測すること。	
	一次対化の色参照		4 いによる水が、マンが音なとで11対 がること。	
事故進展予測	原子力災害が生じた場合に、事故災害の情報を分析して、事故の進展やそ	施設敷地緊急事態	緊急事態区分のひとつ。原子力施設において公衆に放射線による影響をも	
	れによる環境への影響などを予測すること。		たらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備	
坎	緊急事態区分のひとつ。原子力施設において公衆に放射線による影響をも		えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。	
施設敷地緊急事態	索忌事態区がのひどう。原士力施設において公衆に放射線による影響をも たらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備	 実効線量	放射線の種類と性質、人体の組織や臓器の種類によって、人体が放射線を	
	えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。	人	受けたときの影響は異なる。これらを考慮して算出する放射線量を実効線量と	
			いう。実効線量は,放射線の被ばく管理に用いる。単位はシーベルト(Sv)で表	
実効線量	放射線の種類と性質、人体の組織や臓器の種類によって、人体が放射線を受けたしての影響は思えている。ためには、大きなない。		される。	
	受けたときの影響は異なる。これらを考慮して算出する放射線量を実効線量という。実効線量は,放射線の被ばく管理に用いる。単位はシーベルト(Sv)で表	 指定公共機関	内閣総理大臣が,関係法に基づいて指定する公共機関。原子力防災に関	
	される。	II AC A A IMA	係する機関としては、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共	
			的機関,及び内閣総理大臣が指定する電気,ガス,輸送,通信その他の公益	
指定公共機関	内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関。原子力防災に関		的事業を営む法人が相当する。	
	係する機関としては、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共 的機関、及び内閣総理大臣が指定する電気、ガス、輸送、通信その他の公益	 指定地方公共機関	内閣総理大臣が,関係法に基づいて指定する地方公共機関。原子力防災	
	的事業を営む法人が相当する。	16たたり 4八成民	に関係する機関としては、当該都道府県の知事が指定する都道府県の電気、	
			ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人などが該当する。	
指定地方公共機関	内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する地方公共機関。原子力防災	let den err		
	に関係する機関としては,当該都道府県の知事が指定する都道府県の電気, ガス,輸送,通信その他の公益的事業を営む法人などが該当する。	焼却灰 	廃棄物を焼却した後に残った灰。灰分と未燃分が含まれる。	
	ルバ、) 浄水発生土	浄水場において,取水した原水から水道水をつくる過程で取り除かれた河	
焼却灰	廃棄物を焼却した後に残った灰。灰分と未燃分が含まれる。		川中の濁り(土砂)や浄水処理に用いられた薬品類などの沈でん物を集めて	
AF 1 70 1 1			脱水処理したもの。	
浄水発生土	浄水場において、取水した原水から水道水をつくる過程で取り除かれた河 川中の濁り(土砂)や浄水処理に用いられた薬品類などの沈でん物を集めて	 初期被ばく医療機関	緊急被ばく医療体制の中で、初期診療や救急診療を行う医療機関。	
	川中の個外(上が)で伊尔延達に用いられた楽品類などの优くん物を集めて 脱水処理したもの。	が対版は、区域版例	糸心板は、医療性間の中で、切別的療で放心的療を行り医療機関。	
		食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るこ	
初期被ばく医療機関	緊急被ばく医療体制の中で、初期診療や救急診療を行う医療機関。		とを目的として定められた法律。食品の安全性の確保のために公衆衛生の見	
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るこ		地から必要な規制その他の措置を講ずることを定める。	
皮 帕用工/公		 除染	放射性物質が付着して汚染されている人体や施設を対象として、この放射	
	地から必要な規制その他の措置を講ずることを定める。		性物質を取り除くことをいう。除染の方法にはブラッシング,研磨のような機械	
RA NA			的方法と,洗剤,有機溶媒,酸,アルカリを使用する化学的除染がある。	
除染	放射性物質が付着して汚染されている人体や施設を対象として、この放射	スクリーニング	切射性肺原に汚洗して1、2 老し マハカハ老た同ハウフェ!.	
	性物質を取り除くことをいう。除染の方法にはブラッシング, 研磨のような機械 的方法と, 洗剤, 有機溶媒, 酸, アルカリを使用する化学的除染がある。	<u> </u>	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。	
	Mach nevity in particular has a visit a particular and of	セシウム	原子番号 55 の元素。原子量 132.90543。元素記号は Cs。銀白色の軟らか	

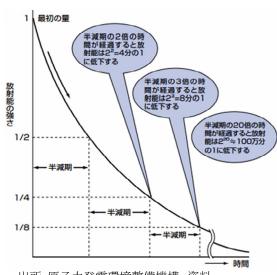
	IΒ		新	備考
スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。		い金属。アルカリ金属のうち最も反応性に富む。多くの同位体があるが、代表的なものに質量数 137(Cs137)や 134(Cs134)がある。	
セシウム	原子番号 55 の元素。原子量 132.90543。元素記号は Cs。銀白色の軟らかい金属。アルカリ金属のうち最も反応性に富む。多くの同位体があるが、代表的なものに質量数 137(Cs137) や 134(Cs134)がある。	<u>仙台市</u> 災害多言語支援センタ ー	7 大規模災害発生時に、言葉や習慣の違いから情報を入手しにくいため支援 を受けられないおそれがある外国人に対し、必要な情報を多言語化して提供 し支援することを目的として、仙台市が設置するもの。	文言修正,移動
全面緊急事態	緊急事態区分のひとつ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。		緊急事態区分のひとつ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。	
線量計	放射線からうけるエネルギーの量(線量)を計測する装置。個人の外部被ば く線量を測定する計器には、フィルムバッジ、ガラスバッジ、熱蛍光線量計、ポケット線量計、アラームメータなどがある。	線量計	放射線からうけるエネルギーの量(線量)を計測する装置。個人の外部被ば く線量を測定する計器には、フィルムバッジ、ガラスバッジ、熱蛍光線量計、ポケット線量計、アラームメータなどがある。	
線量率	単位時間当たりの線量で、単位としては、 Sv/h 、 mSv/h 、 μ Sv/h などが用いられる。ここで、 Sv はシーベルトと読む線量の単位で、 $1Sv/h=1,000mSv/h=1,000,000 \mu$ Sv/h である。また、時間単位としては、時間(h)のほか、秒(s)、日(d)、年(y)も用いられる。当初は「線量当量率」と表記されていたが、「線量率」に改正された。	線量率	単位時間当たりの線量で、単位としては、 Sv/h 、 mSv/h 、 $\mu Sv/h$ などが用いられる。ここで、 Sv はシーベルトと読む線量の単位で、 $1Sv/h=1,000mSv/h=1,000,000 \mu Sv/h$ である。また、時間単位としては、時間(h)のほか、秒(s)、日(d)、年(y)も用いられる。当初は「線量当量率」と表記されていたが、「線量率」に改正された。	
タ行				
地域団体	一定の地域を基盤に活動を行う団体で、代表的な例として自治会、婦人	タ行		
	会, 老人クラブ, 子ども会, 消費者団体, ボーイスカウト・ガールスカウト・その他の青少年育成団体, まちづくり協議会, 自主防災・防犯組織等がある。	地域団体	一定の地域を基盤に活動を行う団体で、代表的な例として自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、ボーイスカウト・ガールスカウト・その他の青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織等がある。	
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を 勘案した放射線の線量。人体へ与えられるエネルギー量(吸収線量)に、放射 線の種類毎の影響の違いを考慮した係数(放射線荷重係数という)をかけて求 める。	等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を 勘案した放射線の線量。人体へ与えられるエネルギー量(吸収線量)に、放射 線の種類毎の影響の違いを考慮した係数(放射線荷重係数という)をかけて求 める。	
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条に基づき,原子力防災管理者が政府, 地方公共団体に通報しなければならない事象。具体的な基準は,法令等で定 められる。原災法第10条参照。	特定事象	原災法第10条に基づき,原子力防災管理者が政府,地方公共団体に通報 しなければならない事象。具体的な基準は,法令等で定められる。原災法第 10条参照。	
ナ行				
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばくをいう。体内被ばくともいう。	ナ行		
	放射性物質が体内に入る経路は、呼吸によるもの、経口によるもの、皮膚を通じるものの3通りがある。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。被ばく量は、有効半減期(半減期参照)に依存する。 →外部被ばくの図参照	内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばくをいう。体内被ばくともいう。 放射性物質が体内に入る経路は、呼吸によるもの、経口によるもの、皮膚を通 じるものの3通りがある。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する 場合と特定の器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。被ばく量 は、有効半減期(半減期参照)に依存する。 ⇒外部被ばくの図参照	
二次被ばく医療機関	緊急被ばく医療体制の中で,専門的な診療を行うための医療機関。東北大学病院,国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター(循環器・呼吸器病センター内)が指定されている。	二次被ばく医療機関	緊急被ばく医療体制の中で,専門的な診療を行うための医療機関。東北大学病院,国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター(循環器・呼吸器病センター内)が指定されている。	
燃料被覆管	燃料(燃料物質)の被覆材として使用する薄肉円管。燃料と原子炉冷却材と を隔離し,燃料や核分裂生成物を密封し,漏出を防ぐ役目を持つ。 ⇒物理的防護壁の図参照	燃料被覆管	燃料(燃料物質)の被覆材として使用する薄肉円管。燃料と原子炉冷却材と を隔離し、燃料や核分裂生成物を密封し、漏出を防ぐ役目を持つ。 ⇒物理的防護壁の図参照	

IΒ 新 備考

ハ行

半減期

放射性核種の原子数が半分に減少するまでの時間のことを半減期という。 一般に物理的半減期のこと。物理的半減期には,放射性核種によって秒以下 から数十億年まである(下図参照)。また、放射性物質が体内に取り込まれると 一部は人体の代謝作用で生理的に体外に排出される。この作用により、取り込 まれた量が半分になるまでの時間を生物(学)的半減期という。生体内に取り 込まれた放射性物質の量が、物理的半減期及び生物的半減期の双方によっ て元の量の半分になるまでの時間を実効(有効)半減期という。



色々な放射性物質の手減期		
放射性物質	半減期	
ラドン222	3.8日	
キセノン133	5.3日	
ヨウ素131	8.1日	
セシウム134	2.1年	
クリプトン85	11年	
ストロンチウム90	29年	
セシウム137	30年	
炭素14	5715年	
ウラン235	約7億年	
カリウム40	約13億年	
ウラン238	約45億年	

出所:原子力発電環境整備機構 資料

非常通信協議会

非常時に備えた通信計画の作成、全国の都道府県や市町村などを対象と した通信訓練及び非常通信体制の総点検を行っている組織。いざという時に 円滑な通信が行えるよう、平常時から体制を整えている。

避難

放射性プルーム等による被ばくを避けるため、影響のない場所に移動するこ と。放射性物質の大量の放出前に実施することが可能な場合には、被ばくの 低減化の効果が最も大きい防護対策。

被ばく管理

原子力施設の運転, 放射線利用, 放射性物質の使用, 研究などに関係する 原子力施設で働く人々および一般住民を放射線から防護し、安全に利用でき るように行う方策。主として原子力施設の放射線レベルの測定・監視、作業者 の被ばく線量の管理, 放射線作業の安全管理, 施設外の環境放射線の測定・ 監視,放射線異常が発生した場合の緊急の措置等を実施する。

風評被害

原子力施設の事故後、実際には起こっていない、あるいは大したことのない 事件や問題が大げさに取り上げられ、噂が広まり、その結果として、問題の発 生源とされる人や組織があらぬ被害を被ること。地元の農産物や魚介類などの 価格や販売量の低下, 観光地, 観光施設の来客数の減少などの被害。

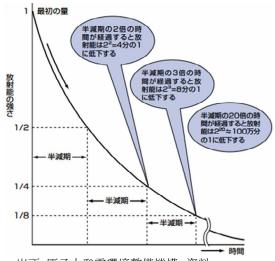
物理的防護壁

原子力施設において安全確保のために、放射性物質を閉じ込めるための 容器等こと。原子力発電所では、燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納 容器等の複数の障壁がある。

ハ行

半減期

放射性核種の原子数が半分に減少するまでの時間のことを半減期という。 一般に物理的半減期のこと。物理的半減期には,放射性核種によって秒以下 から数十億年まである(下図参照)。また、放射性物質が体内に取り込まれると 一部は人体の代謝作用で生理的に体外に排出される。この作用により、取り込 まれた量が半分になるまでの時間を生物(学)的半減期という。生体内に取り 込まれた放射性物質の量が, 物理的半減期及び生物的半減期の双方によっ て元の量の半分になるまでの時間を実効(有効)半減期という。



世々な放射性物質の手減期		
放射性物質	半減期	
ラドン222	3.8日	
キセノン133	5.3日	
ヨウ素131	8.1日	
セシウム134	2.1年	
クリプトン85	11年	
ストロンチウム90	29年	
セシウム137	30年	
炭素14	5715年	
ウラン235	約7億年	
カリウム40	約13億年	
ウラン238	約45億年	

出所:原子力発電環境整備機構 資料

被災地住民登録票

原子力災害の被災地の住民等の健康管理や原子力損害に係る賠償請求 等に関する事務を円滑に推進することを目的に実施される被災住民を対象と した行動調査で用いられる様式。事故当時の行動や被ばくの状況等を記録す

非常诵信協議会

非常時に備えた通信計画の作成,全国の都道府県や市町村などを対象と した通信訓練及び非常通信体制の総点検を行っている組織。いざという時に 円滑な通信が行えるよう、平常時から体制を整えている。

避難

放射性プルーム等による被ばくを避けるため、影響のない場所に移動するこ と。放射性物質の大量の放出前に実施することが可能な場合には、被ばくの 低減化の効果が最も大きい防護対策。

被ばく管理

原子力施設の運転,放射線利用,放射性物質の使用,研究などに関係する 原子力施設で働く人々および一般住民を放射線から防護し,安全に利用でき るように行う方策。主として原子力施設の放射線レベルの測定・監視, 作業者 の被ばく線量の管理,放射線作業の安全管理,施設外の環境放射線の測定・ 監視,放射線異常が発生した場合の緊急の措置等を実施する。

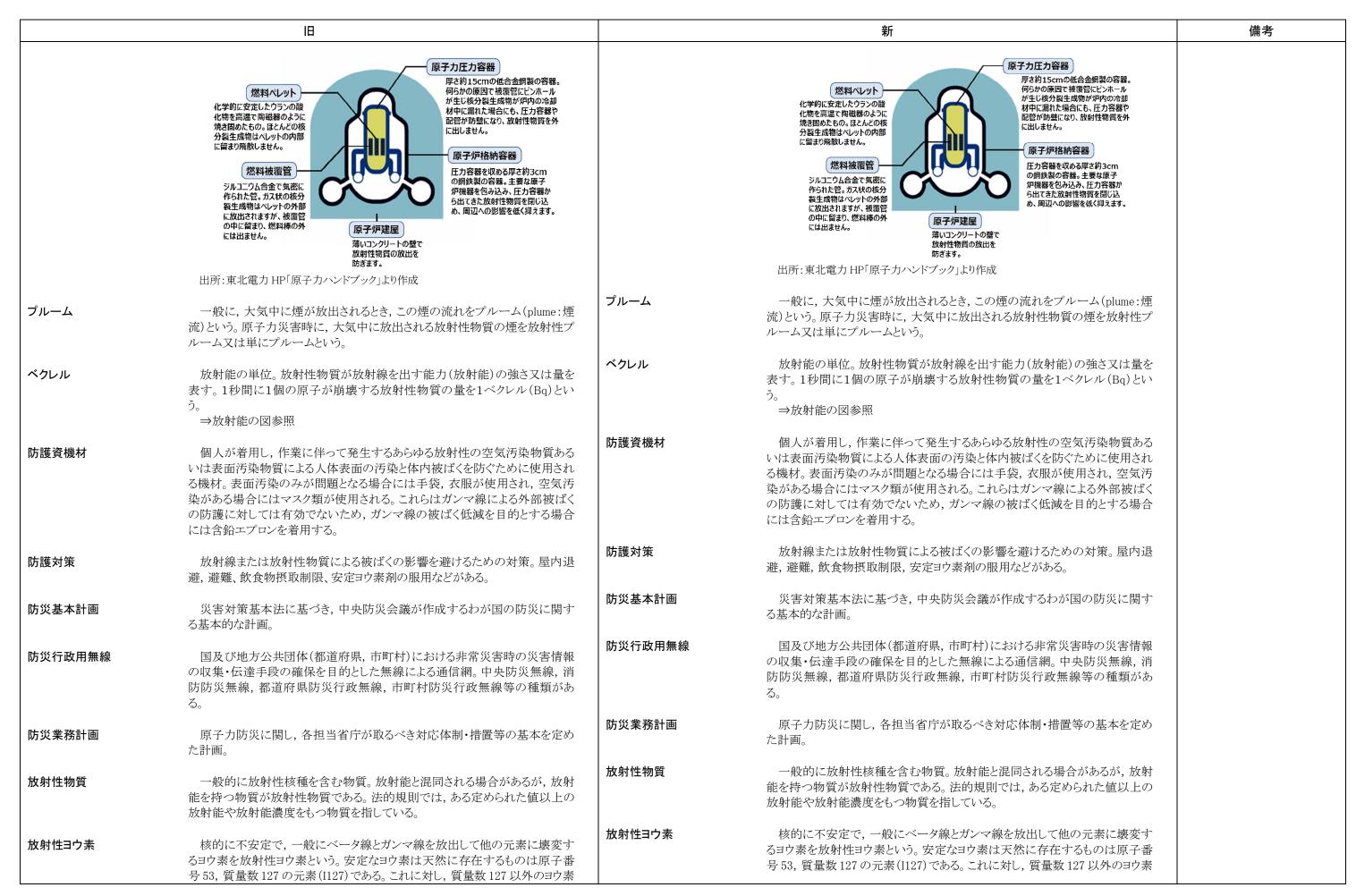
風評被害

原子力施設の事故後、実際には起こっていない、あるいは大したことのない 事件や問題が大げさに取り上げられ、噂が広まり、その結果として、問題の発 生源とされる人や組織があらぬ被害を被ること。地元の農産物や魚介類などの 価格や販売量の低下, 観光地, 観光施設の来客数の減少などの被害。

物理的防護壁

原子力施設において安全確保のために、放射性物質を閉じ込めるための 容器等こと。原子力発電所では、燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納 容器等の複数の障壁がある。

用語を追加



旧 備考

放射線

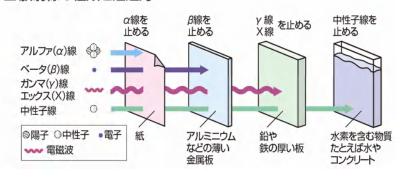
は不安定な性質を有しており、核分裂に伴って次のような放射性ヨウ素が主に 生成される。質量数 131 のもの(1311; 半減期 8.06 日), 133 のもの(1331; 半減 期 20.8 時間), 135 のもの(1351;半減期 6.7 時間)などがある。

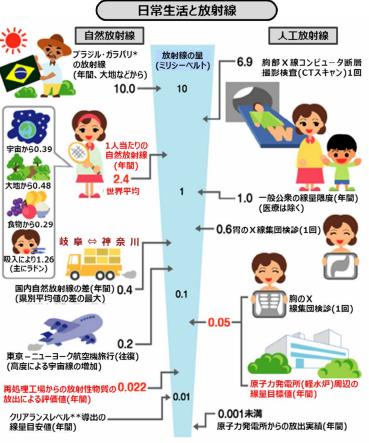
放射線

エックス線, ガンマ線などの電磁波(光子)並びにアルファ線, ベータ線, 中 性子線等の粒子線(アルファ線、ベータ線は、それぞれヘリウム原子核及び電 子からなる)の総称である。直接あるいは間接的に物質中の原子や分子を電 離(電離作用)するほか、物質によっては発光(蛍光作用)させたり、化学変化 を起こしたりする。放射線の種類によって物質の透過力が異なる。放射線は人 間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。

放射線には自然放射線と人工放射線がある。

■放射線の種類と透過力





* ブラジル南部、大西洋岸のリゾート。大地からの放射線が最も多い地域のひとつ。 **原子力施設から出る金属やコンクリートについて、放射性廃棄物として適切に処分する必要があるものと、 普通の廃棄物として再利用や処分できるものを区分する放射能レベル。

出所:電気事業連合会 原子力2012(コンセンサス)、東北電力 原子力ハンドブック 「自然界にも存在する放射性物質より作成

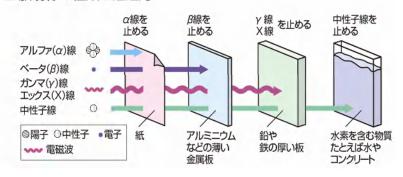
[電気事業連合会「原子力・エネルギー」図面集2010年版等]

は不安定な性質を有しており、核分裂に伴って次のような放射性ヨウ素が主に 生成される。質量数 131 のもの(1311;半減期 8.06 日), 133 のもの(1331;半減 期 20.8 時間), 135 のもの (1351; 半減期 6.7 時間) などがある。

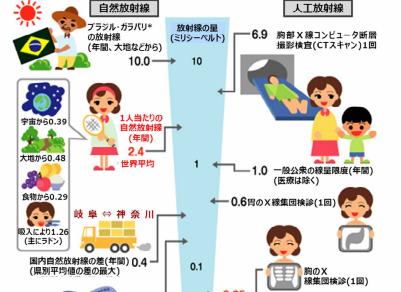
エックス線, ガンマ線などの電磁波(光子)並びにアルファ線, ベータ線, 中 性子線等の粒子線(アルファ線、ベータ線は、それぞれヘリウム原子核及び電 子からなる)の総称である。直接あるいは間接的に物質中の原子や分子を電 離(電離作用)するほか,物質によっては発光(蛍光作用)させたり,化学変化 を起こしたりする。放射線の種類によって物質の透過力が異なる。放射線は人 間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。

放射線には自然放射線と人工放射線がある。

■放射線の種類と透過力



日常生活と放射線



0.2 東京 - ニューヨーク航空機旅行(往復) (高度による宇宙線の増加) 原子力発雷所(軽水炉)周辺の 再処理工場からの放射性物質の 0.022 -線量目標値(年間) 0.01 放出による評価値(年間) 0.001未満

原子力発電所からの放出実績(年間)

* ブラジル南部、大西洋岸のリゾート。大地からの放射線が最も多い地域のひとつ。 **原子力施設から出る金属やコンクリートについて、放射性廃棄物として適切に処分する必要があるものと、 普通の廃棄物として再利用や処分できるものを区分する放射能レベル。

[電気事業連合会「原子力・エネルギー」図面集2010年版等]

クリアランスレベル**導出の

線量目安値(年間)

出所:電気事業連合会 原子力2012(コンセンサス), 東北電力 原子力ハンドブック 「自然界にも存在する放射性物質より作成

旧

身体が受ける吸収線量が同じでも放射線の持つ性質の違いにより身体への 影響は異なる。放射線の違いによる身体への影響を考慮し、同じ尺度で評価 するために設定された係数を放射線荷重係数という。

放射線の種類・エネルギーの範囲	放射線荷重係数:WR
X線・γ線; すべてのエネルギー	1
β 線;すべてのエネルギー	1
中性子;10 KeV 以下	5
10 KeV ~ 100 KeV	10
100 KeV ∼ 2 MeV	20
2 MeV ~ 20MeV	10
20MeV 以上	5
α録	20

(ICRP勧告1990年)

注:eV は電子ボルトというエネルギーの大きさを表す単位で、1 ボルトで加速された電子 1 つのエネルギーが 1 電子ボルトである。KeV は 1,000eV、MeV は 1,000,000eV を表す。

出所:原子力百科事典 ATOMICA より作成

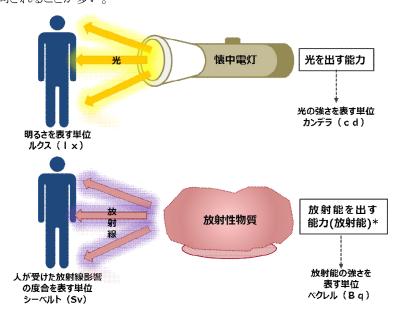
放射線医学総合研究所

放射線荷重係数

放射線の生体影響と放射線障害の診断・治療・社会的対策,放射線や同位元素を用いた疾病の治療・診断について研究開発を行う研究所。三次被ばく 医療機関。

放射能

放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力をいう。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq(ベクレル)と定めている。日本語では放射性物質と概念的に混同されることが多い。



*放射能を持つ物質(放射性物質)のことを指して用いられる場合もある

出所:電気事業連合会「原子力・エネルギー図面集2011」より作成

マ行

モニタリングステーション

原子力施設からの放射線等(空気中の放射性物質濃度,放射線量率,積算線量等)を常時観測する目的で設置された,放射線機器・気象機器・無線機器などを整備された放射線観測局。測定したデータはテレメーターシステム等によって定期的に収集される。

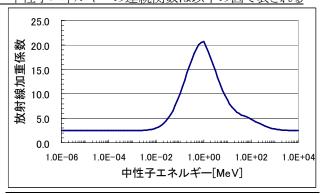
放射線荷重係数

身体が受ける吸収線量が同じでも放射線の持つ性質の違いにより身体への 影響は異なる。放射線の違いによる身体への影響を考慮し、同じ尺度で評価 するために設定された係数を放射線荷重係数という。

放射線のタイプ	放射線加重係数 W _R	
<u>光子</u>	<u>1</u>	
電子とミュー粒子	<u>1</u>	
陽子と荷電パイ中間子	<u>2</u>	
アルファ粒子、核分裂片、重イオン	<u>20</u>	
中性子	中性子エネルギーの連続関数※	

(ICRP2007年勧告より作成)

※ 中性子エネルギーの連続関数は以下の図で表される



注:eV は電子ボルトというエネルギーの大きさを表す単位で、1 ボルトで加速された電子 1 つのエネルギーが 1eV である。

1MeV は 1,000,000eV を表す。

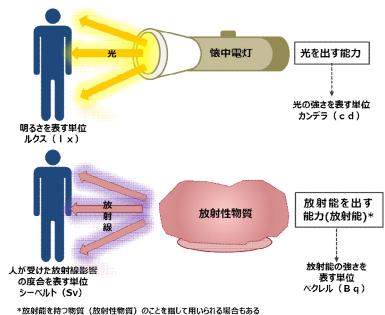
出所:原子力百科事典 ATOMICA より作成

放射線医学総合研究所

放射線の生体影響と放射線障害の診断・治療・社会的対策, 放射線や同位元素を用いた疾病の治療・診断について研究開発を行う研究所。三次被ばく 医療機関。

放射能

放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力をいう。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq(ベクレル)と定めている。日本語では放射性物質と概念的に混同されることが多い。



*放射能を持つ物質(放射性物質)のことを指して用いられる場合もある出所:電気事業連合会「原子力・エネルギー図面集2011」より作成

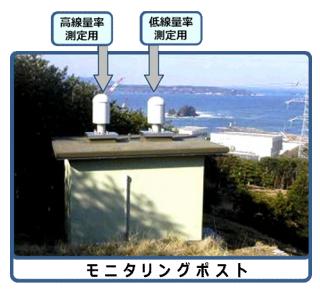
89

最新の情報に更新

備考

モニタリングポスト

原子力施設などの周辺において放射線(空間ガンマ線積算線量)等を連続 的に監視測定するために設置された無人測定点。一般にモニタリングステー ションより測定設備が少ないものをいう。

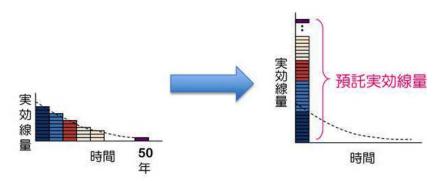


出所:東北電力HP 女川原子力発電所 より作成

ヤ行

預託線量

体内に摂取された放射性物質は、時間の経過にともなって放射能が減衰するとともに、代謝機能により体内から徐々に排泄される。この間の放出放射線により組織や臓器が被ばくする。預託線量とは、一般成人について摂取後の50年間(子供や乳幼児に対しては摂取時から70歳まで)に受ける線量を摂取時に受けたと想定した放射線量のことをいう。



出所:(独)放射線医学総合研究所 放射線被ばくに関する Q&A より作成

予防的防護措置

原子力災害の初期対応段階で短時間のうちに大量の放射性物質が放出される事態に対して、比較的近傍の地域における住民等の確定的影響の発生を回避するため、遅くとも放出開始直後に原子力施設から避難等の措置を講じること。

ラ行

ロジスティックス

活動に必要な物資を確保し供給するための調達,供給,配送等の後方支援活動。

炉心

原子炉の中心部分。エネルギーを発生する燃料集合体等のある部分を指す。

マ行

モニタリングステーション

原子力施設からの放射線等(空気中の放射性物質濃度,放射線量率,積算線量等)を常時観測する目的で設置された,放射線機器・気象機器・無線機器などを整備された放射線観測局。測定したデータはテレメーターシステム等によって定期的に収集される。

モニタリングポスト

原子力施設などの周辺において放射線(空間ガンマ線積算線量)等を連続的に監視測定するために設置された無人測定点。一般にモニタリングステーションより測定設備が少ないものをいう。

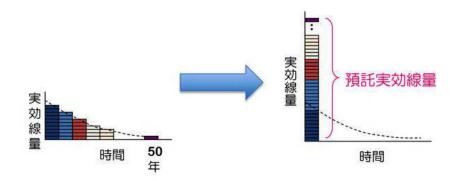


出所:東北電力HP 女川原子力発電所 より作成

ヤ行

預託線量

体内に摂取された放射性物質は、時間の経過にともなって放射能が減衰するとともに、代謝機能により体内から徐々に排泄される。この間の放出放射線により組織や臓器が被ばくする。預託線量とは、一般成人について摂取後の50年間(子供や乳幼児に対しては摂取時から70歳まで)に受ける線量を摂取時に受けたと想定した放射線量のことをいう。



出所:(独)放射線医学総合研究所 放射線被ばくに関する Q&A より作成

予防的防護措置

原子力災害の初期対応段階で短時間のうちに大量の放射性物質が放出される事態に対して、比較的近傍の地域における住民等の確定的影響の発生を回避するため、遅くとも放出開始直後に原子力施設から避難等の措置を講じること。

旧 新 備考 欧文略語 ラ行 ⇒ベクレル参照。 ロジスティクス 活動に必要な物資を確保し供給するための調達,供給,配送等の後方支援 Bq 活動。 EAL ⇒緊急時活動レベル参照。 炉心 原子炉の中心部分。エネルギーを発生する燃料集合体等のある部分を指 ⇒オフサイトセンター参照。 OFC OIL ⇒運用上の介入レベル参照。 欧文略語 ⇒ベクレル参照。 Βq PAZ 予防的防護措置を準備する区域のこと。Precautionary Action Zone の略。 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避す EAL →緊急時活動レベル参照。 るため, 即時避難を実施する等, 放射性物質の環境への放出前の段階から予 防的に防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね半径5kmが目安とさ OFC ⇒オフサイトセンター参照。 れる。 PAZ (Precautionary Action Zone) OIL ⇒運用上の介入レベル参照。 予防的防護措置を準備する」 PAZ 予防的防護措置を準備する区域のこと。Precautionary Action Zone の略。 区域 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避す PPA るため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予 UPZ 防的に防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね半径5kmが目安とさ (Urgent Protective れる。 action Planning PAZ (Precautionary Action Zone) Zone) 概ね5km(めやす) 緊急時防 予防的防護措置を準備する 海 護措置を 概<mark>ね30km(め</mark>やす) 区域 準備する PPA 区域 (Urgent Protective action Planning Zone) 概ね50km(参考値) PPA 概ね5km(めやす) 緊急時防 (Plume Protection Planning Area) 海 概<mark>2,30km(以</mark>やす) 護措置を プルーム通過時の被ば 準備する くを避けるための防護 区域 措置を実施する地域 出所:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する 考え方について中間とりまとめ(概要)より 概ね50km(参考値) PPA (Plume Protection Planning Area) PPA プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域のこと。 プルーム通過時の被ば Plume Protection Planning Area の略。UPZ 外においてプルーム通過時に防護 くを避けるための防護 措置が必要となる地域。 措置を実施する地域 放射性物質の吸入等を避けるための屋内退避や安定ョウ素剤の服用など、 状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合がある。具体的な範 出所:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する 囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子 考え方について中間とりまとめ(概要)より 力規制委員会において,国際的議論の経過を踏まえつつ検討することとされ ている。 PPA プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域のこと。 ⇒PAZの図参照 Plume Protection Planning Area の略。UPZ 外においてプルーム通過時に防護 措置が必要となる地域。 **SPEEDI** 【スピーディ】緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム。System for 放射性物質の吸入等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、 Prediction of Environmental Emergency Dose Information の略。原子力発電所 状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合がある。具体的な範 等の原子力施設において大気中への放射性物質の放出が予想される事故が 囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子 発生した場合に,施設周辺地域への影響を計算機により計算する。現在は 力規制委員会において,国際的議論の経過を踏まえつつ検討することとされ (公財)原子力安全技術センターが運用している。 ている。

IΒ	新	備考
0 2 3 40 177	⇒PAZ の図参照	
Sv ⇒シーベルト参照。		
UPZ 緊急時防護措置を準備する区域のこと。Urgent Protective Action Planning		
Zone の略。		
確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区は、原スカ彩電子など無いが、アスカストでしたして		
域。原子力発電所から概ね半径 30km が目安とされる。 ⇒PAZ の図参照		
/ITEV区》///		
出所)原子力規制委員会 原子力防災用語集,原子力百科事典 ATOMICA, 2012宮城県の原子力行政 等		